

90-60

松平康國編著



叢書 歷史

英國憲法史

東京專門學校出版部藏版

歴史叢書發行の趣意

本校出版部は史學專攻の諸名家に囑し『歴史叢書』の名の下に於て左の諸歴史を出版せんとす其の趣旨とするところは世界的觀念の發達てふ國民教育の一大主眼を貫徹するに就て裨益するところをわらしめ且つ諸専門學科就中政治、經濟、法律、文學の諸科を研究するの基礎として必要なる歴史的知識の普及を計らんとするにあり二十世紀の日本國民は特に世界を知らざるべからず史的智識に基づかざる空論妄斷は遂に有害無益のものたらずんばわらず世間意識の士幸ひに余輩と感を同ふし『歴史叢書』出版の舉を贊助せられなば皆に余輩の幸福のみにあらざるなり

希臘史 羅馬史 英國史 佛國史 獨逸史 露西亞史 伊太利史 西班牙葡萄牙史 荷蘭白耳義史 北歐史 土耳其波留汗史 米國史 中央亞細亞史 印度史 清國史 近世殖民史 英國憲法史

文學士 幸田成友編
文學士 淨田和民編
文學士 松平康國編
文學士 長田忠一編
文學士 隈本繁吉編
文學士 高田早苗編
文學士 山本利雄編
文學士 坂本健一編
文學士 村川堅固編
文學士 高桑駒吉編
文學士 長田忠一編
文學士 小崎弘道編
文學士 長瀬鳳輔編
文學士 高桑駒吉編
文學士 矢野仁一編
文學士 河合弘民編
文學士 松平康國編
文學士 松平康國編

英國憲法史自序

中庸に曰く先王之政布在方策其人存則其政舉其人亡則其政息と古より東洋諸國の政體皆然らざるはなし北米マサチューセツの憲法に曰く吾人の政府は法の政府にして人の政府に非ずと今に至るまでテートン民族の政體亦皆然らざるはなし若し後者を稱して法治國となさば前者は則ち人治國とも謂ふべきか

支那人動もすれば堯舜々々と曰ふ誠に何れの時代に於ても其君皆堯舜の如く其臣皆稷契の如く其民皆華胥の國民の如くならんには自由權利の盡く無用に歸するも亦知るべからず彼のサイモンが君主專制に反抗して英國下院の基を開くに至り

たるはフランタシエット家の失政實に之をして然らしめたるのみ若しエドワードをしてサイモンの故國なる佛蘭西の聖君ルイの如くならしめたらんにはリーシエスタ伯と雖も亦其身を終るまで一賢諸侯たるに過ぎずして止まんのみ豈に復た民權の木鐸となるの要あらんや然れども時は必ずしも陶虞に非ず君は必ずしも堯舜に非ず一二を千百に望みて僥倖を事とするが如きは決して安全の計なりと謂ふべからず然るに法治の國に在ては凡百の政事皆一定の規矩に由り庸人をして局に當らしむるも亦大害を及ぼすの憂なし且縱令非常の幸なきも不慮の災なければ則ち満足なりとなすは苟も利害心ある者の通情にして縱令自ら乃公の事を敗るも禍福を他人に任すことを欲せ

ざるは自由思想ある者の天性なるが故に日耳曼人種が人の政府を捨て、法の政府を取り以て安心立命の道となすは豈に當然の事に非ずや

然りと雖も法は死物なり之を活用するに至りては固り其人に存す如何に法の政府なりとも之を操縱するものは亦人に非ずや唯其人なるものが君主宰相に限らずして廣く國民に涉れるのみ今吾人の良知良能を擧げて之を故紙乾墨に殉せしむるが如きは是れ人格を器械視するものにして其弊や杓子定規となり規則倒となり政府も議院も兩つながら衆愚の府に過ぎざらんとす且立憲國にして時に違憲の政あり法治國にして屢無法の事あり是れ豈に法の罪ならんや然らば則ち人治國は固り

準となすべからずして法治國も亦未だ弊なしと謂ふべからず
必ずや人法に服すと雖も敢て法の奴隸とならず法人を制すと
雖も能く運用の餘地を留め人と法との加味宜を得て始て之を
善美の政體と稱すべきのみ而して歐米諸國の中に就て之に庶
幾きものを求むるときは其れ唯英國乎

夫れ英國の憲法ある昭として日星の如く有力の君主時とし
て其明を掩ふことあるも其光を滅ぼすこと能はず皆是れ耳を
掩ふて鈴を竊むの類のみ然れども其憲法なるものは大憲章の
謂に非るなり權利請願の謂に非るなり權利法典の謂に非るな
り苟も然らざれば此バイブル此キーストンは固り之を模擬し
之を移置するに難からざるが故に今一國ありて右の三大典を

生吞活剝するとせんか其國は英國憲法を有するものと謂ふを
得べし然れども誰か之を然りとなすものあらんクリジー言
はずや英國憲法と云へるが如き漠然たる英語は罕に見る所に
して人民の多數は一知半解を免れず其毎に違憲の方案なりと
稱する所のものは其實己の好まざる方案なりと曰ふに同じと
則ち彼のジョーピンが英國憲法なるもの無しと絶叫せしも亦其
把握すべからざるを以てのみ是故に憲法學者は英國の憲法を
名つけて不成典憲法と曰ひ又之を不成文憲法と曰ふ蓋し不成
典となす所以は編纂を経たる完書に非るが爲にして不成文と
なすは其明文に漏れ又は明文に異なる實際の慣例あるが爲な
り顧ふに英國の憲法は形以上のものに存し到底其實體を認む

六
べからず何となれば是れ皆一元則の流行にして法令の如き慣例の如き唯元則の微露したるものに過ぎざればなり乃ち知る英國の憲法は英人の天性に根して心機に動き水到り渠成ると異らざるを

彼既に憲法と同化す故に守て拘泥の跡なく改て變更の觀なく人法合一の政體に因て今日の盛を致すものは是れ豈に他國の望む所ならんや夫れ獨逸の森林に發生したる自由は見はれて代議政躰となり凝て法治國となりしもの何ぞ限らん然るに中世紀の末に至るに及びては概ね皆廢絶を免れざりしに非ずや而して英國は獨り屹然中流の砥柱となり立憲の國體未だ嘗て一日も止みたる事あらず是れ其元則深く國民の肺腑に胚胎す

るの證にして國民盡く絶滅せざる間は憲法終に地に墜つるの時なく大革命の如き晦蒙否塞の時と雖も憲法の暗流はダヴー海峽の潮勢と共に混々として晝夜を舍めざるなり然らば則ち英國憲法の卓然なる所以は其國民の卓絶なるに在り徒に其法文の美なると適用の切なると淵源の遠きとを稱揚するは抑亦末のみ而して本書は憲法の沿革を叙するが故に讀者此に因て其國民と憲法との關係を尋繹せば亦以て英人の所長を知るに足らん

夫れ我日本帝國憲法は衆美を集めて成りたるものなれば固り間然すべきものなしと雖も其功用の如何に至りては國民の如何に由らざるを得ず苟も英國憲法の作用を學ばんと欲すれ

八
は則ち英國國民の氣象を學ぶに若はなし老子曰愚民百万不爲
有民と余は將に曰はんとす愚民百万憲法ありと爲さずとエマ
ルソン又言へるあり樹木を描く者は樹木と同化せざる能はず
と余は將に曰んとす英國國民を學ぶ者は英國國民と同化せざ
る能はずと我國民が英國憲法史に因て自警する所あらば我憲
法の精神を發揮し功績を擧ぐるに於て其裨益する所必ず少か
らざるべし是れ余が自ら揆らずして本書の撰述に従事せし所
以なり

余の東京専門學校に於て本題の講授を擔當せし以來既に數
年に及びたれども益熟して益疑を生じ愈進みて愈難きを覺え
たり唯年々原稿に多少の補改を加へ稍緒に就くに至りたるが

是れ即ち此書の粉本なり然れとも資料の浩漭なる衆説の多岐
なる恐らくは要領を得ざる者あらん而して余は唯選採取舎の
勞を服せしのみにして獨得創意の處あらざれば本書の如き著
述と云はんより寧ろ摘譯若くは纂譯と稱すべきものなり且削
刷の日方に迫り遠くは之を海外の舊師に質し近くは學友の評
正を求むるの暇あらず事實の或は紕謬に陥り文意の或は晦澁
を免れざるに至りては甘んじて其責に任ずる所なり

明治三十三年十一月

破天荒齋 松平康國 撰

英國憲法史目次

緒言

第一編 英國制度の淵源

- 第一章 英國に於けるテュートン制度の元素
- 第二章 テュートン族本國の制度

第二編 迦遜の制度

- 第一章 一統王國以前の政治及び社會
- 第二章 一統王國以後の政治及び社會

第三編 那耳曼の制度

- 第一章 日耳曼本土の形勢及び英國との關係
- 第二章 戰勝後の政治組織

第四編 新舊制度融會の時代

- 第一章 中央政府と地方との聯絡

目次

一頁 四 四 九 九 一 一 三 五 五 七 七 七

| | | |
|-----------------------|--------------------|-----|
| 第二章 | 大憲章成立の始末其一 | 八四 |
| 第三章 | 大憲章成立の始末其二 | 九一 |
| 第四章 | 大憲章成立の始末其三 | 九九 |
| 第五章 | 大憲章成立の始末其四 | 一〇七 |
| 第五編 國會の發達と衰弱 | | |
| 第一章 | エドワード一世よりヘンリー四世に至る | 一一八 |
| 第二章 | ヘンリー四世よりヘンリー七世に至る | 一五〇 |
| 第六編 テュードル王朝 | | |
| 第一章 | ヘンリー七世八世及びメリーの時代 | 一五六 |
| 第二章 | 宗教改革の顛末 | 一六九 |
| 第三章 | エリザベスの宗教 | 一七二 |
| 第四章 | エリザベスの政治 | 一七五 |
| 第七編 ステューアールト王朝 | | |
| 第一章 | ジェームス一世の政治 | 一八九 |

| | | |
|------------------------|-------------------|-----|
| 第二章 | チャールズ一世と權利の請願 | 二〇三 |
| 第三章 | 長期國會 | 二一三 |
| 第四章 | 王政復古 | 二二六 |
| 第五章 | 名譽革命の顛末 | 二四二 |
| 第六章 | ウヰリアム三世の政治 | 二五七 |
| 第七章 | メリーの政治 | 二七〇 |
| 第八編 ハノーヴァル王朝(上) | | |
| 第一章 | フィック黨の專權 | 二七九 |
| 第二章 | トリーパー黨の入閣 | 二八七 |
| 第三章 | パトリオット派の内閣及びピット内閣 | 二九八 |
| 第四章 | 内閣制度の危機 | 三〇六 |
| 第五章 | ウヰルクス出版問題 | 三一二 |
| 第六章 | 政府黨とフィック黨の兩派 | 三二七 |
| 第七章 | 小ピットの時代 | 三三六 |

第八章 ヒット以後の保守黨内閣
第九章 保守黨内閣の變遷

三五二

三六〇

第九編 ハノーヴァール王朝(中)

三七四

第一章 選舉法改正案の顛末

三七四

第二章 メルボルン卿の内閣

四〇六

第三章 愛耳蘭教會の問題

四一〇

第四章 地方選舉改正案

四一三

第十編 ハノーヴァール王朝(下)

四一七

第一章 穀物條例の廢止及びチャテイス

四一七

第二章 千八百六十七年及び八年の選舉法改正案

四二四

第三章 千八百八十四年及び五年の選舉法改正案

四二九

第四章 上院の組織

四三二

第五章 君主内閣及び立法部の關係

四四〇

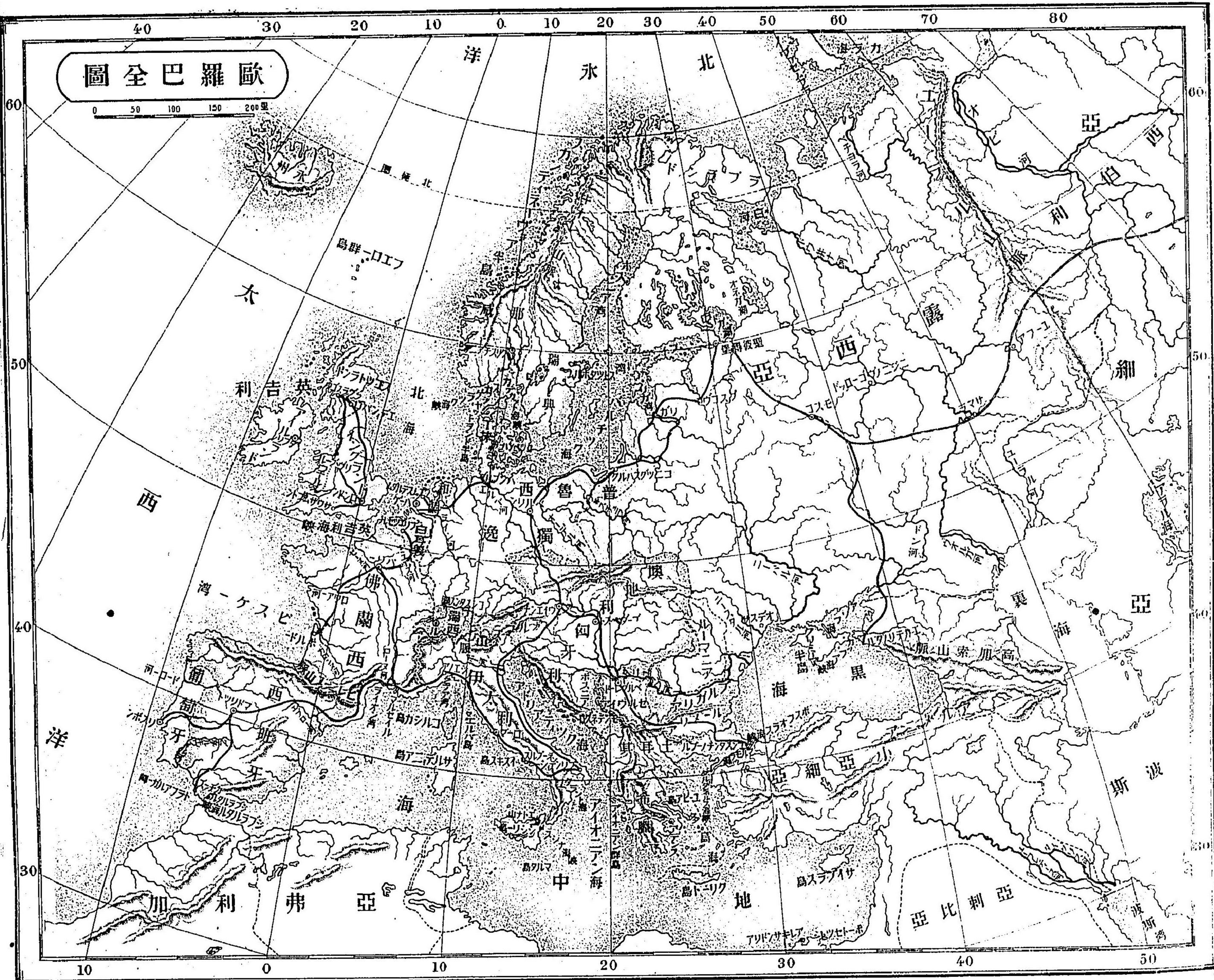
第六章 結論

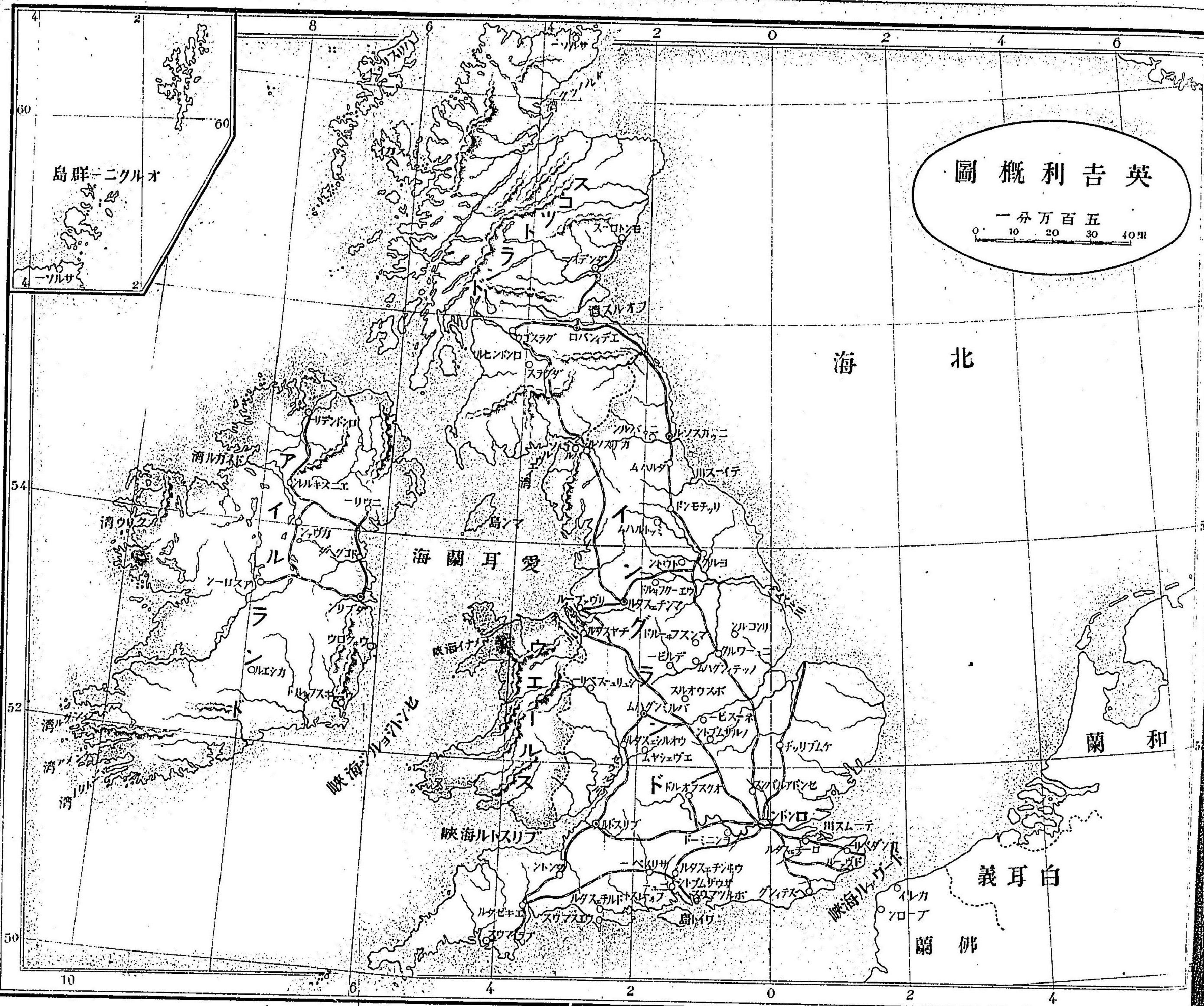
四五九

英國憲法史目次畢

歐羅巴全圖

0 50 100 150 200 哩





英吉利概圖
五分万

オークニー群島

北海

愛爾蘭海

和蘭

白耳義

佛蘭



英吉利概圖

五分百萬一

0 10 20 30 40里

島群ニクルオ

北海

愛爾蘭海

和蘭

白耳義

佛蘭

スリブ

海峡



英國憲法史

松平康國編

緒言

憲法史とは讀て字の如く憲法の由來發達變遷を明かにするものにして歴史よ
が憲法を研究する學問を謂ふ。其れ然り一たび之を繙くときは獨り憲法の沿革
を知るのみならず併せて國會の經歷政黨の源委等を審にするとを得るが故に憲
法史と云ふと雖も亦以て政治史となすべく國會史となすべし苟も此に由らざれ
ば現行の憲法を講ずるも其神髓を知るに難く憲法の得失を論せんと欲するも亦
根據の固らざる憂あり。是を以て一國の憲法を學はんとする者は必ず先づ其憲
法史を修めざるべからず而して英國憲法を學ぶ者に在りては殊に然りとす。

夫れ英國の憲法は世界立憲諸國の以て標準とする所にして北米聯邦は英國の殖
民より成れるが故に憲法制定の當時模範を本國に採りたるは論ずるまでもなく。
其他佛の如き獨の如きも亦皆多少英國憲法の餘光を借らざるはなし。クナイヌ

ト、ブルンチユリ！等が自國と建國の體異なるにも拘らず口を極めて英國の憲法を稱賛するも亦偶然に非ず。然れども英國の憲法は世に隨て變じ漸を以て成り概して習慣に本つきたるものなれば千二百十五年の大憲章、千六百七十九年の人身保護律、千六百八十九年の權利法典及び其他成文の法律規則等憲法の要素たる者少からざれども大躰は秩然たる典冊をなし整然たる編章をなさざるが爲め専ら現行の憲法を研究するにも尙ほ且つ歴史上より手を下さざるべからざるとあり。且つ又英國の憲法は理論と實際と往々相異り君主の權力の如き政黨内閣の如き宰相責任の如き皆慣例因襲より來れる者なり。故に憲法史により事の順序關係を觀察するに非ざれば英國憲法の本躰は竟に窺ふに由なからん。アンソン曰はく歴史に由らず議論を雜えずして我國現行の憲法を説くは到底望むべからずと蓋し英國憲法は實にハルンの言の如く習慣法の一部にして此の習慣法は由て來る所極めて古くマシウヘールは其源ナイルの河と同じく殆ど發見するを得べからずと云へり唯其れ此の如し英國憲法がサクソン時代より湧出して迂餘曲折今日の遠きに至れる跡を尋るは容易の業に非ず。今や諸書を折衷して憲法史の

大要を示すに過ぎずと雖も此に由て憲法を究むるときは暗中摸索の憂なきに庶幾からん歟。

參考書

- | | |
|--------------|----------------|
| スタツプス英國憲法史 | ハラム英國憲法史 |
| メイ英國憲法史 | クナイスト英國憲法史 |
| クナイスト英國國會史 | テイロル英國憲法の起源及發達 |
| フリーマン英國憲法の發達 | ダイシー英國憲法論 |
| クリーソー英國憲法志 | パシエオット英國憲法論 |
| スミス英國々會史 | メッドリー英國憲法史 |
| フェルデン英國憲法略史 | アモス英國憲法 |
| スミス英國制度史 | ラスセル英國政治史憲法史 |
| アンソン英國憲法 | |

第一編 英國制度の淵源

第一章 英國に於けるテニートン制度の元素

五世紀の半より六世紀の末に亘りテニートン族は羅馬帝國の領土にして西方に在る武烈頓、ゴール、伊太利、西班牙の四州を侵襲して此に永住の計を定めたるか其中武烈頓に來住せるテニートン族は即ち英國々民の先祖となりテニートン族が其本國より齎らせし所の粗野なる俗習制度は即ち英國憲法の萌芽となれり是に由て之を觀れば英國制度の歴史は實にテニートン族の移殖より始まるものと謂ふべし。然るに均しくテニートン族の征服に逢ひたるも英國は他の州と全く其事情を異にし之が爲に制度の本跡も亦判然として差別あるが故に先づ其相反する所以を述べざるべからず。蓋し是より先伊太利、ゴール、西班牙に在ては社會上と政治上との別なく羅馬の風化深く其肺腑に浸淫し言語、法律、制度等盡く羅馬風ならざるはなく四世紀の末に至つては此社會の組織止だ羅馬的たるのみならず又耶蘇教的となれり、蓋しテニートン侵略の三大潮流は其勢力其結果各同じからず、即ちゴール

に於ては其痕跡最も深く伊太利に於ては最も淺く西班牙に於ては深淺の間に在り。然れども是れ其程度の相差ふに過ぎずして全體の性質に至りては即ち一なり。而してテニートン族の戰勝國に於けるや破壊者に非ずして寧ろ模倣者なるが如し、何となれば彼の羅馬の文明と相熟するや久しく且つ其の帝國を席卷するや土族の峻拒激争する者なく勢頗る順なりしかば孰れの處に於ても塵殺の跡を留めず蠻族は土民と地を分て相居り羅馬人は固有の法律を有つを得蠻族も亦自ら故國の法典を襲用しテニートンの俗尙政刑は羅馬の俗尙政刑と兩々並び行はれたり。然れども此の如き状態は永續すべきにあらざるが故に互に存廢を決すべき衝突の起るは必然の勢なりとす。試に之を論ぜんに言語に關しては勝者反て敗者の用ゆる所を用ゐる宗教に關しても亦然り唯政事兵制に至てはテニートンの元素大に羅馬に凌駕せるを見る。然れども亡國の典型猶ほ存するものあり、形質のテニートンたるに關せず精神は仍ほ是れ羅馬的たり耶蘇教的たるを失はず。

然るに武烈頓に於るテニートンの戰勝は大陸に於ると相反して一種の特色を現はせるが今其の原因を尋ぬるに第一武烈頓の地位、帝國の中心より隔絶するが爲に

其の關係自ら薄らぎたるに由る。蓋し武烈顛も亦曾て羅馬の文化に浴したれども其文化たる淺薄にしてケルツ族の間に根柢を立る深からず。故に一旦羅馬の保護を失ふや自ら獨立を扶植するの力を有せず。第二來寇者は其極北なる巢窟より直に武烈顛に到れる者にて曾て羅馬の風化を被りしことなき蠻族なり且其の來るや一隊二隊各隨意に侵寇を事とし曾て連合の策に出てす先づ一定の土地を限つて己の略取すべき處となせしかば其武烈顛に入るに及び各隊用兵の區域は頗る狭小なるを免れず。彼は劇戰を以て土着のケルト人を驅逐し南より東より東北より漸く其鋒を進め武烈顛人をして西方に通逃せしめしが此二種族の争たる初より兩立すべからざる性質を帯び侵略と云ふよりは寧ろ殄滅と云ふに庶幾くテートン戰勝の初期は其征服せし域内を通して殆ど土民の殲絶を致せり。而して之と共に土民の曾て羅馬より得たる文明言語宗教法律等も皆亡失して遺るものなく來寇のテートンは土民よりして毫も知識を得る能はず則ち彼等は唯破壊者として來りしものなり。

此の如き事情によりテートン舊來の事物は其純粹なる形質を以て盡く移置せら

れゴール、伊太利、西班牙の日耳曼人が羅馬化するに反して迦孫は其言語其天質其風俗を保ちテインが「日耳曼以外の日耳曼を武烈顛の地に造れり」と云へるは實に至言と謂ふべし。要するに彼に在りては戰勝者戰敗者の社會に混入しテートンの事物は既成の羅馬的社會に於る一元素となりしのみ。然るに此に在りては既成の文明を擧げて之を一掃し之に代ふるに蠻族自家の俗尙を以てせるものなり。此蠻族は本土に在りしとき既に自らイングリシニキンと稱せしが武烈顛を畧取せる同族連合するに及び英國なるもの始て起り爾來内部の發達と外方の影響とにより種々なる變遷は即ち之ありと雖も其國質は之に從て變せざる者あり時に外物の混ざるは則ち之れありと雖も亦是れテートン中の他種より來るに過ぎず如何なる國民も絶對的に血統の純粹を望むべからず只祖宗以來の元素強大にして他の元素を包括し全國民の上に其模型其本質を印する間は國質未だ嘗て亡びざるものと謂ふも亦可なり。夫れデェン族の英國に主たるや同じく北部テートン人種の混淆せしのみ異なる所は一は耶蘇教を奉じ一は然らざると是なり。那耳曼の來寇は英國に取り實に存亡の決する所建國以來の大厄なりしと雖も那耳曼も

英人と均しくテネーソンなるが故にフリーマン曰く『彼は曾てゴールに赴き佛風に化したるデェンのみ而して其の英國に來るや反て原狀に復するを得たりと』勿論那耳曼は佛國に於て習熟せる特殊の儀型を固守し國質の要素となすに就ては百方經營至らざる所なかりしも究竟失敗を免れずして戰敗者の多數に吸収せられ那耳曼人は反て英國人となれり。

イングリシユ、キンが故國の政治兵制を武烈顛に移せしとは前にも述べたる所なるが彼の土民より土地を奪ふや直ちに此に屯營し兵制と族部との區分に基ける一種の法式に從て土地を分ち然る後自ら政治社會を組織せしが此法の原位は狭小なる部落にして邑即ち是なり。邑の集合せる者は稍大なる政區をなし代議の最も古き制度此より起る。概するにテネーソンの政系は自由民より成れる種々の集會に本つき其權域は最小なる地方政務より延て重大なる國事に及ぶ。彼の那耳曼の來りし時に當り中央の權力は自ら之を握りしと雖も地方に於けるテネーソン制度は毫も動搖する所あらず。那耳曼は此地方制度を骨子とし之に被らしむるに己の行政法を以てし近世の憲法は二者の融解より起れるものなり。

第二章 テネーソン族本國の制度

元來テネーソン人種即ち日耳曼人種は初より他人種と雜婚せざるが爲に長く其純粹を保ち骨相と曰ひ言語と曰ひ宗教と曰ひ一も異なる所なく社會の情形、政治の結構、兵備の編制も亦皆之を共にせり。然れども自己の國語に於ては其人種全體を指せる稱呼を有せず。日耳曼と云へる名はケルト人の命ぜし所なり。其民は上古に在て佃獵を業とし、戰爭を務とし、常に筋骨を勞し艱苦に耐え、常食は牛乳肉乾酪等にして耕作を事とせず。之が酋長たる者年々其部落の爲に牧場獵區を撰定し、其部落に屬する者は相共に之を用ゆるのみにして何人も己の所有と稱すべき一定の地積を得る能はず。而して此共有地も翌年に至れば酋長之を他處に移し、其部落を驅て此に轉住せしむ。是れ人民が定住安居の爲に勇氣を失はんとを憂ふると富の不平均より生ずる妬忌争奪の禍を防がんが爲なり。此人種は政法習俗を同ふすると雖も平時は分れて許多の州となり、獨立自治互に相關せず。只時に因て同盟を結ぶとあるのみ。而して人民が相互に州を成すの

關係は専ら人に在り。夫れ州の結合力人に在て土地に在らず、是を以て州の王は族長として君臨するのみ。人民の王にして土地の王に非ず。然るに此事を記せるタシタスの時代には州の位置既に定り、疆域も亦既に明なりしかば州と云へる概念も始て人と人との關係を指すに止らず、併て其群居せる土地をも包括するに至り。從て共有地の制廢れて私有地の制之に代れり。州(拉丁語キツタス英語ステート)は分れて郡(拉丁語バガス日耳曼ガウ又ガフ古代英語シヤイ又シヤニアと曰ふ、然れども大陸に於てはハンドレッドの名尤も通稱たり)となり、郡又分れて村(拉丁語ウヰキ英語ウヰレシ)に分る。其起源と組織とに就ては應に述べる所あるべきも先づタシタスに據て人民の階級と社會政治兵事の大體を叙せんとす。テートン社會の組織は全く兩個の概念を含む。即ち土地の所有と階級の等差にして二者必ず相伴ひ、自由を有せざる人民は村團に於て土地を有する能はず。村團に於て土地を有せざる者は十分の自由を享る能はず。蓋しテートンの社會は四級に分る、曰く貴族、曰く自由民、曰く準自由民、曰く奴隸。自由民は其特權より言ふときは其州の最高級に非ずと雖も社會上及び政治上の

原位となり、一切の政權を付與せられ、年々土地分配の際相當の田土を受け併て之に附帶する權利を得、又此の如き地主たる資格により大小の公會に參與するの權あり。常に武器を携帶して生命と名譽とを保護するの權あり。單身之をなすと親族の援を借るとを問はず私闘をなすの權あり。其兩肩に薙々たる長髪は實に自由の記章なり。

貴族は其血統に本づける特權を除くの外自由民と異なる所あらず。其れ然り、政治上の資格は自由民に等しきも只社會上の地位に於ては大なる威嚴と利益とを有し、立君制度を用ゆる州に於て君主に選ばるゝ者は獨り此階級に限る。

準自由民は奴隸に勝ると遠からず。彼等は私權を有すと雖も政權を有せず。奴隸には二種あり、上なる者は耕奴にして其主に一定の穀物家畜衣服を供し、其家に住して自ら家事を治るを得。此種の奴隸は其土地舊住の民にして征服せられたる者を多しとす。又奴隸の下なる者は卑賤汚辱の極にして博奕に身を賭したる者、戰場に於て捕虜となりし者、罪惡に因て權利を剝れたる者之に屬す。

此より輓近の研究に繋れる古代の自治制度と土地所有法に就て其梗概を叙述す

べし。夫れ古代最も先づ人々を團躰に結合したる束縛は同族の關係にして社會を組織し政事を成立したる躰制は家族の狀態なり。故に此の如き團躰の主權は族長に在り。其れ然り前にも既に述べたるが如く主權と云へる最初の觀念は土地の主權に非ずして人又は族部に附帶せる主權是なり。然るに族部に本づける社會の制度は游牧の間に行はれ其住所を確定するに至り、茲に漸く變化を生じ社會の基礎始て土地の上に存することゝなれり。蓋し上古は同族に因て結合せる一團の民は一定の土地を共有せしも文化の進むに従ひ土地共有の通則は變じて分有の通則となり、其第一着は人々各其宅地の所有主となり、次は共同耕地の分配となり、又其次は牧場の割授となり、團躰の共有として存せるものは只荒地あるのみ。

同族の結合より成れる社會の疆域は日耳曼の古文書之をマルクと云ひ、其絶對所有權は其團躰に在らざれば則ちマルク所屬の州に在り。而して資格ある會員は共同に之を占斷し共同に之を利用するの權あり。マルクは林中に在るあり、平原に在るあり。族部が初て卜居せし處の地勢に隨て異れり。而して其疆界は或は

樹木或は荒野亦各同じからず。マルクは村、耕地、荒地即公有地に分れ、中央は村にしてマルク民此に宅地を構へ、各園庭を繕らし、家内に在ては族長尤も貴く、家族の外其宅へ入る能はず。法吏と雖も亦濫に侵すことを得ず。斯る宅地を有するの一事即ち所有主がマルクの資格ある會員にして團躰に屬する耕地、牧場、草地、荒地の利分に與るの證なり。耕地は三區に分れ各區三年毎に休耕すべき制にして耕年に當れる處に於ては宅地主は均分せられたる場處を耘耔す。但し種る所の禾穀は一全區を通じて同じからざるを得ず。牧場、草場、林藪に至ては之を分つことなく共同に之を利用し、初は制限なかりしが後嚴法を作て規律を正し、吏員を置て各人均しく其利を享るや否を監せしめたり。

右は農制上よりマルクを見、マルク民の共同耕夫たる關係を叙したるものなるが是より政治上に移り内事を経紀する集會に就て言ふ所あらん。マルクの自由民は村會即ちマルク、ムートに參し、社會の未だ發達せざる時に方りマルク、ムートは其住民に關することは何に由らず之を處理せしが歴史時代に及びマルクは一層大なる團躰の一部となり、司法權は此大なる團躰の公會に移れり。而して共同耕

作に關する事務と共同權利に關する問題を處辨し、毎年耕地の配分、禾穀の撰擇、草場の檢定、新に來住する者の團躰に入ることとを許否する等の權は皆マルク、ムートに在り。

マルクの上に在る地方區畫をハンドレッドと云ふ。其最初の名はバガス、ガウ又シヤエヤにして其後ハンドレッドの名日耳曼諸國の通稱となれり。然れどもハンドレッドの地域は國に從て異り。其中に住する自由民より成れる法衙コर्टの如きも亦從て同じからず。蓋しハンドレッドとハンドレッドコールトとは司法行政に關しテュートン一切の制度中最も必要にして永久なる者なり。日耳曼學者の研究する所に據るときはテュートン人種は上古より司法と行政とを公會に歸せしが其最小なる者はマルクムートにして其より上ハンドレッドコールトとなり州會シュタットとなる。此ハンドレッドコールトは其疆内に住する自由民全體より成れる公會にして大抵毎月一會司法事務と共に行政の職權を兼ね。タシタス曰く各ハンドレッドバガスはハンドレッドツダルと名つけられたる百人の戰士を出し、初はハンドレッドツダルの名は數のみに繋りしが後榮稱となれり。而してハンドレッド長は州會

之を撰び、長はハンドレッドコールトを整理し、人民全體の中より撰れたる百名の補佐列席して助言を與ふ。

州は二個以上のハンドレッドより成る。州の主權は州會に在り。自由民は都て州會に參す。但ハンドレッド會は司法を主とし州會は行政を專にす。而して人民は議事に於て同權を有し、其會するや武裝するを例とす。此會は臨時の場合を除くの外一定の會期を以て之を開き、常置委員あり、豫め議案を制し會議に付す。委員はプリンシペと云へる有司より成り、細事は委員之を斷じ、重大の事に限り之を州會に謀る。州會は最高法廷として審問を行ひ重罪を罰す。

各州の制度は微細の點に至るまで大抵相同しきも只一事の大に異なるものあり。即ち或州は王を置き或州は然らざることなり。王を置く州に在ては之を貴族より撰み、又別に武名ある者を立て、大將となす。王權は決して無制限の者に非ず。大將は其職權よりも寧ろ勇威を以て人を服せり。王は戰時に於て兵權を獨占する能はざるのみならず、平時に於ても其權力種々なる制限を受けるに關せず、尙ほ特別なる利益と尊榮とを有し、内に在ては人民の至尊たり、其州の元首たり、外に向て

は其國家を代表する者たり。此古代の王に關して最重大なる點は撰立の主義を
 含むことなり。則王は人民の一にして只血統に由り其位に就くべき資格を有し、
 人民の撰舉に由て位に即く者なり。而して貴種は只候補の資格を得せしむるに
 止り、位號は人民の撰舉に由らざれば得べからず。此主義は英國王室の歴史を一
 貫せり。

王を置かざる州に在ては州會と民撰の有司と併て國事を處す。平時普通の政務
 は常置委員會之を處分し、戰時には大會を開いて將帥を撰定す。

兵制も亦テュートン諸族部の同ふする所にして政制と相類し、地域より見れば州と
 なり、永久の陣營よりすれば軍隊なり。地方組織の社會上政治上最小最狹なる躰
 制は村團に結合せる同族之を代表することなるが、軍隊の元素も之と均しく同族
 合して一躰となり、戰爭に従事し、同族の軍隊は即ち戰場に於ける村團なり。州の
 大區畫なるハンドレッドに於ても亦一樣の看あり。各バガス又ハンドレッドは
 百人の戰士を出す。此れ皆歩兵にして少壯者より撰ばるゝ者とす。戰士第三の
 元素は常業の戰士にして其好める將帥の手に從ひ奇態なる親密の關係を有す。

其將はプリンシエプスと云ひ、部下をコムテスと云ひ、將卒より成れるコムタタス
 の階級は將たる者之を定む。其上坐に定めらるゝ者は卒の最榮にして多數に且
 勇猛なる卒を有するは將の最榮たり。卒は孰れの時に於ても死を以て將に事へ、
 將は其掠奪品を分ち又之を養ふ。

コムタタスの制度は後世の封建を胚胎し、君臣の關係の如きは全く個人的の關係
 に成る。然るに時を経るに従ひ君は臣下の前功を賞して之に土地を與へ、且つ兵
 役地法に由て此土地の所有を許すに至り、新舊の關係合して一となり、封建は實に
 其結果に外ならず。但今やコムタタスを以て軍隊の一元素となせば則ち足る。
 其發達と勢力とは後世に屬すればなり。

是に由て之を觀れば軍隊は三元素より成り、一は人民の全體同族の關係より合し
 て一躰となる者、二は諸ハンドレッドより出す精兵、三は其心服せる將帥の麾下に屬
 する騎兵なり。而して人民の全體の民舉て兵となるに當てや、公會、國會、法廷、軍隊
 都て合一に歸す。斯く政制兵制の密接なる關係は頗る意を留むべき者たり。何
 どなれば侵寇の軍隊は州民全體なると其一部分なるとを問はず、其組織の中に古

代の政治組織を具ふる事を知るに難からず。而して此政治組織は其征服したる土地に住居を定める處に於ては何の地と雖も自ら此の如き組織を生ずればなり。若し外征の軍隊が同族の一隊にして新土に移住するや其兵は勢村團の方法に出でざるを得ず。若し同族の數隊外征をなさんか勢許多の村團をなさざるを得ず。此の如き若干の原位が接觸するや封建制度よりして小なればハンドレッドを生む大なれば州を生ず。是れ英國の舊制を説くに於て緊要なる根柢をなす者なり。

第二編 迦遜の制度

第一章 一統王國以前の政治及社會

此よりは特にテートンの中に於るイングルサクソン。ユート三族の歴史に就て言ふあらん。蓋し此三族は即ちテートンの俗習制度を大陸より武烈頗に移植せしものなり。最も古く迦遜の事を載せたるはトレミイの地圖にして此に因て考ふるに二世紀の半に方リデエン半島の咽喉なるエルベ河の北岸と河口の小島に迦遜と稱する人民あり。ユートロピヤスが其より百五十年後の事を記せしを見るに二百八十七年頃迦遜はゴールの海岸を横行して海賊をなせり。又六十年後にはマクテンテイヤス其位の危きよりフランクと迦遜と同盟せしことあり。蓋し四世紀に於ては迦遜と云ひフランクと云へる名は其地方の他族をも包括し、古代に比すれば較著れたるが如し。既にして漸くライン河下流に瀕する諸部族はフランクとなりラインとオーデルの間に居る者は迦遜となれり。樂して迦遜と謂ふと雖も危急の場合を除くの外は殆ど力を併せ事を同ふせしことなし。而し

て武烈顛に來れるは此迦遜人の一部分に過ぎず。大體は其故土に留り後世サクソン同盟を作りて北歐の史上に赫々の事蹟を留めたり。

アングル一名イングルの名は獨りタシタスに見へたるも、タシタスは只北方日耳曼の一部族と云ふに過ぎずして其所の如きは述ぶる所なし。トレミーに據ればイングルは迦遜と共に二世紀頃エルベ、アイダル、ウオルナウの間に居り、渡英の時代にはイングルの一部スレスウ井ツクのアングルン一名イングルランドに住し、其餘は今日の下ハノーヴァル及びオルデンブルヒに在り。數百年を距る今日に於てアングルンの寂寥たる光景を見れば此地のイングル全體一部一部武烈顛に渡りたるに似たり。此三族の合同して武烈顛を攻取し新に建てたる邦國はイングルより其新稱呼を受け、イングラランド又イングラランドとなれり。

スレスウ井ツクに於けるイングル所在の地より北方にシュエーットの故里あり。今尙ほシャットランドと稱す。シュエートは後デエンの名を以て更に史上に見はれ、以上の三族共に皆純粹なるシュエーットの模型にして其言語は北方日耳曼語なり。シュエートン人種が五世紀の半に至り武烈顛に不朽の土着をなせしより英國制度の

歴史茲に始る。此より以前の武烈顛史は余等の關する所に非ず。只其性質の大體を領すれば則ち足る。シュエートン土着の性質を明にするが爲にシュエートンの古史を略叙したれば是より將に其略取せる國土の古史を略述せん。

白人遷徙の大潮流は浩々として西奔し、武烈顛全島を超て愛耳蘭の西岸に達し、ケルト人が全く島國に主たるに及び始めて此圖の歴史あり。シーザー二回の來寇は此蒙昧僻遠の國を羅馬の版圖に歸せしめたりと云ふ迄なり。其後羅馬の内亂は之をして武烈顛を顧るに迫らざらしむ。シーザーより百年の後羅馬は共和國より帝國となり。シローデイアス帝銳意武烈顛を征服せんと欲し、之を將軍オウラス、フロートイアスに托せしが、アグリコラ將となりて征服の功を擧るに至るまで殆ど四十年を経たり。然れども羅馬中央政府の威權四隅に遍くなりしはアントニンの治世に在り。然れども其羅馬と隔絶したる一孤島にして氣候も亦南人に堪えざるを以て只是を屯兵の處として軍制管轄を行ひ、其財を税し其人を奴にして本國の利を謀りしも其他は羅馬に取て得る所のものなし。

羅馬は武烈顛に苛政を施せしと雖も其民の爲に外敵を防ぐの備は則ち之を怠ら

ザ。ハドリアン。アントニン。セヴェラス諸帝はピクトに備ふる爲に長城を築きしが、四世紀に當りピクトは之を踰て南侵し、羅馬の將セアドシヤスの力に由り纔に之を逐還せしが武烈顛の患はピクトに非ずして海賊に在り。ピクトが北より入寇すると共にスコットは西岸を掠しがスコットとは當時今の愛耳蘭に住せし人民なり。スコットの侵掠始るや更に恐るべき海賊の東海に出沒するあり。其武烈顛を襲ひしは三百六十四年なりと云ふ。羅馬は嚮に長城を作りピクト。スコットを遏めしが此に至り東南の海岸には一帶の連珠寨を築き、遡遜を防がしめたり。然るに羅馬が自家の急に迫り、武烈顛の戍兵を召還するや武烈顛人は自ら敵衝に當らざる能はず。三十年間守禦極て力め殆ど優劣なかりしが内訌の爲に抵抗力を失ひ、其焦眉の仇なるピクト。スコットの害を免れんとし援を海峽の海賊なる遡遜に乞へり。

五世紀の半より六世紀の末迄にテートン人は武烈顛に土着せしが、其領土に歸せし處はフォルス。クライド灣の以南全軀にして土民の退守せしは西岸の全軀なり。西南ウエールス。カムブリア。ストラスク。ライド此中に包括せらる戦勝者は已の有となしたる土地に社會と政治と宗教とを問はず其齎らしたる自國の全俗を移植せり。今述べたる區域と時期とに土着をなせるテートン諸族の混合は英國々民を生じ、此土着に附屬せる古代の政治組織は英國憲法の源となる。然らば則ち戦勝と土着との時代は本題の起點とも謂ふべく、其緊要なるは論を須たずと雖も此百五十年間の事實に至りては口碑荒誕典籍殘缺之を徵するに由なし。案するにサクソンは一舉して全島を略せしに非ず。其移住せる者一隊二隊前後海を渡り各首領を戴き之をアルダルマンと云ふ。夫れ攻撃力の薄弱なる抵抗力の強なる征服の事情に關係する少からず。即ち朝に甲隊。寸地を取り夕に乙隊。尺土を略し次第に蠶食して全島に及びしなり。而して來冠軍の土着するや先づマルク即ち村團をなし其代表せる土地所有法に従て之を占領せり。蓋しテートン軍は其中に自ら政治組織を含むのみならず、又土地分配法をも含み同族の戰士一隊は村團を代表し百人の戰士はハンドレッドを代表し全軍は州會を代表す。但州會は議事の州會に非ずして動作の州會なり。武器を執れる人民全軀の會なり。是故に戦勝軍が一定の地に土着するや故國の州を轉置するに至るは必至の勢なり

と謂ふべし。勿論來寇軍の中には纔に一村團をなすに足るが如き少數なる一隊も亦なしとせず。其相合するやシヤエアを成し王國多く興るに及び其中の州となる者即ち是なり。英國に於てはタウンシップ即ち村團なりマルクなり。ハンドレツド即ちバガス。ガア。シヤエヤ。ハンドレツドなり。其集合せる者即ち王國なり。

歴史時代に先だち小王國遞に併せられて七王國興りしが、小王國の組織を尋るに是れ全く大陸に於るテュートン州の再造にしてシーザー。タシタスの所謂キヅタスに當りタンムートに於て村民の會合し、其地方事務と農事を議するや猶ほマルク、ムートに於るが如く、バガス即古シヤエアの自由民の集會は猶ほ大陸のハンドレツド、コールト(名は兎も角)の如くフォルクムートは猶ほ大陸の州會の如し。

島國に於ける新社會は純粹なるテュートンの如くにして其言語は北日耳曼の方言なり。其神はウオーデンなり。政治法律一としてテュートン思想ならざるはなし。

本國に於る政治及社會の基礎が土地の所有と階級の等差なることは嘗て述べたるが如し。土地所有の基礎は自由にして自由民、獨り家田を村内に有し、此所有は

自由の章となり之に付するに村團の共有財産なる公地の利用に與るの權を以てす、自由民は貴族と平民に分れ、不自由民は小作人と奴隸にして同族の戰士が武列頭に土着するに及び古代階級の等差復た現はれ、英國の古言は貴族をイオルと云ひ平民をシオルと云ふ。

シオルが村制の基礎なるは猶ほ自由民が舊社會の基礎なりしが如し。彼は膝を屈すべき主公なく、村團に於て土地の配當を受け他の自由民と全一なる權利を享く。

イオルは血族の貴きと領地の大なるを以て他の自由民の上に在り。蓋し土着當時のイオル及び其子孫は太始の貴族を代表し、後來功勞に由て貴族となりし者とは自ら別あり。

不自由民は二種は分れ、レイト及スレトアスを成す。レイトとは小作人にして其他人に寄ることは土地を所有せざるが爲にして空く他人の田圃を耕す者たり。彼は尙ほ罪を其主に得ざる限り其生命身軀の安固はシオルに異らず。己の室家居宅を有し其勞力其他に因て借地料を出す以上其主と雖も之が耕地を奪ふを得

ず。但隨意に其主と其地を棄ることを得ず。而して村團に土地を有せざるが爲め初は政治に參與するの權なし。

レートの下に奴隸あり。其執る所の賤業はシャルマニアに記せる者と同じ。而して奴隸たるの源因は事故と生來とあり。事故は戰敗結婚移住、自爲、罪惡、不幸等の差あり。生來は讀て字の如し。其最も卑き者はセオーと云ひ、其中一はウエルフにして最初の移民の奴隸を祖とする者、一はワイト、セオーにして債務を果さざる者、罪に因て自由を失ひ、其親族償金を辨ずる能はざる者は是なり。エスン或は傭役たり或は耕夫たる者にてセオーに比すれば稍可なり。但奴隸は其原因の如何に係らず法律は其主の動産と看做し家畜の一部分と看做し、其主たる者は之を害する者に向て家畜に害を加へたる者と同一なる償金を要するを得。而して奴隸は法律上の權利を有せず、生命の代償金を要求するの權利を有せず、證據人たることを得ず。其死するや之が身分は其子に傳はり、自由民の人と雖も其母若し奴隸なるときは古代の英法は之を奴隸とせり。奴隸の儲金は理論に於て其主に歸するも實際已或は其子の自由を買ふ事を得る例あり。武烈頗古代のテートン村團は

即ちイオル、シオル並に之に屬する不自由民より成れる殖民地にして此社會の政力は村會に在り。有土の自由民は此に集會し其邑の秩序と農務に必要な法律を制定す。村地の所有權は村團に存し邑の公民は其宅地を有し、耕地の定りたる面積を受け、共同の權利に參することを得。

武烈頗に於る古代のテートン村團は即ちイオル、シオル及び之に屬する非自由民より成る。而して其政權は村會に在り。自由民は此に會して村の秩序と農事に必要な法律を定む。其村の所有權を有する者は則ち村團に外ならずして其中の村民は各宅地と耕地の定れる部分とを有し、從て共に同一の權利を享く。此制度を解するに非れば後來の制度を解するを得ず。然れども此に就ては又國王の位地を明にせざるべからざるものあり。

シャルマニアに據るに古代テートンの本國に於ては王を置く州と置かざる州とあり。而して遡遜に王のなかりしことはヒータの公言する所にして之と共に武烈頗に來れる他の種族も亦此點に於て異なる所なく、英國を侵せる各隊は衆寡に論なく其利害を己の依附せる統領又は酋長に托せり。而て此等の將帥は酋ヘルト

ガ若くはアルドルマンの稱を負へるのみ。四百四十九年シュートの軍隊を率て來れるヘルトガはヘンシュト・ホルサの二人なりしがホルサの殺さるゝに及びヘンシュト及其子イヌク王國に主たり。其後四九五年クルディック其子キンリッソと共に武列頓に來り西遡遜の王となれり。蓋し首領は平時に於てはアルドルマンたり戦時に在てはヘルトガたり。既にして地を略する漸く廣く一定の疆界己の手に屬するに及び此疆界の中に於る數群の戦勝者は一時の首領に非ずして永久の首領を得んと欲し遂にアルドルマンを尊て王と爲し此の如にして數多の小王並立こと數百年。而して立王制度の不朽を致さんが爲に時として其子を推て位を共にせしめたるが是世襲主義を認めたるの證なり。又部下は之を神聖にせんが爲に其血統をウーデンに假托せり。然れども此世襲主義は尙ほ曩時の撰立主義と相依り王位を得べき權は舊と擇取せる一王家に在りと雖も虚位の生せし時其中の孰れに繼がしむべきかは鑿て國民會議に在り。而して前王の長子を棄て、他の王族を立てし實例は數百年其事に乏しからず。抑王の權利は如何にアルドルマンと異りしかは審ならざれども之に愈りたるや復疑ふべからず。之を要

するに一群毎にアルドルマンを戴きたる戦隊相結て王國を建つるに至て始て王あり。王は國民に長として統御權を握るに方りアルドルマンは第二流の地位に降れり。然れども仍ほ其領内に於ては最高權を有せり。

此新王は國民の王なり長なり人種の首なり。然れども國土の王に非ず、疆地の主に非ず。戦争に於ては軍隊の統帥として主權を有するも平時は國民會と權利を共有し其同意を経て重大の事を行ひ、其保つ所の治安は王の治安に非ずして國民の治安なり。之を害する者あるときは王固より之を處罰するも其法制たる村の法制なり、ハンドレットの法制なり、フォルクの法制なり、王の法制に非ず。而して此等の法制は各社の民會に存す。其後衆王國次第に吞併せられ七となり一となりや王の地位隨て進み之と共に憲法一切の制度亦共に進めり。

初武列頓を征服せし諸隊の首領はコミテスと稱する麾下を有し此麾下の勢力は首領の勢力と共に長せり。而して麾下は忠勤を盡すの報として其首領より賞賜を受けるを得。首領は己の粟を以て之を養はざるべからず。古代の英語にて首領をラフォールドと云ふはローフガイヴァルの意にして後轉訛してロールドとなり、麾下

下をコメス、ラフキータと云ふはローフ、イータルの意にして後ダシス、コムパニオンとなる。蓋王が幾多のケシヌホルトスを有するの權は其榮なるが此權は獨り王に限らず國民の大族は盡く之を有せり。而して王の權力勢威漸く進むに至り王は其麾下に他人の與ふるを得ざる位地俸禄を與ふるを得るに至り、兩者の關係稍一變し從來ロルドの伴侶たりし麾下はセン即臣僕となり、是に於て功勞に由れる新貴族生じ終には血統に因れる貴族を概括し古のイオル亡びてセン興り、センの地位は其主の地位に伴ひ、王はアルドルマン又はビショップの上に在るが故に王のセン又兩者のセンの上に在り。王は國民を代表するを以て其從來の親兵に位階を與ふるのみならず、他の利益を與ふ。即ち王を除くの外王のセンを裁判する者なきが故に王のセンは人民の法吏の管轄を受けず。而してセンの尤恩典となす所は公地の内より田土を賜はるることにして王はウガタンの同意を経て之を行ふの權あり。是よりセンは此に住し復其主の家族たらず。此の如にして地方貴族中央政府に附帶して生ぜり。君臣の關係を含める此制度は社會と政治の全系に印象し、終には人各其主を有し保護を蒙り安全を保たざるべからずとの元則を生し、

主を有せざる人は殆ど法外に均しかりき。元來シオルのイオルとなるを得ざりし理由は只何人も先祖を變ずる能はずと云へる單純の道理に基きしなり。然るにセンは稍變化を有し世襲の階級に非ずして貴族の階級たり。其下の級よりも之に墮ることを得る者なり。即シオルの五ハイド以上の地を有する者商業の盛大を致したる者は皆センたるを得。

此新貴族の本たるコミタタスの性質は君臣の關係にして初は純に人々の的にして土地を有すること相渉らす。故に此關係は只封建の一元素を含むと謂ふべし。何となれば封建に君臣信誠の關係と兵役地法に因れる土地所有とを含めはなり。蓋し英國は古代より國家の保護を受ける代に軍役は土地を有する自由民に課せられたりと雖も此は市民の國家に對し臣民の主權者に對する義務にして臣の君に對する義務に非ず。要するに此二元素は古代より英國組織の中に存せしと雖も那耳曼に至るまでは曾て相關聯せざりき。

テートン人の武列顛征服と其土着の事情とを究るときは所謂インクシキンなる者は故國の村圍に見はれたる土地所有法を齎し來りて之を茲土に移したるや明

なり。而して村園は即日耳曼にマルクと云ひ英國に於てはタン又はタウンシップなる者なり。但村園即タウンシップがベーツガス即シヤエアに結合しシヤエアの集合より古代の諸州即王國の生じたる順序に至ては已に述べたる所なるが此の州國には三種の土地を含む。村園即タウンシップの中に家族の宅地あり之と其家族の分配を受る耕地及び之に附帶する權利と相合して家田を組成しタウンシップ。バル。ハンドレッド。エハンドレッド。ハシヤ等の團體に屬する者は共有地をなし餘す所は人民即フォルクの集合的資格に屬す。故にフォルクランドは州の所有たりエセル即アロドは家田の謂なるが農業進み人口増すと共に宅地制即ち個人的所有は耕地に及び共同制度を破壊するに至れり。此の如く耕地を村の宅主に分ちて永久の所有權を與へ復た一時の所有權に非ず。従て村の共有財産として餘す所は荒地のみ。而して武列頓に最初土着せしマルクメンが耕地を共耕せしかは疑問に屬するも或地方に於て然りしことは信ずべきが如し。蓋し英史に在てはマルクはタウンシップとして見はれ。而して歴史時代に至りては共有地は獨り荒地に限れり。

家田の世襲は當時の制なり。既にして時世の進むに従ひ家族共有は個人分有となるに至れるも家族制度の餘習未だ全く跡を絶たず。其承諾あるに非れば之を賣ることを得ず。僧侶の遺産法を立つるや家田は遺言に因て移轉するに至りたるも遺言の効力は尙ほ家族の承諾に本づけり。然れども是より次第に個人財産の觀念を長じ文書を以て所有權を移轉するの制度を馴致せり。此に至りて古代共有主義の纒に存するものはマルク等の共有地に過ぎず。

州の内に於て個人にも屬せず、團體にも屬せざる土地は總て州民全體の所有に繋り、之をフォルクラント又は公地パブリックランドと云ふ。而して王は此公地の中より一個人として田土を受け又王者として領地を授けられ遺る所は即ち國有財産にして全國民の有する所之を處理するは王とウフタンの合意に由る。蓋し此の如きものは王は國に非ず。故に王は人民全體の元首として國を代表するに過ぎざるが故に國有財産は即ち人民全體の財産なりと云へる元則に因て然るなり。

又別に村園以外の特別私有地あり。歴史時代に於て此種の土地頗る平均を失して大地主の存在せし所以を尋ぬるに、是れ最初戦勝の時酋長及び其重なる麾下の

取りて以て其領土となせしものあり。其後數多の州成立するに及び王と其重臣とが公地より授かりたるものあり。斷絶せる家族の餘産集りて一手に歸せしものあり。然れども其大原因とも云ふべきは共有地開墾の如何に在りしものゝ如し。蓋し其中の有力者は多數の奴隸を使役するが故に成功速にして拓地廣かりしや疑なし。而して自然大地主たりし者は國王なり、貴族なり、教會なり。

人口の増殖し共同耕作の必要を充すに足らざるや土地を有せざる徒は多く大地主の領内に土着して此に村園を組織せしが其普通の性質は自由團躰に異なる所なしと雖も只一事の大に同じからざるものあり。但自由團躰に在ては其占領せる土地の所有權は其團躰に在り村民は何人にも隸屬せず。然るに大地主の領内に設けられたる村園に在ては所有權大地主に在り、村民は借地人たるに過ぎず。既にして自由村園に在りても宅地と耕地とを擧げて一貴族の有に歸し共有地も從て其手に移り自由なりし人民變じて貴族の借地人となれる處あり。那耳曼戰勝の後此等のタウンはマンアの名を以て著はる。

古代に於て土地所有權を移轉するに當りては其關係者證人と共に現場に臨み授受するを例とせしが教會の制に因り文書を用ゐて證人に代ゆることとなり、此文書をば稱してブックと云ひ、ブックを以て讓與せられたる土地をブックランドと云ひ、ブックランドの稱たるアロディアルと同じく絶對の所有權を指せるものなり。王はウヰグタンノ協賛を経てフォルクランドを割て個人又は教會に與ふるを得。其與へられたる土地は亦其ブックランドなり。其ブックに因り權利を證するを以てなり。フォルクランド、ブックランドの外にリオンランドあり。此も亦三種あり。一は有力者が州又は之を代表せる王の條件に従ひて公地を使用するものにして、之をなすに當り彼の文書を須るず。一は個人又は團躰の土地を使用するものにして其條件は文書に因るあり、習慣に因るあり、其期限は兩つながら一世又は數世にして年を以て之を限らず。又一は前に述べたる獨立を失へるタウンの土地にして之が條件の如き習慣法は從ひて地主の付する所なり。之をアンブックド、リオンと云ふ。夫れタウンシップのマルクより發達せしこと、タウン住民の占有せる土地の性質とは前項所有權の記載中に詳なるが、タウンシップも亦尙ほマルクの如く一方に於ては政治的たり他方に於ては農事的たり。一州一國の中地方政躰の最も狭小なる

ものにして今仍ほ憲法機關の原位として現存するを見る。而して共同の農業生活を整理區處するの權は此國體の資格ある諸人の手に存しタムムト即ち村會は實に此權を托する處なり。運用する處なり村會を構成する者は獨立の村に在りては其中に住する總の地主にして獨立ならざる村に在りては領主の封内に村團を成せる借地人なり。法規を設けて村内一切の事を經營處分するの權も亦村會に在り。村會は自ら其職員を撰ぶのみならずハンドレット及びシヤエアに出づべき代議人を定む。此れ代議制度最古の模型なり。

基督教の漸く盛なるや國の政治區畫は直に宗教區畫として定められダイオシトリーバリシユ即ち王國と同じく村はバリシユと同じく村の宗教に關する會議は遂にヴェストリーバリシユの宗教會議バリシユのバリシユと混じて一となり、又村の小なるものは獨立の教會を有し教監を養ふの力なくして一バリシユを成す能はず、數村相合してバリシユたるものあり。獨立を失へる村は那耳曼戰勝後マノア廳となりしが是より先村會に於て行ひ來れる自治の權能はバリシユ會とマノア廳とに於て之を行ふこととなれり。嚮に村の發達を述べたれば是より進で其上に在る區畫の歴史を叙述すべし。此

區畫は後世所謂ハンドレッドなるものにして前に既に説明せし如く英國に於ける古代の邦國はシヤエアより成りシヤエアは又タウンより成る。故に是時に方りてタウンはシヤエアの區分にして其上にハンドレッドなるもの有りしに非ず。而して後世のハンドレッドは即ち古のシヤエアなり。其廣袤は地勢に従ひて一ならず。案ずるに諸王國互に長を争ひ大小を併せ強弱を吞み遂に一統の世となるや嚮の諸王國は一等を降りて一統王國の一部即ちシヤエアとなりしが爲め從來のシヤエアは自然亦一等を降り、後世所謂ハンドレッドとなれり。故にヘンリーアダムスは則ち曰く、七世紀のステートは十世紀のシヤエアなり七世紀のシヤエアは十世紀のハンドレッドなりと。蓋しハンドレッドの名稱地方區畫として用ゐられたるにエドガールの法律より始まれり。ハンドレッド、ムートは該區内の自由地主とタウンの代議士とより成り民事刑事の法廷なり。

英國が群雄割據の狀勢より統一に至るまでの順序は二期に分れ第一期は衆小王國が合して七王國セヴンキングを成すに至るまでとし、第二期は七王國が合してケルディックの一王國を成すに至るまでなるが、今方に説く所は此第一期の時代なることを知らざるべ

からず。斯く七王國の成立に就て最も留意すべきは衆小王國が其位地を降りてシヤエアとなるも其自治を失ひしに非ず。從來の國王疆界及び其國會即ちフォルクムートの之が爲に變更を受けざりし事なり。右の如く兼併せられたる王國の國民は之を兼併したる大王國の大會に參すべき權ありしと雖も遂に實行せられしことなく舊時の國會なるフォルクムートを繼續せしものゝ如し。而して七王國各自の國會は之をフettesナゲモートと云ひ、其語たるウフタン即ち賢人ゲモート即ち集會の二字より成り、賢人の會議又は智者の集會と譯すべきものにして人民の總會には非ず。蓋し列國兼併の行はれしより一國の規模益々大なるを致し國民總會の實行に適せざるが爲め此に至りしなり。是に於て元來の主義平民的なりし集會も貴族的となれり。然れども理論に於ては國民參會の制を廢したるに非ざるなり。蓋し地方區畫の下なるタウンに在りては代議の主義既に成立せるに係はらず、未だ之を國家にも適用すべきまで十分に發達せざりしことを見るべし。

第二章 一統王國以後の政治及社會

六世紀の終、古代の衆小王國盡く七王國に併せられ、二百年を経て七王國又ウエスセキスに併せられ、百五十年の後エグベルト王之を整頓して確乎不拔の基を定めたる結果十世紀に至り、三大事實の現はるゝあり、曰く古代邦國の一に歸せし事、曰く古のステート變じて今のシヤエアを成せし事、曰く王權の漸く鞏固となり益々増長せし事是なり。當時の國體を案するに一統王國中央の權は王と賢人會議とに存し、地方行政の全局はシヤエアに在り。王國は實際シヤエアの集合體に過ぎずしてシヤエアの政府は憲法の地方機關を擧げて之を代表し、古代州國は降りてシヤエアとなるも地方の自治團體たる一切の權力を保存せり。而して部族の王は既に廢せられ、アルドルマン代りてシヤエアの政府に立つに至り、古代の民會フォルクムートはシヤエア制の一元素として存在し、之をシヤエアマートと云ふ、古代のシヤエアマートはハンドレッド、ユートとなり、始審の通常裁判所たり。其下にタウン、ムートあり、即ちタウンの自治政府なり。故に若し近世の概念に由て一統王國に於ける憲法上の權限を次第するときは行政は王國に在り、立法は王と賢人會議に在り。司法は賢人會議と地方法廷に在りと謂ふべし。

國王の起源を尋ねるに日耳曼の本國に在りては本と王を置ける族部と王を置かざる族部との別あり。シーザーも王制は定則に非ずして例外なりと云へり。而してローダに據るときはサクソンは王を置かず。サトラップなる者ありて之を分給し急難の際には其一人を推して統帥となせしに似たり。武列頓に亂入したる此等の統帥は只アルドルマン又はヘルトガの稱を負ひたるのみ。既にして占領區域漸く一定して動かざるや此區域を征略せる諸軍隊は永久の統帥を載くべき必要に迫り、是が爲めアルドルマン又はヘルトガを進めて王の位に陞せたるか往々其子をして王位を共にせしめたるを見れば王位世襲の主義此に胚胎せるものと謂ふべし。然れども撰立主義も亦必ず之と相伴ひ王位を得べき權は或る家系に定まれりと雖も其家系中何人をして空位を充さしむべきやは國會の獨り之を決定する所たり。

此の如にして立てられたる王は人民の長にして國土の主ならず。戰時に當りては全權を繼るも平時は必ず國會と事を共にせざるべからず。法律は國民の名を以てし未だ王の名を以てするに至らず。而して七王國の王は前の衆小王國の王

よりも大なる權力と勢威を有し、一統王國の王は又七王國の王よりも大なる權力と勢位とを有し王制の進化は憲法諸元素の活動を含蓄するものなり。

前章に述べたるコミタ、スは終に君臣の關係を生したれども此關係は人と人との上に在りて毫も土地とは相渉らず。而して小王國の一大王國に化し一部人民の王が全州の王となるに従ひ君臣の關係も亦共に發達して王なる者は其人民の君主なりと云へる元則を生ぜり。是に於て國家の綱紀は即ち國王の綱紀となり、國王を以て司法の淵源となすに至れり。其れ然り古來人民の集合體に屬したるフオルランドの如きも自ら王領に歸せり。

且時勢の變は獨りフオルランドをして王領たらしめたるのみならず、又同一の理に由り原來村團の有なる荒地をして王のセツ及び教會の物たらしめたり。是に由て之を觀れば君臣の關係は本コミタタスの中に存するプリンシプスとコムスの關係より生したれども、其初は土地と相渉らず。然るにセツが地方豪族を成すに及び君臣の關係は土地の所有と關聯するに至れり。故に未だ純然たる封建制度を成さざりと雖も領主と云ひ領民と云へる分明の觀念なかりしと雖も此の如

き關係の元素は既に備はれるを以て那耳曼の封建制度を大陸より齎し來るや入り易ふして速に行はれたるのみ。

王制の成就せしはエドガー王の時に在り。爾來國王は縱令憲法上の制限を免れざるとは云へ至大の勢力と特權とを有し、國家重大の事は賢人會議の協贊を経ざれば之を行ふ能はずと雖も賢人會議も亦王の允許を受けざれば何事をも行ふを得ず。其位は撰立に因るに關せずして尙ほ是れ人民の至尊なり、國家の元首なり。是故に王の身體に對するウエアキルドの如きも頗る巨額を要す。ウエアキルドとは人の身體生命を毀損するに當り之が贖金として其親族に排渡すものにして遡遜の法律之をして然らしむるなり。而して王の収入は其遺言に由て自由に處置することを得る私産の外國王の資格を以て所有する王領あり。此賢人會議の協贊を経ざれば典賣賜與すべからざるものなり。其他フォルクランドの借地料、法廷に於て課する罰金等種々の財源あり。

抑大陸なるテュートン諸國に於ては主君國と否らざるとに論なく其大權は國民會に在り。凡て自由民は此會に與らざるはなし。但通常の事は大抵プリンシプス

より成れる會議に於て之を處理するも大事は必ず國會に付するの制なり。而してテュートン人種が武列顛に土着團結して古代の王國を建つるや彼國民會は此に移されてフォルク、ムートとなり、其組織は本土の國民會と異なる所なく、只全體の人民武装して會するの一事と同一からざるのみ。既にして衆小王國の終に七王國を合成するや此七王國の國會は復フォルク、ムートに非ずしてウキッテナグモートなり。ウキッテナグモートは嚮に述べたるが如く全國民の大會に非ず、反て是れ國中の賢人名士より成れる少數の會合なり。夫れフォルク、ムートは自然の勢より賢人會議となれるも賢人會議を以てフォルク、ムートの變形となす時は即ちフォルク、ムートに參することを得たる自由民は又盡く賢人會議に列するの權あるものにして、事實は姑く之を置き理論に因れば未だ曾て此權を失はざりしなり。賢人會議の組織に就ては今日之を審にするに由なしと雖も國王を始として時として王妃王族共に之に臨み、次はアーチビシヨップ、ピシヨップ時としてプリースト、ディーコン之に加はり次はアルドルマン次は王のセンなりしが如し。紀元九百三十四年エセルスタンの世ウキッテナグモートに會したる賢人會議に於ては王及び四親王二アーチ

ビショップ七ビショップ五アルドルマン十五セン之に列席せり。古の記録に徴するに最も多数の時は百六人に達せりと云ふ。ウヰットナゲモートは此會の通稱なれども時としてはマイケルゲモートと稱せられ、又時としてはマイケルゲシートと呼ばる。前者は大なる會と云へる義にして後者は大なる思想と云へる意なり。一統王國の大權は擧て王と賢人會議とに在り。賢人會議は立法に關して毎に獻替協賛をなすの權あり。而して之を發布するは王と賢人會議との名義を以てす。即ち租税の如き其權内に在る所のものなり但し王と賢人會議との立法權は獨り俗界の事に止らず。併て宗教界の事に及べり。

賢人會議の行政に於るや他國と同盟をなし條約を結ぶの權あり。兵を徴し戰を宣するの權あり。フォルクランドをブツクランドに變じ、フックランドをフォルクランドに變ずるの權あり。此等は皆王と共にする所なり。而して賢人會議固有の權王より大なることは其廢立の權を以て之を知るを得べし。

司法の權は賢人會議と地方の法廷とに在り。地方の法廷とは第一
タン、ムート 其組織は一統王國以前と異らず、村團特別の法律を作りて其秩序を

整ふ。第二は

バルゲモート バルク又はパローと稱する區畫の法廷なり。パローは一村團若くは衆村團の集合體にして其普通村團に異なる所は組織の一層完密なると區畫の嚴重なるとに在り。而して之をハンドレッド即ち郡に比すれば廣袤は之に劣り人口は之に過ぐるものにして其組織は稍之に類す。故にバルク、ゲモートはハンドレッドコートと大に異なる所あらず。其長をウヰックゲレフと云ふ。第三は
ハンドレッドコート ハンドレッド即ち郡の法廷なり。ハンドレッドは古代に於てガア又はシャエアと稱せしものなるか一統後州は降りてシャエアとなりしよりシャエア又降りてハンドレッドとなれるなり。此法廷は定期の公會にして區内の自由民バリッシュの僧及び區内の村團を代表して來會するリーザリ長な代議人四名を以て之を組成し、毎月集會を開き民刑兩法の始審裁判所たり。郡長は二人にして一は人民を代表しハンドレッド、マン又はハンドレッド、エルダーと云ひ、自由民の撰立する所に係り、郡會を召集し法廷を開始することを掌る。一は國王を代表する者にして
ゲレフと名づけ、那耳曼戰勝後ベリフと稱する者即ち是なり。第四は

シヤエア、ムート シヤエアの法廷にして古のフォルク、ムートなり。シヤエアは昔時の州なり小王国なり。其長も亦二人あり一をアルドルマンといひ人民を代表し一をシヤエア、ゲレフア又シエリフと云ひ國王を代表す。案するに統一の事業漸く進み衆小國其君主と共に跡を絶つや此等の君主の地主及び賢人會議の指定せるアルドルマン之に代りしが時としては亡國の小君主アルドルマンの名義を以て其故國を治むることを許されたる者あり。此の如きアルドルマンは殆ど副王の權勢を占め獨立の觀をなし國王と雖も容易に之を罷免する能はず。蓋しアルドルマンは戰時には管内の軍隊を帥る平時はシエリフ及び僧正と共にシヤエア、ムートに列席す。シエリフは本シヤエアに於て重大の權力を有したるも歴史時代に至りては國王の執事たるに過ぎずして管内の御料地を監督し國王に歸すべき科料を徴收するに止り、アルドルマンの權限は幾多のシヤエアを包括するもシエリフの權限はシヤエアを出るとなし。シヤエア、ムートに會する者は管内の地主バリシユの僧及び各村團の長及び代議人四名各郡團のセン十二名なり。是に由て之を觀れば此會たる普通の民會たるに止らずして代議の集會なり。シエリフ會長となりアルドルマン及びビシヨ

ツフ之に陪席し、シエリフは俗界の法を司りアルドルマンとビシヨツフとは宗教界の法を司る。此法廷は控訴裁判所にしてハンドレッドの審判を経ざる者は此法廷に訴ふることを得ず。此法廷の審判を得ざる者は更に國王に訴ふることを得ざるの制なり。

以上タノ、ムートと云ひバルク、ムートと云ひハンドレッド、ムートと云ひシヤエアムートと云ひ司法上より觀察したるものにして各自の立法に於る性質は一統以前の王國と毫も異なるに非ず。是れ讀者の宜しく知らざるべからざる所なり。第五は賢人會議 此れ民刑兩事に於て終審裁判所たり。蓋し理論に於ては王と賢人會議との司法權何人にも及ばざるなく何事にも至らざる所なしと雖も實際は之が施行漸く罕となり専ら地方の法廷をして訴訟を受理せしむるに至れり。

抑ハンドレッド、シヤエアの二法廷にはタウンの代議人出席するを以て獨り其區の民會なるのみならず併せて代議の集會なりと謂ふべし。而して參列者の全體は即ち判事になり其判決は即ち全會の判決なり。然れども全體の參列者が司法權を行ふことは實際頗る不便なるを以て其中より司法委員なるものを撰び十二人或

は二十四人を定數とす所謂ツェイシユス是なり。

又遡遜の訴訟は證據を重んじ、證據は分ちて宣誓神判書類の三種とし、宣誓は一を當事者若くは之が利益の爲にする者の宣誓とし、一を證據人の宣誓とす。而して證據人に官衙證據人と社會證據人との別あり。官衙證據人とは賣買讓與交換等の取引を臨檢するが爲に置かれたる官吏にして、社會證據人とは事情關係等凡て己の見聞せし所を立證する者なり。此社會證據人は後に發達して陪審人となれり。而して宣誓によるも證據人によるも文書によるも尙ほ事實を得ざるときは則ち神判を用ゐて之を定む、神判の方は嫌疑者をして或は熱鐵を握り或は熱湯を採らしむるの類にして其之をなして平然驗なき者をば無罪と定むるの制なり。夫れ以上に述べたるタウンハンドレッドの代議人がシャエアの公會に參與するは代議制度の淵源なり。社會公證人の設は陪審制度の萌芽なり。但當時は或は一地方に行はるゝも中央に及ばず。或は既に其體を具ふるも尙ほ微なることを免れざりしのみ。

遡遜の古代は司法權を擧げて人民全體に屬し安寧は國民の安寧にして法律は國民

の法律なりしが王とセンとの代表せる封建元素により豪族の成立により大に變更する所あり。赦許を得たる私設法廷の所々に起るを見る。此より以來司法は公衆の權に非ずして土地の所有に附帶する私權となり了れり。但此私有司法權の區域は時として頗る大なりしことあるも通常はハンドレッドに過ぎず。故に赦許の私設法廷は即ち私有のハンドレッド、コールドトなり此の如く上古憲法の元則一變せし所以のものは封建の關係により王は人民の長より人民の君となり、從て國民の安寧は王の安寧となり、公有地は王領となり國民の法律は王の法律となり、國家の職員は王の官吏となり、賢人會議は王の顧問會となりしが爲なり。元來諸侯豪族に赦許せし司法上の權は司法上より生ずる利益の賜與に過ぎずして即ち從前國王に歸せし所の罰金科料等を其地の領主に移したるのみ。此の如き司法の結果たる收入の權をソクと云ひ、司法權自身を稱してサクと云ふ。而して赦許の明文にソク、サクの兩語並に見はるときは則ち司法權を併せて之を賜與するの意なり。

マノアの語は那耳曼より出てたりと雖もマノアの領主と其借地人との關係に至

りては自由團體の所有たる土地の權移りて領主に歸せし時より始まる。蓋しマノアの住民を結合する關鎖はマノアコールド(コールドバロン。カストマリ、コールドを併稱す)及びコールド、リートなり。而してマノアは獨立を失へるタウンの新稱呼に過ぎざるが故にマノアの主たる法廷たるコールドバロンは行政の一部バリッシュェストリーに移れる外古タンムートの職權を襲ぎ之に加ふるに其領主が赦許に由りて得たるソクサクの結果として私設ハンドレッド法廷の司法權を以てす。但し民事はコールド、バロンの司る所にして刑事はコールド、リートの司る所なるがコールドバロンは後に及びカストマリ、コールドバロン又はカストマリ、コールドと呼ばれたり。

第三編 那耳曼の制度

第一章 日耳曼本土の形勢及英國との關係

シヤイレマン大王の子リュイス卒して未だ幾くならず三子ローテル、リュイス、チャールス、ゼボールド互に先王の版圖を争ひヴァルダンの條約により初て其局を結ぶを得たり。此條約によりチャールスの領土に歸せし所は其疆域正に今日の佛蘭西と等しく此地はシヤイレマンの在時より已にスカンディナヴィヤ海賊の侵略を免れざりしが内訌の事あるや其災益甚しくローエンの如きも既に敵手に落ち巴里の形勢危殆に陥りしを以てチャールス巴里より海岸に至るまでの地を擧げて之をロバルト、ゼストロンクに與て其衝に當らしめたり。ロバルトの子孫相繼て能く其任を全ふせしが就中オドーの如きは巴里の國を解て大功を立て貴族の爲に推されて佛蘭西の王となり、爾後百年の間巴里の王家とラオン朝廷の間とは雄を争て相戦ひ、其終巴里の勝に歸してカロヴヰンツァンの王統此に絶えたり。是より先海賊荐に猖獗を極め九百十一年ロルフ・ローミに云ふのローエンに殖民せし一事は

尤も佛國の史上に關係あり、何となればロフはラオンの王なるチャールズ、ゼ、シムブルと和を講し改めて其曾て略取せるセイ河兩岸の地を賜り是より那耳曼公の名を以て佛國に臣事し那耳曼公國の基始て建ちたるを以てなり然れども當時の賜地は後の所謂ノルマンディーの範。而してノルマンディーが英國の覺隙を生せしはロルフの孫リチャードセフヒヤレスの時に在り其子リチャード、ゼ、グールドはエドワルド、ゼ、コンフェルの叔父にしてリチャムゼ、コンクワロルの祖父に當り那耳曼戰勝の針線其端緒をスソ此に發す其長子リチャード公國を襲ぎ次子ロバルトヒースメスの地に封せらる。已にして兄死し公國亦其領に入るウリヤム、ゼ、バスタルドは其子なり。曩に羅馬のゴールを服するや其民を化するに其言語と政法とを以てせしがフランク族のゴールを取るに及び又之を被ふにテニートン人種固有の風俗制度を以てせり。而してフランクの戰勝の跡を案ずるに其軍隊は全國を打て一團となせる者にして常に酋長と麾下との關係に止まらず。即ち國民は總て國王に忠實を盡すべきの義あり土地の賜與たる受くる者に特定の報効を責むるが如きとなく國民均しく兵役の務を服せざるべからざる而已。乃ち知るメロヴジノンシアンフクラ

族最初の政治の基礎は貴族と臣僕との關係に在らずして王と民との關係に在り。フランク体制の原位置ザルと云ひ公會を有するの權あり。其上の區劃はハンドレッドと云ひ其政廳は専ら司法を職とす又其の上の區劃をディストリクト又はプロヴンシスと云ひグラフと名づけられたる勅任の知事行政の事を總ふ。而して國家の最高議會は兵器を執れる國民全體即ち是なり。

ゴールに於ける此の如きフランクの新制度と既成の羅馬制度との交錯よりして封建制度たるもの始て興る。此制度を審にせんと欲せば二様の點より之を觀察するに若くはなし、即ち一は借地方として之を視一は政府の組織として之を視るを謂ふ。

元來封建制度は二大元素の結果なるが第一の元素即ち所謂コムメンテーションは領主と家臣との間より生せる關係にして一方は保護の義あり一方は服務の責あり。然ども當初は猶未だ土地の保有の條件として然りしに非ず、人々領主を尊敬するの心より身を以て之が保護の下に置くに過ぎず、己の所有地に於る權利に至ては依然として舊の如し。又他の一元素はベチキフィシヤムにして其制の起源は

羅馬的日耳曼的相半ばすと謂ふべし。蓋し羅馬帝國に於ては夙に兵士に國疆の土地を分ち邊防に従事せしむるの制ありしが、此土地を有するとは君臣の關係より來れるに非ず、即ち兵士が帝の爲めに其務に服するや、帝を君主として然るに非ずして國家の代表者として然るのみ。然るにテュートン諸王は此に見る所あり、己の從者を賞するに己の土地を以てし、其報として特に忠節を致さしめたり。此主義よりして私有地は一旦盡く之を領主に納れしめ、而後改めて之を領主より授かり借地人として爨の地を保つに至る、所謂ベチフェイス又はフイーフ即ち是なり。此の如く尊敬と恩賜との連合より封建義務の概念始て熟しチャールズ、ゼ、ポールの時に於ては封土の世襲を見るに至れり。

ベチフェイス世襲の主義は延て政府の軀形に影響し、從來地方の長官に勅任せられたる公伯も亦世襲官吏となり、司法特例を授けられたるが爲に地方の權益々増加する所あり。他なし人民の封邑に住する者政府の設けたる法官の管轄を脱すると共に、其領主の司法權を仰かざるを得ざればなり。而して各領土は領内に於て聽訴課税の權を擅にするに止らず、私闘及私讎の權あり、地方貴族の權力偏重を致す

甚たしきに及ひてや、一たび貴族に贊を委したる者は貴族の臣にして王の臣に非すと云へる理論の一定するに至る、是に於てか王權實を失ひ、中央政府は薄弱を免るゝ能はず。

那耳曼公國上古の狀態は審ならされども、佛王がロルフに土地を與へし時に當り、北人が是に由て基督教徒となり、佛蘭西臣民となるべきとを以て條件となせしや疑なし。而して那耳曼公は初より專政君主に非ずして、顧問會の如きものに依頼せしも亦事實なり。其の佛領を略有するや、土人を驅逐殄滅する英人の武列顛に於けるが如くならず、土人反つて屢は之に叛せり。第三世の公リチャード、ゼ、フィヤレスの時巴里の政府と結托せしより、公國は次第に佛風に化し基督教に化し封建に化したるが、那耳曼貴族の原始も亦此時代に在り。此貴族は封建の主義に因つて土地を所有せしが、其の力強大にして容易に制すべからず。然るにウッリヤム、ゼ、バスタード少年を以て父に嗣き咄嗟の間を以て貴族の叛亂を平けたり。

英國とノルマンディーとの間に始て交渉の起たるはエセルレッド王の時に在り、王はリチャード、ゼ、フィヤレスが英國の敵なるデンの海賊を歡待せるを怒りて葛藤を

生せしも、平和を以て局を結び、尋でフィヤレスの子リチャード、ゼ、グードとも争端を發したれども、亦平和に歸し、那耳曼の公女エムマはエセルレッドの妃となり、アルフレッドの王家とロルフの公家と親族の關係是に於てか成る。茲れより那耳曼人は英國に殖移し、英國の官吏となり、英國に土地を有し、其勢力の在る所他日戰勝の地をなすに足れり。

エセルレッドがスウェーゲンの爲に逐はるゝや、奔て那耳曼公國に往き、エムマ及び三子エセリングス、アルフレッド、エドワードと共に居りしが、幾くならずして死し、エムマは英に歸りてカニユート王に再嫁し、ハーディカニユートを擧ぐ、先夫の子エドワードは留て那耳曼公國に在りしか、異父兄ハーディカニユートに招かれ、英國に來れり。然るにハーディカニユート翌年を以て歿し、諸子位に副はざりしかば、國民遡遜統を復せんと欲し、エドワードを立て、王となす。王は年已に壯なりしが、母は固より那耳曼人なるが上に、己も亦半生を那耳曼に過せしを以て、言語、精神皆佛蘭西的ならざるはなく、那耳曼より隨從せる近臣は朝に滿ち、會議に於て勢力を占めたるのみならず、多くは過大の土地を賜はり、往々城郭を此に築て根據となせり。而

して那耳曼の勢力は延て宗教界に及び、僧正職は言ふに及はず、カンタベリー大僧正の如きも亦其手に落ちたり。是に於て英國中那耳曼排斥の精神勃興し、西遡遜の伯ゴッドウヰン之を統率せしも、半途にして國人の心を失ひ、國外に放逐せらる。此時に當りウヰリアム、ゼ、バスタード那耳曼より來りて、從弟なる英王エドワードを訪ひたるが、相續に關する約束の如きは恐らく此客游中に在りしならん。然るに縱令エドワードがウヰリアムを以て後嗣となすへきとを誓ひたりとするも、此の如き約束は憲法上大効力ある者に非ず。何となれば王位を定むる權は賢人會議獨り之を有すればなり。若しエドワードがウヰリアムの爲に賢人會議に諮謀する所あらんか、賢人會議は必ず之を商量すべき義務あるも、諾否に至りては其の權内に在り、約束の効力を欠くとは前述の如しと雖も、ウヰリアムがエドワードと血縁あると共に、約束によりて英國の王位相續の要求すべき有力なる口實を構成するとに於ては復た疑なきなり。既にして英國に於ては那耳曼人跋扈を極めしより、反動を生じ、ゴッドウヰン其子ハーロルドと歸國して勢力を得、王も亦之れに倚らざる能はず。尋でゴッドウヰンは歿したれども、ハーロルド西遡遜の封を襲ぎ、權を

振ふこと十三年、エドワード王殂するや否や賢人會議に立てられて王となれり。ウヰリアムは之を非認して違法となし以て自家の權利を主張せしが其權利なる者は國王に立てらるべき絶對的の權利に非ずして、先王の指定したる相續者とし候補として賢人會議に提拱すべき權利なり。ウヰリアムは曰くハーロルドは曾て己に向て己の權利を賛成すべき誓約をなせし事ありと、即ちウヰリアムが來寇の目的は賢人會議に向て己れが候補たるの權を主張すると、ハーロルドに向つて違約の怨を報ずるとに在り。

エドワード千〇六十六年一月五日を以て殂し、同日はハーロルド賢人會議に立てられて王となれり。此より七ヶ月の後那耳曼の兵英國の南方に見はれしが、是時に當りハーロルドは北疆に赴き、那威人と兵を交へ大勝を得たり。然るにウヰリアムがサッセキスの海岸に上陸せしと聞き俄に南向したるも戰敗れて之に死し、賢人會議は倫敦に會してエセルリングエドガーを立てたり。幾くならずしてウヰリアム倫敦に迫りしかば、エドガー守備を施すに由なく僧俗兩貴族と共に出降り捧くるに王冠を以てす。是に於てウヰリアムはウエスト、ミンスターを即位の式場

と定め英王歴代の例に倣て宣誓を行ひノルサムアリアの僧灌油の禮を遂げ十二月廿五日位に即く。

第二章 戰勝後の政治組織

ウヰリアムは兵力に因て英國の王位に登りたれども、名義の假面を以て征服の事實を蔽ひたるが如き其政略大に人に過ぎたるものあり。彼はエドワードに相續すべき權利ありとの根據に由て英國の先王と自身との關係を作り、賢人會議をして其權利を決せしめ、以て憲法上の名分を確め、遡遜の舊規に従て即位の宣誓を行へると、英國の僧侶に緣て宗教の儀式を全ふしたるとに由り、國教と習慣とに要する總ての資格を完成し、英國の臣民及び那耳曼より隨從せる者をして、ウヰリアムは皆に戰勝者として英國を統御するのみに非ず、英國固有の王者として其國に君臨する事を知らしめ、凡古來の英王に屬せし所の權利は一として收めざるなく、之に加ふるに己か日耳曼の封建諸侯として享有する所の權利を以てし、王室の勢力と

歳入とは爲に頗る増益する所あり。然れども封建制度の憂たる分立解軀の弊害に至りては務めて之を排斥し、英國の王としてエドワード時代の國法を保存するに意を致し、シヤエア、ハンドレッド等の集會の如きも亦皆舊に依れり。封建君主としては國王は最高の領主にして全國の土地は國王の賜ふ所なりとの主義を確立し、古の公有地は盡く變じて王領となり國內の土地所有者は國王に對して借地人の位置に立てり。蓋しウヰリアムは封建の一端を用ゆるの政略を取り、政府の組織としては之を合て借他法としては之を用る、此の如く其王室に利益ある部分は取らざる所なきと共に、一は大諸侯の封土を擴張する事を防ぐにより一は借地主全體をしてホメーサ及アレシヤンスの誓を行はしめ、之をして直ちに己に屬せしむる事により以て封建の危険なる部分を杜絶せり。故にウヰリアムは各借地主に對し領主と君主との資格を一身に兼ね何れの場合に於ても其勢力を失ふの恐なく王權益、鞏固にして地方分裂の傾向之が爲に消滅し全國統一の實始て擧がり是より後絶て復た解軀せざりき。

ウヰリアムが其次第に征服せし土地を沒官せる口實は己れがエドワードの相續

者として入國するに際し國民が擧て反抗を試みしは英國と那耳曼的との國法を以つて論ずるに叛逆の罪を免れずと云ふに在り。然れども此理論を適用するに當りては事情に因つて斟酌せしとなきに非ず。蓋しウヰリアム在世の間に於て大なる領地は那耳曼人の手に歸せしに相違なきも大部分の人民は其堵に安するとを得たるが如し。而して土地の沒官はヘステインク大戰の後に始り、其沒官を被りたる者は實際戰爭に従事せし敵人の土地是なり。此等の土地は皆其家臣に頼られたるがウヰリアムを迎戴せる者に對しては、一旦其の土地を上納せしめたる後償金を出す者に限り更めて之を下賜せるは、宛も維新の際大名又は旗本の朝敵ともならず勤王もせず、只朝臣となりし者が江戸の邸を上地とし、幾何の金銀を獻じて下戻しを得たるが如し。ウヰリアムの家臣が廣大なる封土の賜を拜するや借地人として之を受け、兵役の義務を負ひたるや疑なく、拂下に由れる地主も亦同一の關係ありしならむ、然れども後來著明なるナイトサルヴェイスの如き嚴格なる服役の規定未だ立たず、仍ほエドワードの時代と等しく兵役は領主として領主に盡す所の務に非ずして國家と其元首たる國王に盡す所の務たり。

英國の舊制度に於て封建の元素既に發生したるとは曩にも説明に及ひたる所なるが此制度に在ッては領主と家人との關係必ずしも土地に繋るとなく即ち未だ領主と借地人との關係を成すに至らざりしが那耳曼來寇の頃には變遷の餘殆ど領主と借地人との關係に近づきたり。彼のマノアの領主と其の借地人との關係が其初自由自治なりし村園土地所有權が移轉して、一領主に歸せし時より始るを見ればマノアの封建的制度は那耳曼の法制に非ずして遡遜の習慣なるや明なり。而して此の如き家臣が次第に領主の借地人となるや、領主も亦國王を仰て吾領主となすに至り從來のセンはテナント、イン、チーフ直接受領者の意となり獨立を失へるタウンの住民は其の土地の所有權を得たる領主の借地人となり、封建の元素著るしく發達せしと雖も、那耳曼戰勝以前は未だ軀形完備せる封建制度を組成せず、然るにウヰリアム封建の産地なる大陸より來れるを以て、此制度に關する胸中の結構は英國に成立せる者に比して完密なるは言を待たず。即ち英國に萌芽せし者とウヰリアムの手植せし者と相混淆し、此二者が融解鎔化して英國習慣法の中に於る封建地法を生せしなり蓋し那耳曼の思想は領主と借地人との權利義務を分界

するに於て最も精明なるが、ウヰリアムの間斷なき土地の沒收と再賜とは總ての土地か領主の授くる所なりとの原理をして益、鞏固ならしめたり。

是より那耳曼戰勝後賢人會議に如何なる異同ありしかを尋ねんとす、前編に述べたるか如く賢人會議は七王國に於て最高會議なりしのみならず、王國統一後に於ても又最高會議にして國家の大事を討議せしが、ウヰリアムの世に至ッても其性質敢て變する所なく只マクナム、コンシリウムと云へる羅匈語の新名を生ぜしのみ、而して議員に關するとは戰勝の前たると、後たるとを問はず、確實なる史料に乏しと雖も、賢人會議が平時は少數の名士大家より成り、非常の場合には國民的大會なりし一事は諸説相同し。蓋しヘンリー二世か一切の直接受領者をして議員となせし迄は、議員の資格猶ほ未だ分明ならず、要するに大會議は那耳曼戰勝後と雖も舊時ウヰリテナゲモットの有せし權力は盡く之を保ち、國王撰立の權、徵租司法の權等遡遜の當時に異らず。然れども其成分に至りては實際非常の變化を致し、ウヰリアム治世の初には議員盡く英人なりしも、其終には漸次那耳曼人の會議となり、英人は僅に其間に伍するのみ是れ戰勝の性質より來れる自然の結果に外な

らず。何となれば土地の没收よりして大地面は殆ど全く那耳曼人の手に歸し、政府と教會に於る要職高官も亦ウヰリアムの家臣之を壟斷せしが、此等の家臣ウヰリアムを領主として土地の授與を受け直接受領者とはなりぬ。此の如き封建の進運に従ひ賢人會議は封建諸臣を以て組織せられたる國王の樞府となり、其名立法府なるも其實王意を奉じて周旋するに過ぎず。即ち賢人會議の權力告朔の餼羊たるに反して、王權は國憲上中心となり絶大のものとなりたるが、ウヰリアムの基を定めたる國王の地位は英國と那耳曼の制度中最も王權を強ふすへき者を網羅せしとなれば、一方には賢人會議の憲法動作に由れる制限を受くるとなく、一方には封建制度の通患たる尾大不掉の虞あるとなし。

王權の増すや朝務も從て多端となりたるを以て、特に行政の事を掌らしむる爲に賢人會議の中より別に一の會議を組織せしか、文獻の足らざるに由り其官制及び大會議との關係は詳ならずと雖も、尤も信ずべき舊説によれば此小會議たる近世の用語を以て之を言はんか、即ち大會議の常置委員にして、政府及び宮中の顯官と勅撰の顧問官とより成り、王命を奉じ中央政府行政の全務を理するものにして、初

は會計と司法とを専務となせしが如し、是れ所謂キユーリア、レシスなり。抑宮中

の顯官は宮内卿大膳警察長侍スチーフ、ロド、バット、ラ、マ、シ、ル、キ、ヤ、ム、ス、レ、イなりしが是等の職ヘンリー二世の時世襲となり、

宮内官としては其實を失ひし後は迄此職に在りし者の握りし權力は漸く第二位

の官階なる大法官内璽官及び帝室財務長キ、ン、ゴ、ル、ブ、ウ、イ、ン、ム、ロイヤル、レ、ソ、ラの手に歸せり大法官は兵馬部督を兼ね又財政を監す。

司法省たるキユーリア、レシスは王及び此等の宮内官と法律に通曉するの故を以

て特に選ばれて判事となりし者より成り、其權限は民刑兩事に涉り始審の法廷たる

と共に及控訴の法廷たり。蓋し始審に於ては王の利害に關する訴訟と直接受領

者の間に起れる訴訟とを聽き、控訴に於ては地方裁判所より來れる者を受く、其他

國王は特別命令により擅に地方裁判所より訴訟をキユーリア、レシスに移すとを

得。此令狀を發するにより國王は實に司法の淵源となれり。而してキユーリア

は一年二回ウニストミンスターに開應してシエリフと共に王國の稅務を處理す。

斯く財政に係るキユーリアの會議を稱してエキスチエクワーと曰ふヘンリー一世の時

名なれば此エキスチエクワーの財務官は即ちキユーリアのシャステイスなり。

キユーリアが會計の官衙として事務の重なるものは稅額を評定し及び之を徵收

するに在り然るに地方の抗争絶へざるを以て各シャエアに於てエキステクワ
 一の職權を行はしむるが爲にシャステイス分隊を派遣するの必要を生じヘンリー
 一世已に屢、エキステクワの官吏を遣はして税額を檢定せしめたることあり。
 ヘンリー二世に至りては殆ど定制となれるが如し。而してシャステイスが斯く地
 方の公務に従事するに當てはシャエアムートに出席し財務を行ふと共に漸く又
 司法の事務をも執行するに至り、千七百七十六年に於ては全國を六個の巡回區に分
 ち各區にシャステイス三名を出すイテイテランテス即ち是なり大憲章に於ては
入一年四回各シャ此に由てシャステイスの巡回はキューリア、レシスとシャエア、ム
エアに送遣せらるトとの脈絡となり朝廷の裁判と人民の裁判との線索となり、舊慣と新制との結
 束となる。其後ヘンリー三世の時キューリア、レシスは分れてエキステクワ、コムモン、
 プリース、キンクスベンチの三廳となる。

然れども非常至難の事件に就ては終審法の權仍ほ『會議に於ける國王』に存す此等
 の事件は皆請願の体裁を以て會議の前に見はるゝの例なるが其種類極めて多きを
 以て一々之が區別を立て會議員の中より種類に由て特別の智識ある者を選んで之

を擔當せしめざるを得ず。而して大法官は實に會議員の首坐を占めエキステクワ
 一のバロン判事租税に關すとし、キューリアの顯官として夙に司法上の職權を有するが
 故に請願の或る種類を審斷するの務なり。即ち判事として習慣法に従ひ之を審
 斷するにより大法官の習慣法に於ける職權を生せしなり。又請願の種類を別つ
 第一の目的は普通の事件と特別の恩典に與るべき者とを別つに在り而して特別
 の恩典に與るべき者は國王の親裁を経て後許否を決するものとす。此特種なる
 請願を檢査するとは大法官の任にして後には國王の諮詢を待たず大法官先づ之
 を審判するに至りしより其衡平法に於ける職權亦起れり。

キューリア、レシスは巡回法廳及びキンクスベンチ、コムモン、プリース、エキステク
 ワ、シャエア、レシスの五制度を産出したるも其本體は其後ブリグアイ、カウン
 シルとして存在せり。

前段已は那耳曼戰勝が如何に中央政府をして鞏固ならしめたるかを述べたれば
 是より當に其地方制度に及ぼせる影響を叙せざるべからず。蓋し中央政府に於
 ては那耳曼の基礎堅牢なるが如くタウンシップ、ハンドレッド、シャエアに於ては迥遜

の基礎最も堅牢なるを見る。然れども王國一統の業益、進み封建主義の制益、整ふに及び地方區劃の内自ら小變動なき能はず、爲めに古來享有せし自由の幾分を失へるは事實にしてタウンシップの如きは就中影響を受けたる者なり。是より先きタウンシップは遡遜の時既に皆貴族領となり其住民は借地人となりたるが那耳曼の法制に因りマノアの領主と借地人との關係は嚴明に確定せられタウンムートより化成せるコートバロンは併せてハンドレッド、コールの管轄をも己れに致し訴訟者は必ず人民の法廷なるハンドレッド、コートに赴くを要せざるの風習を馴致す。而してハンドレッド、コートとバロンの異なる所以を案ずるに一は國王の官吏を戴きたる自由民の集會にして一は領主を戴きたる者なり。但孰れに在ても裁判は其マノアの慣例に従ひ官長其人の意志に由るに在らず。ウヰリアムはシヤエア及びハンドレッド法廷が遡遜時代より享有せる職權を保持して英國の舊慣を存することを以て政略となせしが此二法廷は遡遜以來全く聚斂の用に供せられたる者なり。然るに中央集權の餘勢が自然其權力を薄弱ならしめたるはウヰリアムの豫期せし所に非ず。抑王國の統一に赴くに從ひ王權の

伸張するは怪しむに足らず。即ち國家の治安は國王の治安となり、國家の官吏は國王の官吏となり、シヤエア其他の司直は國王の司直となり、國王は其國內に於る最高の判事なりとの原則此に始て一定し、戰勝前國王が地方の裁判に干渉せる習慣は愈、熟して通則となり、地方の法廷に首坐を占めたる國王の代表者は中央の法權をして地方の裁判に干渉せしむるに於て尤も効力を見はせり。

舊制に據ればシヤエア、ムートに於て法律を宣告する者は僧正とアルダマンにして執行者は即ちシエリフなりしと雖も、戰勝後アルダマンは其職を剝れて名譽の虚位を占むるに過ぎず。僧正は去て宗教裁判所の長となり、シヤエアの長は只シエリフあるのみ。

ウヰリアムは千〇七十年を以て宗教に對する新政略に着手し盡く英人の僧正職に在る者を罷め、那耳曼人及び其倚信する所の外人をして之に代はらしめしが、當時法王はウヰリアムの請に應じ三人の代僧を送て其の措置を助く。是よりして曾て獨立なりし英國の教會は大陸の諸教會と親密の交通を開き羅馬法王に隸屬の端を擧め、曩には賢人會議にて決定せる問題と雖も法王の裁定を仰ぐに至りしが

七〇

ウヰリアムの思慮の深きや己が定めたる制限以外に於ては羅馬の僧徒をして英國教會の内事に容喙する能はざらしむるの方法を設けたり。然れども羅馬教會との關係は益多きを加るが爲に教會の體制を國家の體制より分たざるべからず。舊來の制を以てすれば同一の立法部同一の司直府が人事と敎事とを併せ管し、賢人會議が教會に關する法令を作るや國家に關する法令を作ると異なる所なく、僧正を任免するや亦アルダルマンを任免すると異なる所なかりしなり。今ウヰリアムが、宗敎事務を俗世事務より分たんとする方法は特別なる法廳を創立し教會をして門外漢の干渉を受くることなく、自家の事務を審判し、且規定せしむるに在り。乃ち一方には法令を以て僧正等がハンドレッド、コールド、ホールトに向て宗敎に涉れる訴訟を提出することを禁じ、又一方には平人が宗敎上の争訟に干渉することを禁じ、茲に宗敎裁判所の成立を致せしが此新制は僧徒に取り尤も利益あるが故に僧正以下盡く之を賛成し、終に從來教會が直接の關係を有せざりし所の事件をも強て宗敎裁判所の管轄に屬せしむるに至り、其極僧徒は一切通常裁判所の管轄を脱すること及び法王に上訴する權利を要求し、ヘンリー二世の時之を得たり。

宗敎裁判所と共に新に組織せられしは王國宗敎會議にして以前は普通の議會中に包括せられたる者、此に至て別に一躰を成せしなり。王國宗敎會議の下に兩大僧正管内の宗敎議會あり、又其下に僧正管内の宗敎議會あり。然るにヨルク、カンタベリーの兩大僧正互に地歩を占めて和協せざるより王國宗敎會議は長く存立するを得ず、王國教會の統制はヨルク、カンタベリー兩大僧正區に於ける議會に移れり。此の議會を稱してプリヴァインシャル、コンヴェンションと云ふ。

ウヰリアムの政畧中、最も卓々たる者はサリスベリー會議に於て之を見る。蓋しウヰリアムは遡遜の時中央政府の根基固からずして屢、動搖分裂の憂ありしことを鑑み、此の弊竇の尙ほ存するものあるときは一々之を撲滅せしが尙ほ己が封建制度を採用したる結果此の如き危險を生せむことを慮れり。大陸の制度に據れば地方の領主に贊を委する者は唯領主の臣たるのみにして領主の領主たる國王の臣に非ず、尾大不掉の弊此に胚胎し、佛蘭西の土崩瓦解せしも亦偶然ならず。ウヰリアム那耳曼公として善く之を熟知するが故に英國に於ては此の如き主義を生長せしめざるが爲に自ら王國の各人に對し直接の君主直接の領主たるべきこと

を必要とし終に全國の土地所有者をサリスペリーに召集し盡く王臣として忠義を致すべしとの誓をなさしめたり。是を千八十六年八月一日とす。

ウヰリアムは其翌年を以て殂し長子ロバルト那耳曼公の位を襲ひ次子ウヰリアム、ゼ、ルーファス英國の王位に即けり。英國の那耳曼貴族等ロバルトが英王たるべき權利を助成すると稱し兵を擧げて反せしにウヰリアムは英人としての國王たる資格に憑り英國の臣民に諭すに勤王の義を以てし約して曰く、若し果して力を王室に盡さば人民の擇ぶ所に從て良法を敷くべく、不正の租税は之れを全廢すべく、王室の占斷せる山林を開放すべしと。遂に英軍の力に賴て叛徒を一掃し貴族の勢力頓に萎靡に歸せしが之れが爲に主權益、鞏固となりしよりウヰリアムは漸く之に慣れ、一變して專横の主となれり。是れ一は王の顧問にして賢名ありしランフランク死して輔弼其人なきに由らざんばあらず。ランフランクの後任ナルフは兵役地法の制を定むるに與て力あり、凡そ之に附帶せる痛苦なる義務は嚴重に之を課し、復た其人の僧たると俗たるとを問はず。是に於て僧正等の領地も盡く兵役に本つきたる者とし僧正等死して相續人なき時は國王其地を回收し

又相續を許されたる者は國王の相當と認むる金額を納めざるべからず、此賦金を稱してレリーフと云ふ。其他ウオールドシップ、マリエーシ、エスチート、フォルファイチエア等の賦課も亦皆此時代に定制となり、ヘンリー一世の時エードと稱する賦課更に加はれり。夫れ封建受領者は此の如き負擔を有するか故に其下に在る人民は翻て其領主より賦課を蒙ることとなり間接に苦痛を感ずるや言ふを待たず。然るに直接に於ても亦古のデエン、ゲルドに類する重税を課せられしが此時に當り聚斂の機關たりし者はシヤエア、コート、及びハンドレッド、コート是なり。

ウヰリアムの刺客に弑せらるゝや舊約に據て位を繼ぐべき仲弟ロバルトは會々海外に在りしを以て季弟ヘンリー賢人會議に推されて王となる。是れ那耳曼の統中英國に於て出生したる唯一の國王なり。其發布せる自由憲章は即位の誓言を擴充せる者にして大憲章の淵源此に在りと謂ふべく、ウヰリアム一世に起り、ウヰリアム二世に至り極端に達したる君主楯制は、此に由て始て制限せられたり。自由憲章は力めて前代の秕政を改むることを期し僧侶貴族及び人民に讓與する所少からず。僧侶に對しては寺領相續に關する不當の處置を廢し、貴族及び直接受領

者に對しては封建の負擔を輕減し、間接受領者に對しては其領主に命じて過重の賦課をなさざらしめ、全體の人民に對してはエドワード、エルフレスソルの舊憲を復し、人心を收攬する方法に於て遺す所なし。王は英國に生れたるにより自由憲章を頒ちたるにより又幾ばくならずして遡遠最後の王エドガ、エセルリンクの姉妹マテイルダ蘇格蘭王マツを娶りしにより、英國臣民の望に副ひしが故に貴族カロバートの歸國を迎へて共に王室を覆へさむとするも恐るゝ所に非ず、終に能く之を勦討し那耳曼公國をして屬邦とならしめたり。而して此際沒收せる貴族の領地をば分割して幾多の小貴族を作り此新貴族の中よりシェリフ判事等を任命し以て我が施政の用に供せり。サリズベリーの僧正ローシャルは新貴族の錚々たる者にしてジャステイシアリーの高官に補せられ財政と司法との制度に於て釐革する所多くキューリアをして有力なる行政及司直の府となし、最高法廷としては國王若くはジャステイシア必ず親臨して之を主宰することとなれり、エキスチェクローも亦租稅徵集に於て最も必要な機關となれり。ヘンリーは此の如く平和と秩序に意を用ゐたれども其死するや忽ち混亂の時代となり其禍久ふして止まず之をス

テイヴンの世となす。

ヘンリーの一男子はホワイトシップの沈没に逢ひ溺死せしかば其女マテイルダを立てむと欲し千百十六年のクリスマス、ゲモートに於て全國の豪族を會し、英國及び那耳曼公國の君主としてマテイルダを奉戴すべきことを誓はしめたるが其歳マテイルダは佛國アンシュール伯の子なるブランダジエット家のジョフリーに嫁せり。然るにヘンリーの姪ステイヴン俄に入て位に即きしかば是より兩黨相争て内亂久しきに亘り其間貴族は互に割據して私闘を事とし、其領内に於ては城郭を築き、私錢を鑄り、全國分裂の形勢に陥り、ウヰリアム一世の憂ひたる封建の弊此に至て百出せり。已にして兩黨交も疲れ心亂を厭ふ時に方りジョフリーとマテイルダの子ヘンリー英國に來りて王位繼承の權を主張しステイヴンと對陣す。大僧正及びウヰンチェスターの僧正等貴族と共に調停を試み彼此の條約茲に始て締結せられ、ステイヴンを國王としヘンリーを相續者として積年の大亂全く其局を結び、又此條約に據て大革新を行ふことに決し先づ貴族等の僭有せる王權を恢復し、正當なる地主より強奪せる土地を還附し、私に築ける城郭を破壊し、海外の各兵を逐ひ、

秩序を復するが爲め新にシェリフを任命し其他の政務亦皆着々として面目を革めたり。是をウオリングフォールドの條約と云ふ。幾ばくならずステイヴン殂し、ヘンリー位に登り英國の歴史是より一種の新時代を開く。

第四編 新舊制度融會の時代

第一章 中央政府と地方との聯絡

英國の憲法は遡遜の制度と那耳曼の制度と融會して成れるものなるが其過渡の時代は自ら分れて二期となる。即ち一を那耳曼期とし、一をプランタジネット期とす。那耳曼期に於ては外國の元素英國人民の血統、言語、法律、政治に混入し、プランタジネット期に於ては英國の元素、他國の元素と交錯して一種の結合體をなし、其骨髓は遡遜にして其皮肉は那耳曼なり、其基礎は遡遜にして其家屋は那耳曼なり。前編に述べたる所は即ち過渡の第一期たる那耳曼時代にして新元素の性質とウヰリアム以來行はれたる改革を説明せるものなり。而して此期に於ける特狀は強固なる王權を本とせる中央政治の新組織なるが此新組織の地方制度と相接觸せしはヘンリー一世の時巡回判事を設け、各シャヤアを以てエキスチクワの支部と爲せし時に在り。然れども斯の如き臨時の場合を除くの外は中央と地方との制度は分立の軀制を保ち以て那耳曼の世を終はれり。然るに第二期なるプラン

タッシュェットの世に至り那耳曼の中央政權は遑遑の地方自治と相摩盪してタウンシップ。ハンドレッド。シャエアの体制を鎔化し、一方に於てはキョリア、レシスの制定に係る國王の法律と地方の法廷に於て古來遵奉せる習慣法と亦相共に關係を生じ現今の陪審官制度實に此より起る。

制度の融會は第一人種の融會より來れるものと謂ふべく那耳曼人は當初英人を征服せりと雖も本と少數なるが爲に漸く多數なる英人の内に混化し那耳曼人即ち英人となり、戦勝者反て征服者に打勝たれたるに均しく、プランタッシュェットの初に於ては人種言語等舊時の差違已に全く消滅して一國民をなし、系譜を按ずるに非されは孰れか英人にして孰れか那耳曼人なるやを辨別する能はず。是に於て曾て人種の異同愛憎より生ぜし法律の區別も亦其跡を留めざるに至れり。

ヘンリー二世位に即き三年を出ずしてウァリントン、クフォルドの條約に規定せる革弊の擧を全ふしステイブンの亂に由り在るが如く亡きが如くなりしキョリア、レシズとエキステクワートを再興し中央及び地方の法制を振作せり。

ヘンリーは佛國のツールーズと戦端を開きし時に當り封建の兵制に據れば其臣

從に定期以上の從軍を課することを得ず。海外の遠征をなすに不便なるを以て傭兵を用ゐて之を補はんと欲し、之に要する財源を得んが爲にスキューティージュにルドモニの法を案出せり。スキューティージュは一種の課金にして之を納むる者は從軍義務を免るべき規定なり。然るに又之が爲めに封建兵制の利を失はんことを慮り、千百八十一年アサイズ、オマ、アルムスアイサイズは法によりフリーホルダ白山全躰に命じて應分の武備をなさしめ、以て古代の制度なる國民軍を組織し、傭兵と相待て外敵國を征し、内貴族を鎮するの具復た缺くる所なし。

ヘンリーは英國の臣民をして僧俗貴賤の別なく同一なる法律の下に同一なる地位を得せしめんとする志を抱きしと雖も、貴族はマノアに於ける自家の裁判權を固執し、僧侶は通常法廷の管轄を受けざることを主張するが故に頗る困難を極めたり。ウァリアムの宗教裁判所を創立せし以來、僧徒にして罪を犯す者あるも通常法廷は已に之を糺すの權なく、宗教裁判所は臍刑を加へざるを以て僧侶の法を案す者多く平人も亦僧徒なりと假稱し法網を逃るゝ者少からず。且宗教裁判所は貪婪專横の弊に堪えざるよりヘンリーは宗教裁判所の職權と僧侶の權利を定む

るにヘンリー一世の時代に行れたる習慣を以てせんとせしに僧正等之に反對し、就中曾て大法官となり現にカンタベリーの大僧正なるトーマス、ベックエットは力を極めて之を排せしもヘンリーは終に千百六十一年一月を以て大にヒショップ及び貴族をクラレンドンに會し其の結果ヘンリー二世時代の習慣を編纂して法律となし大僧正以下をして之を遵奉すべきことを誓はしむ。是れ所謂クラレンドン憲法なる者にして十六條より成り、ウリアム一世の設立したる宗教裁判所と通常裁判所との區別明白に規定せられぬ。但僧侶の罪を犯せし場合孰れの裁判所が其件に就き管轄すべきやを決するはキングス、コールドの權内に在り。尙ほ宗教裁判所をして權限を越えざらしむるが爲めキングス、コールドよりプログジョンと稱する禁制的令狀を發すべき新制を立てたり。

クラレンドン會議の後ヘンリーは専ら力を中央及び地方制度の整頓に致し其結合を謀るに汲々たり。當時の國民議會の組織を案ずるに召集の慣例よりして議員の資格畧定まり國王の令狀により一個人とし又は集合躰として召集を受くる者に限れるが如し。即ち令狀に二種あり一は貴族其他特に參會を要する者一は

シヤエアのシチリフに下し廣く土地所有者を召集せしむる者なり。而して後シ
 ヨン王の時に至りては召集を受ける者直接受領者に限られたり。

今税法の如何を尋ぬるに古代の國王は其私有地公有地及び科料等より生ずる歳入を得、國家の經費を支出するに十分なるが上地方には種々の課役あり。交通兵備の具悉く足るを以て復た輓近の所謂租税を課するの要なく其之れありしは實に彼のデエンゲルドより始まり、其性質は全く地租に外ならず。後海軍を興すが爲に千〇八年を以て始めたるシップモニーの如きも亦之を土地に課したるものにして租額の原位は共に皆ハイドなるが一ハイドは百廿エークルに當り、一エークルは我四反三畝に當る。此デエンゲルトは最初臨時の課税なりしも那耳曼の初より年租となりヘンリー二世の時より其質少しく變化してエイド又はハイデーシと稱するに至りしと雖も、其地租たるに於ては即ち同じ。而してヘンリー二世の時に於ては古代の遺制に由れるものと兵役地方の新制なる封建義務に由れるものとあり。一は國王舊來の諸歳入及ハイドより割出せる租税にして、一はナイト、フイーに課せるもの即ちスキューテージュ是なり。スキューテージュは騎士所有の土地

に係りハイド税は自由地主の土地に係る。千百八十一年十字軍の興るや之が費用に宛てむが爲にケッディングトンの大會議により始めて動産税を課せしが明白に各自由人の負擔を定めむと欲し、地方陪審官の宣誓に由て税額を決するの制を設けたり。

是より先キューリア、レジスはステイヴンの亂の爲に破廢に歸したるが、ヘンリーは之を再興して中央政治に一大進歩を加へたるが、ヘンリーの法律改正は司法權を中央に集むるの傾向あるが爲に、キューリアの度支に關する資格は漸く晦暗となり、法廷として著るしく發達せり。故にスタブスは曰くキューリアはヘンリー一世の時に於ては大藏たるの位地を以て著はれ、ヘンリー二世の時に於ては司法の地位を以て著はれ、ヘンリー一世の時に於てはキューリアなるもの、エキスチエクワールの司法部に過ぎざるが如く、ヘンリー二世の時に於てはエキスチエクワールなるもの、キューリアの財政部に過ぎざるが如し。此の如く司法上の事務繁雜に赴きしより千百七十六年判官の數を増して十八人となし之を六巡回裁判區に分ちしか、二年の後減じて五人とし巡回を止めて常にキューリアに在らしむ。翌年亦變更を施

す所あり、エキスチエクワールの事務を執る者と巡回裁判をなす者の外六名の法官を置きキューリア、レジスに於て人民の訴を聽かしむ。此法術は千百七十九年以來定期開廷の裁判所となりしが即ちキングス、ベンチの始なり。然れども此法廷は終審に非ずして終審の權は通常會議に於ける國王に在り、後年チャンシヨール及びヒアリヅ、カウンスルの管轄權は此會議より生せしものなり。

今ヘンリー二世が如何に地方制度を改革せしかを考究するに先きだちて説明を要するは當時に至るまでの變遷なり。從來シヤエア及びハンドレッドは各其集會を有し、自由民は此集會に於て各我が地方の政法を處理せしが其性質は今日の裁判所よりも寧ろ公會に近し。而して兩者のコートに於ては訴訟人の全休即ち判事にして理論より言へば實際の如何に關せず其コートの下せる判決は全會の判決なり。然れども多數の人民に此理論を適用することは頗る不便なるが爲に漸次權力を以て會員中の委員に托し全會の代理として訴訟を聽斷せしむるに至れり。ヘンリーの改革はア、サイズ、オフ、シラ、レンドンと云へる命令に由り其目的は告訴の方法を一定するに在り。即ち犯罪に就て告訴せられたる者あるときはハ

ンドレッドに於ては十二人の令名ある者タウン、シップに於ては四人の令名ある者をして宣誓を行ひ以て罪の有無を決せしめ、有罪に決せし時は之をシェリフに致しシェリフ之を法廷に致す。後千六百六十六年のアサイズ、オブ、ノルサンプトン、ハ、アサイズ、オブ、クラレンドンを重複したるものにして、異なる所は六人の判事をして巡回裁判を行はしめたるのみ。

第二章 大憲章成立の始末 其一

前篇以來次を追て述べたるが如くウリアム一世曾て王權の強大を致し、此強大なる王權を行ひ彼頻繁なる國務を理めんが爲めに大集會の中より別に小集會を設け勅命に従て政務を奉行せしめしが、此小集會はヘンリー一世の時キョリア、レジスの名を以て著はれ其財務に關する職制はエキステクワーとして特別の臈裁をなし全國の會計盡く其掌握に歸せり是の如き財權の集中に繼て法權の集中を致したるは那耳曼戰勝以來王室の法廷が舊來地方に成立せる人民の法廷を侵蝕したる結果なり。蓋し國王は司法の淵源にして總ての裁判所は國王の裁判所なり

と云へる原則一たび確定せられしより國王が令狀を以て地方の訴訟を中央に移致せるが如き以て法權集中の實を見るに足る。其れ然り那耳曼制度の特色なる中央集權は此に於てか過大過重の域に至りたる者と謂はざるを得ず。是れ實に絶大なる政治問題の由て以て起る所にして英國々民の立憲的進歩は即ち此問題をして成立するに至らしめたるなり。然らば其問題は如何なる者なるやと云ふに中央集權の那耳曼組織と地方自治の遡遜制度とを連結し各其最強なる元素を存すると共に互に權衡を保ちて偏輕偏重に陥らざらしむるとなるが歸する所は王權制限の問題に外ならず意ふに憲章の授受に關して君民の争鬪激にして且つ久しかりし者亦此問題に本づけるのみ。然れども當時國民の領袖として王室に抗せし者は政府の權力に抽象的制裁を施し以て成文憲法となさんと欲する理論政治家に非ずして其昔享有せし自由をば新なる形跡に於て回復し以て現在の弊害を矯めんと欲する實際的政治家及び愛國者なり、是故に其憲章授受の争たるや中央集權の那耳曼組織と地方自治の遡遜制度との不平均より生ずべき弊害を揣摩せしより起りしに非ず。又ヘンリー一世と二世とが無限の權力を有せし事實

より起りしに非ず。暴虐の君主が中央主権の壓力を國民の制抑に用ゐたるより國民全体は三階級^{エステイト}合して一人となり千歳不易の權利を確立せんが爲に奮起して此に至れるなり。即ち争者の一方は國王にして一方は國民なるが國民の隊伍は實に三階級より成れり。

英國の階級制度を案ずるに大陸に於けるものゝ一斑にして三個の成分が政治組織の中に成立せしは歐洲に於て國會の在る所皆然らざるはなし。而して英國の階級は僧侶^{クラーク}、貴族^{バロン}、庶民^{コモンズ}より成り國王は超然其上に立てり。

那耳曼戰勝以前に於ては教會と國家と殆ど一物の如くなりしに、教會が羅馬法王と親密の關係を生ずるに及び、教會と國家と互に分離するの傾向を來たし、ウヰリヤムは宗教裁判所及び宗教會議を創立し、宗教上の立法と司法とをして獨立を得せしめたるが、其管轄は教律^{カノン}の進歩と共に擴充し、クレンドン憲法により此職權益明確となれり。而して之が由來を審にせんと欲せば勢宗教區劃を伴説せざるべからず。抑英國は宗教上カンタベリー及びヨルクの二プロヴヰンスに分れ其區域は併せて王國の疆域に均し而してシヤエアが王國の最大區劃なるが如くダ

イオシーも亦プロヴヰンスの最大區劃にしてシヤエア、ムートが王國に於て最要なる地方法廷なるが如く、ダイオシー會議も亦教會に於ける地方の最要なる法廷をなし、僧正^{アチ}、デュー、アボット、デュー、コン等之を組織す而してダイオシーはアルチデュー、コンナリーに分れ、アチ、デュー、コンナリーはデュー、テリーに分れ、デュー、テリーはパリッシに分る。アルチ、デュー、コン法廷は宗教裁判所の最も卑きものにして上告は此法廷より僧正の法廷に向ひ、僧正の法廷より更に大僧正の法廷に向ふ。

宗教裁判所と宗教會議とに付與せられたる權利は頗る重大なるが之を操縱する者は即ち僧正なり。僧正の教會に於ける地位此の如くなるに國王の會議に於ても亦重きを致すを以て僧正を指名するの權は法王國君及び其國僧侶の争點たり。古基督教國に在ては僧正の應に管轄すべき區内の僧侶人民連合して之を選びしも幾くならざるに平人は僧正選舉の權を失ひ、チャプター、オプ、カセドラル、チャプターの手に屬すカセドラル、チャプターとは僧正區内第一の教會にしてチャプターとは其教會の僧侶の團躰を云ふ、英國に於ても初は國王ウヰリヤムと共に僧正を選舉せしが那耳曼時代の末チャプターは宗教上の儀式を以て先づ之を選舉し國王と賢人會議

に向て己の選舉せし者を任命せんとを乞ひしとあり、後遂に定規となるに至れり。然れども僧正は既に選立せられたる後と雖も、國王に向つて受領者たるの手續をなすに非れば其僧職に附帶せる領地を享くるとを得ず。即ち國王よりは指環と杖とを賜ひ以て就職の證となせり。是を稱してインヅェスチヤと云ふ既にして大陸に於てインヅェスチヤの問題起るや英國も亦影響を受け其結果國王は杖と指環とを與ふるを止め僧正をしてフェルティ及びホマーシの誓を致さしむるとなせり。是を千百七年とす。而して之と共に僧正選舉の權は明かにチャプター、オフカセドラル、チャチに付せしか指名の權は仍ほ之を國王に存せり。但大僧正に至りては縦令當選の榮を得るも恩賜の領地を受くるも法王の認可を経るに非ざれば其職を行ふ能はず。然るに十三世紀に及び法王か直に選舉に干涉せる原因を案ずるに選舉に異論の起りし場合屢法王に上訴して裁定を仰きたるに由る。而して此の如き異論は獨り僧侶間に生ずるのみならず時として國王か僧侶に強ゆるに己の指名せる候補者を以てするが爲なり。彼のカンタベリーの大僧正たりしヒュバルトの死するヤジョンと法王、インノセント三世との間に後任者選定の

争を生じ法王が大に其權を張らむとせしが如きは後に述ぶる所あるべし

此の如く英國には那耳曼戰勝以來僧侶なる者特立にして特權を有する結合體となり我か行政司法の公會を有し自ら立法徵稅の權利を占め教律の發達と共に自治體制の精神益振興し其特權の維持と擴張とを求めたるより遂に大憲章の授受に關する争鬭の間に我々政治上蔚然たる一黨を成せしなり。

僧侶と平人と分界を生せし所以は斯の如く顯著なりと雖も、平人が如何にして貴族と平民とに分れたるかを究むるは頗る難事に屬す。蓋し英國の古法に認めて以て財人となす所のものは世襲の位を保つ者に限り世襲の位は長子にのみ傳はるものとす。此等世襲の貴種、教界の貴人と相合して貴族パロキなる一階級を成し貴族の階級は即ち上院と同一なるが故に上院の歴史を述べれば則ち貴族の歴史を知るに足る。

古のウヰットナゲモートは時代の推移に従ひ名稱の變組織の異は則ち之あるも未だ曾て一日も廢せしとあらざして上院の議員其人に依て以て存在せり。故にフリーマン氏曰く『貴族院はウヰットナゲモートより起りしのみならず實際に

於てウ非ツテナグモートなり』と。案ずるに那耳曼戰勝以來其の昔英人を以て組織せるウ非ツテナグモートは重に那耳曼人を以て組織するに至りヘンリー二世に至つてはアルチビショップ。ピショップ。アボット。アール。バロン。ナイト。プリール。ダルより成れる封建會議に變したるが此の會議に召集せらるゝとき世襲により特別の令狀一通一人に宛を受くるの權ある直接受領者集て俗貴族を成せるなり。

教會の貴族 大僧正僧正なるが是等の僧官が貴族に列したる事由を尋ぬるにラムバルトの封建義務履行より來れるものにして即ち其所有に係る土地は兵役地法に由れる封邑なりとの理論より大僧正僧正共に國王に對して直接受領者の地位に在り昔しより賢人會議に列席せし因襲の權と直接受領者として新に生出せし權と相合して貴族の資格を全ふせるのみ。故に國會に列席することを得るの權は大僧正たり僧正たる教會の資格より來れるに非ずして其領土に附帶せる特權なりと謂ふべし。

庶民フエメンに至ては元素極て復雜なるが爲に僧侶又は貴族の如き固結の力を有せず。

蓋し大陸に方てはコムモンズなる語特權を有するタウンの民を指すに止まると雖も英國に於ては其範圍稍廣くタウン及びシヤエアに於ける自治の結核たる自由民を總稱す。而して下院は實に小地主の代表たるシヤエアのナイトとタウンの商業的利益を代表するシティズン及びバルシェスとの連合より成る。

以上の事實に據れば三階級の元素は古代より成立せしに相違なきも顯然たる形をなせしは那耳曼戰勝の結果なり。那耳曼戰勝は僧侶を平人と分つの原因のみに非ず平人を分て貴族平民となせしも亦此に基するを見る。而して各階級の結合大に加はり性質著るしく判せるは各其通權と特權とを確立せむが爲に奮て従事せる大憲章の抗争に由て然り。

第三章 大憲章成立の始末 其二

大憲章の争はジョンの虐政に基くと雖も國民の不平は既にリチャード一世の時に發せり。蓋しリチャードは第三回十字軍の一將として遠征を事とし其費途に供せんが爲に人民の膏血を瀝し怨望の府となれるが其境地利に於て捕虜となりし

時に於ても之が償金は皆國民の負擔する所にして厚税重斂至らざるなく貴族に在てはリンコルンの僧正ヒューがオックスフォード會議に於て徵求の不當を論斥するあり。平民に在ては倫敦のウヰリアム、フヒツオス、バルド衆人を率ゐて暴舉に出るあり。「履霜堅氷至」此の如き事跡此の如き民心は將に來らんとする大紛擾の兆をなすものと謂ふべし。

リチャードの殂するに當り封建の本旨なる長子継統法に據ればジョンの兄の子なるアーサー當に王位に即くべき理なりしも、英國に於ては國王撰立の舊制未だ歇まず、王位世襲の新主義未だ生せず、宛も過渡の間に在りたるが爲に、ジョンは立てられて王となれり。而して大陸に於ては封建主義行はるゝの故を以てリチャードが佛王の領内に於て有したる土地は盡くアーサーに屬せり(但ノルマンディーを除く)。其後ジョン俄にアーサーを捕へて之をローエンに幽し幾くならずしてアーサー刺客に倒れしが世皆以てジョンの意に出たりとなす。佛王フヒリツプ領主たるの權利によりジョンに命じ來て審問を受けしむ。ジョン來たらず。乃ち兵をノルマンディーに進めメイン、アンジュー、ツール、ブルース等の地方相繼て降りジョンは

全く大陸の封土を失ひ餘す所は僅に其母の遺領なる彈丸黒子の地のみ。是より先那耳曼創業の功臣たりし大諸侯或は絶え或は亡び新貴族之に替りしが其家系の仍ほ那耳曼より出てたるに拘はらず其思想と感情は寧ろ英國風なりき。而してフヒリツプのノルマンディーを取るに及び是等の貴族は全く故郷を失ふの狀あり。其土地を兩處に有する者に至ては英國の封邑を棄て、佛王に臣事するか佛國の領地を抛ち英國に土着するか必ず其一を擇はざるべからず。其英國に土着する者の英國を本國となし深く心を内事に留むるに至り終に國民の首魁として王室と國憲の争を發作せしなり。

國憲の争はジョン王と僧侶との間に起れる宗教上の紛議に始まる。即ち千二百五年カンタベリーの大僧正ヒューバルト、ウオルタル寂して後任を定むるに方り同地本寺の衆徒は其主僧として之を選ぶの權ありとし管内の僧正は其管長として之を選ぶの權ありとし王は選舉權の孰れに在るに關せず其効力を許否するの權ありとし互に争端を開きしに外ならず。蓋し本寺年少派の僧徒はヒューバルトの生前より既に計畫する所あり。死後一夜密に相會して壇にレソナルドを立て

之をして羅馬に赴き法王の允許を求めしめたるに半途にして其事倫敦に洩れしかば老年派の僧徒は則ち王意を承けて別にジョン、ド、ウーグレーを選舉し十二名の委員を羅馬に送て法王の裁可を求めしむ。法王インノセント三世は宗門の雄なり、以爲らく是れ大に威權を用ゆるの時なりと先づ僧正と本寺の僧徒との争に就ては本寺の僧徒に選舉權ありとの判決を下し然る後、^{カニ}後教律に反せりとの理由を以てレシナルドの選舉を無効に歸せしめ、レシナルドの選舉未だ無効と定まらざる前に選舉したりとの理由を以てグレーをも認可せず自から英王に代て指名權を行ひ羅馬に駐劄せるカンタベリー本寺の代理者をしてステイファンラングトンなる者を選ばしめ親しく任命の法儀を行ひしが、是の如きは英國の典例に反せるものなり。是に於てジョンは大に怒りラングトンの大僧正たることを認めざるを宣言し其選舉に與れる本寺の僧徒を國外に放逐し其土地を沒官す。法王のインタルダイクトを以て之を脅すやジョンも亦僧侶の追放を以て之に應すべき決心を示せり。インタルダイクトとは宗教上の儀式を禁止するの令なり。已にして令下り教會皆閉じ士民葬祭の諸禮を行ふ能はず。是れ法王が英民の不便を以て

ジョンの意を回さんとするの策に出づ。ジョン益々震怒し法王の禁令に服する僧正を罰するに封邑剝奪を以てし且其特權を侵して通常法廷の管轄に歸せしめ爲にウヰリアム王がランフランクと共に創始せる王室と僧侶との結托此に至て全く壊敗し從來貴族に對抗して王室を扶持せる僧侶は一變して王室の敵となれり。法王はジョンの屈せざるより千二百九年更に破門令を下せしと雖もジョン以て意となさず僧正等を窘しむ愈々甚し。千二百十二年法王廢王の令を下しジョンの臣民をして服従の義を絶したため基督教國の王公に命じて之が執行の任に當らしめジョンの敵なる佛王フリッパには特に委任する所あり。フリッパ大兵を集めて將に來り寇せんとす。而して内にはウェールズの諸侯反を謀るあり、貴族の敵に通するあり。ジョン此焦眉の急を如何ともする能はず、千二百十三年五月十三日を以て法王に降り、ラングトンの大僧正たることを認め、僧俗を問はず曾て追放せる者を召還し其土地と地位とを復すべきを約し、其の實行を以てインタルダイクト及法外令を撤回するの條件となし、其上英國を法王に捧げ一年千マルクの金を獻すべきとを誓ひ、事情全く一變せしかば佛王望を失て退軍し國難始て局を結びし

が如き觀あり。ジョンが國を法王に捧けたるとは英國の獨立を失へるに齊しきを以て貴族等の憤懣を來たし益々王室に抵抗するの心を生したりとの説あれども當時の史料に據るに決して人民激昂の證なし。蓋しジョンの父ヘンリー二世曾て法王アレキサンダーに臣事し其兄リチャード一世亦日耳曼帝の臣となれる先例あるを以て復た國辱と爲さざりしなるべし。

是時に方り貴族離叛の患は毫もフリップス來襲の日に異らず。今貴族が王と隙を醸せる所以を尋ぬるにジョン即位の初之に向て先王の苛政を除かんとを約し以て其位を固ふせしに其後毫も釐革する所あらず。千二百一年ノルマンディーに從軍の命下るに及び貴族は共に之を拒み以て王の約を履まんとを望みしに王は其城邑を没し其子女を捕へて質となし加之兵役を數し課税を重からしめたるが故に貴族は深く之を怨み千二百十三年佛國に從軍の命あるやジョンが破門の期中に在るとを口實として復た之に從はず。破門の釋けたる後復た王命あるに及び北方の貴族は外征に從ふの義務なしとて命を奉せず。ジョン怒て自ら之を討たんと。其既に發するやジャヌステイシアル、ジョウフレ、フロッツピーターと

云へる者セントアルバン教會に大會議を開き僧正貴族の外王領なる各邑より代り入四名長一名之に臨み其の召集の名義は教會が受けたる損害を調査するに在りしも實際は重大なる問題に涉り苟も不法なる收斂を事とする官吏を嚴罰に處すべしとの議決をなし又進てヘンリー一世の憲章を以て國民自由の根據となすべきとに及び尋で同月廿五日又セントポール教會に會合せし時此憲章を以て國王に要求の基礎と爲すべき由を議決しフロッツピーター之を執奏せしが幾くならずして卒しラングトン替て貴族を帥る大革新の任に當る。十一月七日王シェルフに命しナイトの外各シャエアより四人の代議士をオクスフォードに召集せしめしが此會議に於て明年十月に至るまで革新の實行を遷延するに決す。ジョン乃ち此間を以て貴族の後援なる佛王を挫かんと欲し兵をポアトに進めしも遂に志を得ず千二百十四年十月を以て歸り從軍せざりし貴族に向てスキューを責めたり貴族は竊にセントエドモンド教會に會し議決して曰く「王が要求に従ふまでは服従の義を絶ち兵を以て之を脅かすべし」と。終にクリスマスの再會を約して散ず王之を探知し或は城郭の戍卒を増し或は外國より各兵を雇ひ或は僧侶に

自由選舉の權を嗜はし以て貴族と絶たしめんを謀りたるも其策畫餅に歸し千二百十五年一月六日貴族等武器を手にしてテムブルに會し委員をして王に要求を陳せしめしが、耶蘇復活の祝日の乞によりイースターの祝日後第一の日曜日迄回答の猶豫を與ふ。ジョン百方力を盡して敵黨を離間せしも反て益々結合を固らしめたるに過ぎず貴族は尋てスタンフォールドに會せしが王が期を過ぐるも答へざるを以て兵を整へアラツクレーに向ふ。其地はノルサムプトン州に屬すジョンは方にオクスフォールドに在り。ラングトン及びウヰリアム、マーシャルを遣て欲する所を問はしめ其要求する所彙時と異らざるを見るや怒て曰く『何ぞ吾國王を求めざる朕は決して朕を奴隸となすべきか如き自由を彼に與へざるべし』と。貴族等之を聞て激昂せざるなくロバルトフツ、ウオタルを將として倫敦に至りしに市民門を開て之を迎へ從來中立を守り又は王家に依附せし貴族も亦盡く來て同盟軍に投し王之左右にある者は僅々たる客兵のみ。ラングトン、バンダルフ法王の使節等調停の志を以て尙ほ王に侍せしが交々王に貴族の要求を聽くへきとを勸む。王己を得ずして其言を容れしと雖も其意和議の外觀を以て屈服の實辱を掩はんと欲しランニ

ミードの原野に近き處なるテームス河中の一島を以て商議の場と定め双方の委員兩岸に對陣せる自他の軍前に於て商議の式を畢り自由の大憲章を確認す。時に千二百十五年六月十五日なり

第四章 大憲章成立の始末 其三

今大憲章の性質を考ふるに其形式より言へば王が臣民に賜ひたるものなれども其の實質より見れば君民構和の盟約なり。而して僧侶貴族庶民の三階級各此の偉業に與かり各其の利益を收めたるが故にランニミードの擧たる管に貴族が己の特有なる權利を主張するが爲の擧に非らずして國民一致の擧なりと謂ふべし。大憲章は毫も政治の理論に涉れる所なく只英人が國初より世々相承て享有し那耳曼戰勝後其結果により稍面目を異にしたる權利と自由とを紹述したるに過ぎず。蓋し那耳曼戰勝は英民を易置せしに非ず其政法を抹殺せしに非ず習慣法律と地方制度とは依然として存在し之に被らずに那耳曼の中央政治を以てせるが百五十年を経て中央集權の制度は王室を根柢として益發育し益々支蔓し司法の權

は地方なる人民の法廷より中央にして唯一なる王室の法廷に移れり。然るに人民の法廷に行はるゝはテュートンの古法にして其淵源人民の俗習に出で王室の法廷に行はるゝは新製の王法にして其淵源王意に出で民権王権の消長此に判す。彼のリチャードとジョンとの世に及び王權殆ど其極に達し、王意は即ち國法なりとの意見を持せしが此意見を強行せんとしたる結果、君民互に武器を執て相見るの變を醸せしのみ。何と云へば國民の主張する所國法は王意に非ず、王國の習慣法と那耳曼戰勝の結果改補せられたる法律となりと云ふに在るを以てなり。唯其れ此の如し戰勝後英國古代の習慣法は善王エドワードの法律として尊重せられ戰勝に因て變更せられたるものはウヰリアムの改正法として尊重せられたるとはヘンリー一世の憲章にエドワードの法律と父王の改正法とを復すべきとを誓へる明文あるに由りて以て之を知るべし。是を以て之を觀れば貴族がヘンリー一世の憲章を以て左券とし、ジョン王に向ひ其規定せる權限に基て國民と盟約せんとを求むるや、國王と國民との憲法的關係は將來に於て那耳曼戰勝の結果に由りて改正を經たる英國古代の習慣法に準山すべしと曰ふに過ぎず。即ち大憲章は決して

那耳曼戰勝より生ぜる自然の効果を無視するにあらずして中央政治の如き封建地法の如き憲法の一元素と看做せるに至りては復た疑ふべからず。只其期する所はウヰリアムの改正に就て區域を明にし戰勝より起れる中央集權と封建政體が將來如何なる程度まで古來の自由を侵すも妨なきやを定むるに在り。此の問題を決するに當て何の階級たるを問はず各一躰として利害を感ずるのみならず。全國民(即ち三階級)亦一躰として利害を感じランニミードの盟約は實に此の利害より成れるに外ならず。各階級は其の特權と特許とに就て王と約束を行ふと共に國民は一躰して階級の別なく自由民の當に得べき普通の權利に就て王と約束を結べるなり。是故に大憲章の條項分て兩大段となすを得べし。第一、三階級の權利と特許とに關するもの(第二)國民全躰の權利と特許とに關するもの即ち是れなり。此れより進て大憲章の三階級に關し國民全躰に關する條項を分説せんとす。

王は僧侶に對し教會を自由に任せ其權利と特典とを侵さず、殊に教職選舉の自由を保護すべきことを約せり。

貴族に對しては封建役務の制限を定めたるが貴族即ち直接受領の大なる者が國王に求めたる制限は獨り己の保護を主とせるのみに止らず國王が己に對する封建的權利の制限を推て己等が小領主として間接受領に對する權利の上に及ぼせり。左のエイド及びスキューターに關する明文は其然る所以を證するに足る。即ち王と貴族との間に於ける條規に曰くエイド及びスキューターは國民總會に由るに非れば之を課せざるべく王の俘囚を贖ひ王の長子をナイトとなし王の長女の初婚を助くるべきを除き之を又課せざるべしと。而して貴族と間接受領者との間に於ける條規にも亦曰く云々と。其他貴族との盟約中重なる條項はレヴィフ、アリエーシ、ウオルドシツプに關するものなり。

十三世紀の理論に由れば庶民なる者貴族僧侶以外の人民が盡く結合して一軀をなせる者を指すに非ざるが故に大憲章中専ら第三階級に涉るものを指摘するは頗る難事に屬す。蓋し英國に於ては庶民の稱タウン及びシヤエアの自治軀を組織せる自由民を指すことは曾て述べたる所の如し。乃ち大憲章中之に關する部分を検するに言へるあり曰く倫敦市は古代の自由と習慣とを保つを得べく其他

の市バロー、タウンホルト亦之に倣ふと。是れ堂タウンに結軀せる庶民の權利を認めたるものに非ずや。曰くカウンティ、ハンドレッド等の地稅は王領なるマノアを除くの外皆古の如くなるべしと。是れシヤエアに結軀せる庶民の權利を認めたるものに非ずや。若夫れ商人に關する規定に至ては即ち曰く戰時の外其王國を出入する毎に因襲の金額の外關稅を要せずと。

國民全體に關する條規に就て憲法上眼目とも云ふべきものを求むれば國民會議の組織及び權力に係ること國王の法廷に係ると司法の大則に係ること是なり。抑昔時の國民會が那耳曼フラングデエテツト兩朝の間に於て封建的會議に變ぜしは今之を再陳するの要なし。只此變化たる冥々の間に徐々として行はれたるものなりしが大憲章は此變化に與ふるに法律の形式を以てし集會の元素と方法とを明示する所あり。此に據れば國民議會の成分は王の直接受領者にして其中の大僧正僧正、アボット、アール及びバロンの稍大なる者は人毎に王の特別令狀を以て召集せられ直接受領者の小なる者は各シヤエアのシェリフに授けられたる普通令狀を以て召集せらる而して此召集狀には集會の時日土地及び理由を記す

べきものとし斯く構成せられたる議會が課税贊否の權に至つては分明精確の規定あり。後大憲章を確認せし場合一再に止らざりしが租税と議會とに關する此尤も重大なる條項は撤去せられき。既にしてエドワード一世の末年に迫り自税の權利竟に恢復せられ確定憲章の一部分として憲法中千歳不朽の綱要をなすに至れり。

司法に就ては從來王の法廷が國王の所在に從て轉移せる不便を止め法律に通せざる者のシャステイス、コンステイブル、シェリフ、ベリッリの職に就くことを禁せしが司法上の通則に關する左の二ヶ條の如きは最も重要にして著名なるものなり。即ち第三十九條に曰く自由民たる者同輩の裁判を経るに非れば又國法に由るに非れば逮捕監禁せられざるべし、財産を剝奪せられざるべし、國法の保護を失はざるべし、國外に放逐せられざるべし、如何なる方法によりても毀傷せられざるべし、而して王は之を犯さざるべし、之を致さざるべしと。第四十條に曰く王は何人に對しても權利即公裁を賣らざるべし、之を拒絶し、遅延せざるべしと。

以上は永久の規定なるが他に又一時の規定あり平和の擔保として臣下より出せる敕券又は人質を返付すべき規定の如き、逐臣を召還し没財を復興すべき規定の如き外國の客兵を疆外に逐ふべき規定の如き是なり。

大憲章の要領は此の如し而して國民は固よりジョン王の反覆を知るを以て憲章中王が條規を犯せし場合に施すべき制裁を定め貴族全躰より選ばれたる二十五人の委員を以て大憲章執行の委員となし若し王又は其官吏にして條規の實行を怠らんか之をして王に諫争せしめ猶ほ不可なるときは二十五人の委員は全國民と共同し干戈を以て之に迫り其聽從するに及ぶまでは之を苦しましむべきとを定めたり。而して憲章の結尾は凡て盟約の條規は誠意により本義に從て之を守らるべしとの誓言を以て之を終はれり。

ジョンの詭變窮りなき誓言の能く羈すへきに非ず則ち憲章の主義を實行せしむる唯一の擔保は國王違約の時に當り國民が兵力を以て抵抗するを得べき權利なり。蓋しランニミッド集會の大業たる君民争權の發端にして終局に非ず而して憲章は國民が革弊に關する立案にして國王が讓與の表示には非ず。是より八十年の久しき國民は此憲章に定めたる權利を享けんとを求め國王は之を與ふる

とを悟み争擾絶ゆる時なくエドワード一世の末年大憲章を確定するに至るまでは未だ曾て其局を結ばず。

ジョンの爲人はエドワードの誠實と正に相反しランニミード媾和の時に際し一方には已に之を破らんとするの志を抱き又一方には敵黨を解軀せしめんとするの策を講し曩にフヒリツアの兵を却けたる時の慣用手段を用ゐるランニミードより直に使を羅馬に遣り法王の力を借て以て貴族に甘心せんと欲し言はしめて曰く大憲章は叛亂に由て成立せるものにして貴族の擧は英國の主宰たる法王を蔑如するものなりと。法王以て然りとなし同年八月書を以て貴族を譴責し王室を尊敬すべきとと更めて其要求を羅馬に提出すべきとを命じ従はざる者は破門に處せり。然るに大僧正ランクトン之を奉行せざりしかは令して其職を停め十二月復び破門令を發し一々貴族の巨魁たる者を指點して必ず罰に服せしめんとし又倫敦市に向てインタルデクトを布きしかば是に於て王と貴族との和再び破れ王は新來の客兵を率ゐるローチェスター城を圍て之を陥れ進んで北の方ベルウヰツクに抵り轉じて南に下りサリスバリー伯の兵と合してコルチエスターを

定む。貴族此に至て王と絶ち佛王フヒリツアの子ルイを迎へて君となさんとし。ルイ千二百十六年五月を以てクントに上陸すジョン已に此地に在り防戦の策を講したれども其客兵率ね佛國より來れる者なるが故にルイに敵するの心なし。ジョン已むを得ずして内地に奔りしかばルイ容易に倫敦に入り六月二日を以て貴族のホメーヲを受け英國の過半風を望て之に歸せり越へて十月ジョン殂落す。

第五章 大憲章成立の始末 其四

ジョンの殂落は時運の一轉機たり其故何ぞや貴族の英國を佛王に奉ずるやジョンを怨望するの餘に出でたるを以て其人已に逝き太子ヘンリーの幼弱にして鞏々孤立するを見るや公憤霽れて忠情起り共に立て、王となす。時に齡纔二十歳ベムブローク伯なるウヰリヤム、マーシャル政を攝し法王スホ三世の代理ゴロウエストミンスターの僧正ローチエス之を佐く。攝政は先づ第一着として大憲章を發布し勤王の貴族より成れる新政府の主義とする所を明かにし誓て佛寇を攘ひ國難を救はんとするの意を示せり。但此時發布せる大憲章は一時の便宜に

渉れる條文と國民議會及び租税に關する款項とを除却せるものなり。既にして貴族のルイに附する者次第に引去り攻守勢を異にしたるを以て千二百十七年の春我軍佛兵と戦て大勝を獲ルイをして和を乞はしむ。是をラムベスの條約と云ふ此條約に據り英國は軍費を償ひルイは英國の王位に對する權利を棄却して撤兵し外患始て歎む。

王國平和に復せし後復び大憲章を發布し尋で又山林條例を發布せしが是れ皆マ
ーシャルの功と謂はざるべからず。其薨するやジャステイナル、ヒューバルト、ド
ウ、バル政を攝シラングトンと共に亂後の經營に努力せり。此時に當り國家の三
大患とも云ふべきは法王の代理が國務に參與すると其一なり。外國黨の依然と
して根據を占むると其二なり。諸侯中封建の餘勢を利して自立の志を抱く者あ
ると其三なり。是に於て攝政は先づ法王に乞て代理の駐劄を止めしめ客兵を逐
ひ亂徒を鎮し千二百廿五年天下益々治るや政府は更に大憲章を發布し國民は動
産の一分五分を獻じて謝恩を表す。千二百廿七年一月ヘンリーはオクスフォ
ルドの會議に於て爾後親ら政を聽くべきとを群下に告げしが其實行せられしはラ

ングトン已に死しヒューバルト、ローチエスの二人前後寵を失ひて退職したる後
に在り。

ヘンリー幼弱の時に方り憲法上留意すべきもの二點あり。一は通常議會の外に
於て常設の王室顧問會の成立せしと是なり。顧問官は政府及び宮廷の顯官判事
僧正貴族等にして常に輦轂の下に住し公務を處理す。一は通常議會がジャステ
イナル、チャンシエロル、トレジュナル等國家の重職を推薦し確認するの權を主張せしとな
り。マーシャル、バルの二人が相繼で攝政に任せられたるラルフ、チヅフィールがチャン
シエロルに補せられたるが如き即ち其例なり。而してチヅフィールが己を就職せし
めたる通常議會の要求なくして職を去るとを肯んせざりしは尤も著るしき事實
たり。是に由て之を觀れば王は惡をなす能はずと云ひ宰相は國民に對して責に
任ずと云へる憲法の主義はヘンリーの幼冲なる時に萌芽せるのみならず通常議
會が實際宰相の撰擇を決したるを知るに足らん。

ヘンリーは先王と同しく王意即ち國法なりとの謬見を持し親政の初先づジャステ
イナルの職權を削き之をして只法官の首坐に過ぎざらしめ我命之れ從ふ者のみを

以て國家の重職に任せんとせり。王の本意は此の如く万機獨裁に在りしと雖も實際は己二大勢力の傀儡と爲て自ら知らざりしなり。此二大勢力とは外來の嬖倖と法王とにしてヘンリーが千二百三十六年プロヴヰンスのユリノルと婚するや隨興の外臣終に英廷に留り寵幸を得て政治を左右するに至れり。法王を代表する者は其名をオンード云ひヘンリーが竊に招致せるが爲に來り毎に政教の二事に關涉す。是に於て一方には王室と法王一方に於ては英國の教會と國民共に相容れずして激烈の争を醸せしが其發端は千二百四十二年王が外征の爲め軍費を議會に要求せし時に在り。當時議會は斷然之を拒み四十四年重ねて要求を受くるや議會は王先づ大憲章を確認し、議會がシャステイナル、チャンシュロル、トレッシュユラルを選定するの權を尊重し、其政治を監督すべき常設會議を設立するに非されは其需に應せざるべき由を答へたり、是より十年の間双方固く執て相譲らず千二百五十四年王がスコニを征して在らず攝政等王の爲に議會を召集してエードを要め能く其目的を達せしがナイトのシェアより選れて來會せしはジョン以來此時を以て初とす。既にして千二百五十七年王が法王に負ふ所の債を償はんが爲

に議會を召集するや議會は王權を制限し善後の計をなすべき必要を感せしかり
 ーシユスター伯サイモン之が牛耳を執り千二百五十八年四月倫敦の議會に於て王の同意を得來る六月オクスフォールドの議會に提出せらるべき改革案に従がはしむべきことを約し期に至りリーシユスター、グローススター、を始めとして貴族は皆武器を執り請願の軀裁を以て改革案を奉呈し廿四名の委員を選び王と貴族と各半數を選む條例を章せしむ。所謂オクスフォールド法規なる者なり。是に由て諸種の委員設置せられ第一は十五人より成り此委員は一年三回會議を開き王の諮詢に應ず。第二には十二人より成り第一委員の會議に出席して社會を代表す。第三は廿四人より成り専ら財政を司る而して最初の廿四人より成れる委員は教會の改良を司る。其後又ウエストミニスター條例を發して貴族の特に訴へたる疾苦を救ふの舉に出でたり是れを千二百五十九年十月とす。既にしてグローススター伯とリーシユスター伯即チセントフォールドと隙を生じ貴族一致せざりしが爲にオクスフォールドの條例も殆ど空文となれり。王之を機として遵奉の實なきことを宣言し貴族との争端復た此に開けり。グローススター伯の卒後サイモン獨り貴族の牛耳を執り

王黨に抵抗せしが千二百六十三年十二月兩黨相議し國王と國民との争點を佛王ルイの審判に委したるにルイは之を王の勝利に歸せしかば終に事破れて内亂となり千二百六十四年五月リューズの戦にサイモンは王及び太子エドワルドを虜にして之と盟約する所あり是をミーズ、オフ、リューズと云ふ。此盟約の主旨はオクスフォールドとウエストミンスターの條例を確定し併せて國事整理委員を定むるに在り乃ち各シャエアより四人のナイトを召集し六月廿二日を以て議會を開きしが其議決に由り新に顧問員九名を置き國王をして其意見に従ひ万機を行はしむるととなす。而してサイモンは尙ほ其政府の基礎をして平民的ならしめんと欲し十二月十四日議會の召集狀を發し各シャエアより二人のナイト各シテ、イ及びパローより二人の代議士を召集す。シテ、イ、ボローより代議士を中央政府に出せるは此に始る、蓋し其定制となりしは尙ほ三十年の後に在りと雖もサイモンが嚆矢たるの功は千古に傳へて朽ちず。此議會を稱してサイモンの國會と云ふ。然れどもサイモンの威權漸く盛んなるより貴族の中往々妬心を抱き之に背て王黨に投ずる者を出し太子を戴て首領とす。八月サイモン太子とエヴェナムに戦

て敗死し殘黨のケニルウオルスに據る者固守して能く防ぎ千二百六十六年の六月より十二月に至る。其間王は國會を開き媾和の款項を議定すべき委員を擇ましむ。委員の方案は所謂デイクタム、ド、ケニルウオルスなるものにして期限内に降る者は本領安堵を得べきとを定め尋で翌年十一月のマルボロー條例はオックスフォルト及びウエストミンスターの條例を確認し大に人民に讓與する所あり王國小康を得て千二百七十二年ヘンリーの殂する時に至れり。

ヘンリー三世殂落の時エドワルド十字軍に従ひパレスタイン遠征の途に在り。然るに先王葬式の日、於て貴族は遙にエドワルドに向て忠義の誓をなし仰て君となせしを以て新王エドワルド一世の治世は選立の規によらず即位の禮を行はずして直に先王ヘンリー三世の治世に接せり。夫れ此の如く何人も當時不在なる太子の相續權に異議を挟む者なきを以て觀れば王位は選定に由ると云へる古代の主義が國王世襲權を主持する封建の新主義に移るの氣運に際したるを知るべし。但し國王世襲權が終に確定して王は決して死せずと云へる成説をなせしはエドワルド四世の時に在り。エドワルド登極後第一の事業はウエストミン

ター第一法律として著名なる法典の發布にして緊要なる革新の題目は網羅して遺す所なく曰く王國と教會の治安は尤も宜しく維持すべし、曰く普通の權利は貧富を問はず一様に之を保護すべし、曰く一切の選舉は自由なるべく何人も暴力又は脅迫を以て權利の執行を妨げらるゝとなし、曰くシェリフ、コロナル及び其他司法事務に關係ある官吏は民選たるべしと。最後には大憲章中封建義務に繋る條項を擔保し民刑訴訟法の改正を具備せり。次で千二百七十八年の國會を通過せるクローシユスター法例は地方領主の私有裁判所を廢して司法の統一を謀るに在り。翌年又モルメイソ法例を發して妄に土地を法人に讓與賣却することを禁せしが是れ法人は死せずとの理由により家督金等を納むるの義務を免るゝが爲に往々表面は土地を法人に讓與賣却し實は己之を所有して法網を脱する者あるを以てなり。千二百八十五年は有名なる二大法例の發布あり一をウヰンチェスター法例と云ひ一をウヰストミンスター第二法例と云ひ共に司法の事に係り中央と地方の法廷を連絡するに與て方あり。エドワードは全力を以て司法の改良を成就せし後國會の組織に意を用ゐたるが地

方の代議制が發達して中央會議に及びたるは階級の發達と牽連するが故に聊か之に關して言ふ所あらんとす。蓋し英國の階級は大陸より來れる制度にして大陸の國會は判然たる階級より成る而して此階級の英國に於る發達は那耳曼戰勝に始りエドワード一世に終り代議制と併行同長せるものと謂ふべく千二百九十五年十一月召集せられたるウヰストミンスター國會の成分の如きは實に階級法に十分に發達したるものにて各階級或は自ら列席し或は代議人に由て之に參せり。即ち貴族は各自身を以て貴族の階級を表し僧侶と其選出せる代議士を以て各の階級を表し永く後來に於る國會の標準となり封建會議此に至て階級會議に變遷せり。然るに僧侶は俗界の會合に伍するとを欲せざりし爲め貴族と庶民とのみ國會の軀制中不朽の元素を成せしがエドワードの此二元素を配劑せしより現時の國會其源を發す故に千二百九十五年の國會は模範國會の名あり。此國會は國家急難の時に召集せられたるものにして公共の危難は公共の熟議を以て之に處せざるべからずとは令狀の記する所なり。而して其急難とはウヰエールの叛亂を鎮定せざるべからざること、蘇格蘭を服從せしめざるべからざること

と、佛王フリッパの野心を懲らしてガスコニーに於る領地を防衛せざるべからざることとなり。國民は喜で軍資を供しエドワードは由て以てウェールズを平げ蘇格蘭を服せしと雖も此に至て軍資已に竭きフリッパとの戦に従事する能はず乃ち千二百九十六年十一月復ひ國會を開て軍資を要めしに僧侶固く執て肯んせず。エドワード大に怒り令を發してカンタベリー管内の僧侶私有地を官沒し軍資は専ら之を貴族に課せんとせしにニウファルクのロージャルビゴット、ヒヤフオールドのハムフレ、ポリアン等貴族を代表して命に抗せしかばエドワード策の出づべきなく無法にも商人の羊毛を奪て軍資に供せしのみならず、一年の收穫廿磅の土地を有する者は盡く従軍せしむるが爲め七月七日を以て倫敦に來るべきことを以てせり。此の如きは違憲の處置なるを以て國民は怨望の心を抱きピゴツド、ポリアンの如きはマーシアルとコンステイブルの職に在りしが敢て其職を盡さず共に其官を免せらる。是に於てエドワードは來會せる軍隊中の重なる者を集め國民の代人として直に軍費支出を承諾すべきとを要求し其報酬として大憲章の確認を約し大僧正ウヰンチエルシーをして調停の任に當らしむ。然るに到底

事の成らざるを見るや一片の令を發し一方には貴族の罪を鳴らし他方には人民をして己れが外征中平和を守らしめんとせり。貴族の領袖は之が爲に屈せず王の發程前國民の疾苦を縷陳して反省を促がせしも王之を省ず王子エドワードを攝政としレシナルドを顧問長として佛國に向へり。其翌日ピゴツド、ポリアンは倫敦市民より成れる軍隊を後繼としてエキステクワに來り王にして約束に従ひ大憲章を確定するまでは軍費を出さざるべき決心を示せしを以て攝政も之に従はざるを得ず。十月六日國會を開きしか其召集は正式に非ざりしも此國會こそ憲法上多年の争端を止めたるものなり。貴族は大憲章の確認を要求するのみならず疾苦を除くべき補則の追加を要求せり。攝政之を容れ大憲章及び追加の部分を王に致し王は十一月五日セントに於て之を批准せしか追加の新法は近日國王が隨意に課せる不當の租税を廢止するのみならず將來舉國の承諾を経ず一國の利益に關せずして徵税するを得ずとの條文あり。是に於てか國會が課税を議するの權利は遂に全く認識せられ八十年間の争點始て能く落着するを得たり。

第五編 國會の發達と衰弱

第一章 エドワード一世よりヘンリー四世に至る

英國の國會は連合王國の立法部たり。武烈頗帝國の主權たるの外今日世界に行はるゝ諸種の民政の模範として之を論ずるを得べし。蓋しテートン民族の政治組織は夙に代議の主義を胚胎し昔羅馬領に樹立せるテートン民族より成る所の歐洲諸國は各曾て一たひ代議政體に嚮はざるはなかりき。然るに彼此相繼て失敗に歸し十六世紀に於ては此の如きの企圖全く其跡を絶ちテートン民族中代議政體を存するもの獨り英國あるのみ。代議主義の衰へざるもの亦只英國あるのみ。英國は野蠻の往古より今日に至るまで代議の主義を保存したりと謂ふべく國會の鼻祖として世界に代議政體を教示する所以職として此に由る。抑佛國革命の初より歐洲大陸諸國は殆ど皆英國に依倣して國會を設けたるが其二院制を轉採せるは北米合衆國が之を模擬せし後に在り。乃ち佛國を始とし西班牙葡萄牙、ネザラランド、日耳曼、伊太利、奧地利等前後共に英國の制度を襲へり。是を以て

政治學を講ずる徒に在ては英國の國會たる只英國の制度を以て之を觀るべからず。當に世界民政の粉本とし模型として之を觀るべきのみ。

若し只英國憲法を學ぶ者に在ては専ら之を合衆王國の立法部武烈頗帝國の首宰として研究するに止まる。而も此點に於ては尤も其發達の不斷なるとを見るを要す。則ち英國國會の歴史は英國國民の歴史と進運を同ふするものなり。抑七王國が一統に皈したる時より國民未だ曾て國會を有せざる事なく爾來幾多の變更を経幾何の生長をなし、結構改り名稱一ならざりしも古代の本質は長く滅却せずして貴族院は即ち其遺なり、下院の成立に至ては十三世紀より古からずと雖も代議の制度は夙に地方なる自治團體に行はれ其淵源の遠き殆ど窮むべからず。要するに貴族院はウヰグタンの適嗣なるが如く庶民院はシェア及ヒタウンに行はれたる代議主義の分煥せる所の者と謂ふべし。而して如何に兩院の成分たる此二元素が時を異にして國民會議を成したるかを究めんと欲せば先づ變遷の二期を審にせざるべからず。則ち古のウヰグタンが變して那耳曼及びフランス、マッシュネツト朝の封建會議となれるは其第一期なり。此封建會議が又變じてエドワード一

世の國會となれるは其第一期なり。

余は本講義の初に於てウヰタンの起源を尋ね或は各小王國の最高會議として之を叙し或は一統王國の最高會議として之を記したるが要は各自由人の參與せる古代の集會即ちフォルクムートが豪貴より成れる狹隘の寡人會議に變遷したる次第を明にするに在り。此の如き起原を有し此の如き構造なるウヰタンは古代の英國に於て國家の大事を議せしものなり。國王が其協贊に由て以て樞機を運せし所のものなり。

ウヰリヤムの來りし後に及びてもウヰタンは仍ほ是れ國家の大會たり。戰勝前後に於る其結構は詳ならずと雖も平時ウヰタンは豪貴の小集にして非常の場合に限り國民の大會なりしが如し。而して那耳曼時代に於る議員の資格を案するにヘンリー二世の時に及ぶまでは各直接受領者が皆議員たりし確證あらず即ち那耳曼戰勝がウヰタンの結構に何等の影響を致さざりしは復た疑ふべきなし。夫れ理論よりすればウヰタン固より古代の權力を有せしに相違なきも實際に於ては其成分の變なきを得ず。ウヰリヤム即位の初平時のウヰタンは率ね英人な

りし處末年に至ては漸く變じて那耳曼人の集會となり英人は寥々として指を屈するに足らず。嗚呼是れ何に由て然るか戰勝の性質より生ずる必至の勢のみ。何となればウヰリヤムの沒官政略により封邑の大なる者は那耳曼人の有に歸し教會及び政府の要職とは其從者に分與せらる。是に於てか王の直接受領者起る此の如き封建の進勢により古代の賢人會議は一變して封建諸臣の會議となり其議政權は實に王意の如何に繫り那耳曼王統の末に至るまで議會の立法的作用は只其名を存せしのみ。ヘンリー二世父子の時に至ては議會の組織稍判然たる形をなし且つ一定の時を以て召集せられたるが封建會議たるの性質益著るしく大僧正、僧正、アボット、フライオル、アール、バロン、ナイト及び自由地主より成立せり。是等の人には那耳曼の時に於ても亦議會を組成せざるに非ず、只今や小直接受領者の地位、選時に比し稍重要となりしは頗る異なる所あり。ジョンの時に至ては何人も召集を受けされば議會に出席するを得ず直接受領者に非れば召集せられざるへしどの理論を生せり。而して豪貴は特別令狀に由て召集せられ直接受領者の大部分は普通令狀に由て召集せられ貴族庶民の別此に始る。

召集の方法により性質判明に赴きたる此封建會議は一轉階級主義の影響を受けて變更を來たせり。但階級主義によれば國會は總て其國民の階級を代表せざるべからず是より先歐西諸國の國會は皆已に階級主義に化して古代の集會は全く其跡を留めざりしが英國は則ち此に異り古代の集會未だ曾て亡びざるなり。何そや彼フオルクムートは縮してウヰタンと云へる狹隘なる寡人會議となり。寡人會議のウヰタンは變して戰勝後に至り召集方法の慣例よりして貴族院となりたればなり。即ち英國古代の集會は貴族的元素として階級主義の新制度に混したるものと謂ふべし。

戰勝よりエドワルド一世の階級成立に至るまで殆ど二百餘年其間議會は封建會議として存在せるは事實なり。而して其名はマグナム、コンシリウムと云ふも其實平素は直接受領者の大なる者より成れるに過ぎず。大臣貴僧の其中に在りしや復疑なし。此會や理論よりすれば行政理財司法立法の權に參する猶ほウヰツテナゲモートに異らず然れども封建會議の性質として尤も勢力を占むる者は國王にして王權の強大なるは戰勝の結果に由る。斯く國王は殆ど全權なりし

も法律が議會の協賛を要するの理論と形式は仍ほ依然たり司法も亦然り。

是よりは人民の集會がシャエア及びタウンの組織中に具はれる代議政制度より發達せる順序を講せんとす。蓋し那耳曼戰勝より馴致せる中央集權の爲に人民は全く政務に關係することを得ざりしが十三四世紀の間國王と國民との大抗争は終に全國のシャエアとタウンに結締せる人民をして王國の政務に與るを得せしめたり。而して其此に至りたる所以は國民が地方自治體の代議人より成れる新規の集合體を作れるに由り。初は僅に租税に關するの權を得たるに止まりしも尋て立法に關り宰相彈劾に關り竟に王政を左右し廢立をなすの權を得たり。千二百九十五年の國會に於て封建會議が階級の集會に變ぜし以來シャエアとタウンとが國會に代議士を出すの權始て定制となりしに由れば英國の庶民の代議士が國會に列するものは階級の一部として然りしなり。而して庶民とは曾て述べたるが如く貴族僧侶の人民が連合して一體をなせるものを謂ふに非ずしてシャエアとタウンとの政府を組織せざる自由民を謂ふ。是故に庶民院の起源と發達とを明にせんと欲せば勢ひ第一シャエアとタウンとの政治組織を述べ第二此地方自治體よ

り國會に代議を出せる時勢を次第し(第三)シヤエとタウンとの代議が合して一院をなせる事實を説き(第四)庶民院が漸を以て大政に關係するの權を得たる順序を尋ねざるを得ず。

案ずるにタウンシツプよりシヤエとハンドレツドに向て代理長一名代理人四名を出したるは實に代議制度の嚆矢と謂ふべし、而してシヤエの集會に於ては會員の全躰即ち又判事たるの制なりと雖も實際は不便なるが爲め其權を委員に託せしが是れ亦全躰に代て事に當らしむるの目的を以て少數の人を選擧する者にして選擧と云ひ代議と云へる主義が夙に地方の集會に行はれたるを見るべし。而して那耳曼戰勝後シヤエがカウンティの名を得たるの外一年二度の會合に於て民事刑事の管轄を有せしや猶ほ故の如し。然らば其中央政府との連絡は如何と云ふにヘンリー一世の時キユーリア、レヅスより稅務使として巡回判事をシヤエに派遣せしが此判事は稅務を終ると共にシヤエ廳に座して訴を聽けり。ヘンリー二世の時此事の定制となりし以來巡回判事の來るに先だちシユリフは命を受け管内の大僧正、僧正、アボット、フライオル、カウント、パロン、ナイト、自由地主と各タウン

シツプより代議長一名代議人四名各バローよりバルジエス十二名に向て召集令を發し巡回判事と司法及び他の政務を共に理するが爲めに來會せしむ。是に於てかシヤエと中央政府のキユーリア、レヅスとの連絡成る。

シユリフは巡回裁判の制度に由てシヤエの裁判長たる職權を亡失せしも行政に於てはシヤエの長官としてカウンティ、コールトを召集し司法たると財務たると兵事たるとを問はず管内一切の政務を處理するの權あり。其權の此の如く重きより之が選定は國王貴族シヤエ人民との間に一大争點となり屢々變更して定まらざりしがエドワルド二世の時エキステクローの官吏之れを選むの制となり任期を一とす。

夫れシヤエは政府の視て以て法人となせし所のもの而して其集會は其地方一切の政務を處理する所なれば英國人民に取ては國會と云へる一層重大なる自治の機關を運用するとを演習するの豫備校なりと謂ふも亦可なり。シヤエ集會の組織が已に前述の如く選擧と代議との主義に本くが上に戰勝以後の新制度更に此主義をしてシヤエの種々なる事務にまで應用せしむるに至りヘンリー二世の時

土地所有權の争を糺明するが爲にシェリフをして争點たる土地の近隣より四人のナイトを召喚せしめ之をして更に近隣に住して事實を知れる十二人のナイトを選擧せしめ之をして宣誓の上争地の所有主を斷定せしめしが如き是なり。而してヘンリー二世がアサイズ・オフ・アームズより七年の後動産税を評價せしむる爲にヘンリー三世がカリケーシの名を以て不動産税を評價せしむる爲に陪審制を用るしより代議と租税との連絡成る。但ヘンリー二世は陪審の爲に各バリスシより四名又は六名の適當なる人を選はしめ、ヘンリー三世はシェアより二人のナイトを選はしめたり。

シェアの歴史と相依て離るべからざる者はタウンの歴史なり。タウン即ちペロは若干のタウンシップ相集合せる者にして通常のハンドレッドに比するときは土地狭くして人口多き者を謂ふ。夫れタウンシップの制度にはバリスシとマノアと兩様の形骸あり。而してタウン即ちペロはタウンシップの集合せる者なるを以て其結構の中に於て亦此兩様なる形骸を帶ぶるは自然の結果なり。蓋しタウンシップは宗教區劃としてバリスシの名あり貴族の領域としてマノアの

名あり。其古の公會なりレタンムートは分かれて變形し宗教上にはヴェストリ會となり政治上にはマノア法廷となれり。而してタウンシップがバリスシの名を以てシティ又はタウンの組織に入りたるの證は倫敦に在り。マノアの性質を以てシティ又はタウンの組織に入りたるは左の事實に徴して之を知るべし。即ちマノアの人民各領主に向て租税を納め來りしにペロとなりて領主の管轄を脱する第一着は自治體としてペロたる資格により合同の租税を納むべき允許を得たるに在り。曩にハンドレッド法廷の管轄がマノア法廷に移りたるを述へたるがペロはハンドレッドの變態に過ぎざるを以て自家の法廷を有せざりしか、戰勝の時に王領の中に在るものは勅許に由り其法廷を有するを得之を稱してコールド、リートと云へり。是に由て之を觀ればハンドレッドの司法制度も又ペロの組織に入りたるなり。又大なるタウンに至ては其市制反てハンドレッドより大なる規模を有し發達してカウンティとなり、獨立のシェアたる制度を保つのみならず、獨立のシェリフを有するに至れり。此に至て是等のペロ法廷は皆にハンドレッド法廷を代表するのみならず、タウンシップ、ハンドレッド、シェア

の法廷を盡く代表するを見る。

夫れシヤエアが中央議會へ代議士を出したるは千二百十三年に始り其次を千二百五十四年とし。又其次を千二百六十一年、千二百六十四年、千二百六十五年とす。其後或は出し或は出さざりしが千二百九十五年の模範國會以來シヤエアより代議士を出すの制始て確定するに至れり。シヤエアに於て此代議士を選舉するの權を有せし者は即ちカウンティ、コールトを組織せる自由地主にして別に制限なく其選舉權を毎年四十シルリングの收入ある自由地主に限りたるはヘンリー六世の法律より始まれるなり。而してシティ及びタウンより代議士の召集せられたるは千二百六十四年を嚆矢とするも其定制となりしは亦模範國會以來とす。但シヤエアの代議士をカウンティ、コールトに於て選舉するは固よりなるがタウン代議士の選舉も實際はタウンに於て之を行ふに拘らず、正式の選舉は即ちカウンティ、コールトに於て之を行ふ。其方法は選舉の期日に及びタウンの委員はカウンティ、コールトに出席しタウンの集會に於て當選せる人名を報告するに非ざれば即ち己れ其タウンの代表としてカウンティ、コールトの承諾を経たる後其場處に於て直に

タウンの代議士を選舉するを常とす。而してシエリフは選舉長の職を以て其令狀を受けたる時より四十日以内に復命せざるべからず。タウンの選舉人及び被選人はヘンリー五世の法律により公民にして其タウンに住する者に限りたれども公民の何たるに至りては多く習俗に繋るを以て審なるを得ず。蓋し階級會議として國會の成立せしは令狀によれる召集手續發達したるの致す所にして古はバリアメントの名代議人を以て組成せる會議に限られざりしもエドワード二世の時より制規の令狀を以て召集せられたる階級の會議に限られたり。而して召集令を發するの權は素より國王に在り。國王は顧問會議の協贊を以て國會の時日と場處とを定む。遡遜のウヰグタンは秋穫の後又は大祭日に於て皇居の在る處に會するの例なりしがエドワード、セ、コンフェッショナルがウヰグタン、ミンスターを以て一定の皇居となせしより大會も亦常に此に於てヘンリー三世エドワード一世以來ウヰグタン、ミンスターは万古不易の國會所在地となりぬ。

國會開會の初に方り先地方代議士の姓名を點呼し、參集者が果してシエリフの復命する所に符合するや否を檢せり。貴族議員に至りては此事なかりしも後亦地方

代議士と同じく之を爲せり。姓名の點呼了れば則大僧正、チャンシエール又は其他政府の高官開會の旨を演説し、右了れば僧侶貴族庶民分れて三部となり各其負擔額を議するの例なるが其劃然として上下兩院をなせるはエドワルド三世の時に在り。千三百七十六年ピータル、ドウ、ラ、メヤ始て議長となりしも當時未だ議長即ちスピーカルの稱あらず。其之あるは翌年サートーマス、ハンガフオールドより始れり。但貴族院に於てはチャンシエール始て議長となり因襲して今日に至る。

今やシャエア及びタウンの代議士が終に合して一院を組織し僧俗兩貴族が又合して他の一院を組織せる順序を述べたりたるが、然らば則ち僧侶は如何にして國會に代表せられたりやと云ふにエドワルド一世の計畫に據れば僧侶は階級會議の一要素なるに相違なく千二百九十五年に於ける國會の召集令に徴して以て之を知るを得べし。然るに僧侶は舉て之に反對し其コンゴケーションに於て我負擔を議定せんとを願ひしを以てエドワルドの志は畫餅に飯し僧正に命じて僧正の代議人を徵集せしむる條文は依然として召集令狀に挿まれしに拘はらず十四世紀の後には殆ど空文となり二大僧正領の僧侶は國會の一階級として集會するを

好まざチャールス二世の時までコンゴケーションに於て自ら課税するの手段出でたり。既にして千六百六十四年大僧正シエルドンと大法官クラレンドンとの口約に由り僧侶は自ら課税するの權を放棄し其評額を國會に一任せしより因襲例を爲し復た之を恢復する能はず、然れども又之が報として庶民院議員の選舉に於て投票の權を得たり。是に由て之を觀れば亦以て英國の國會が三院より成らずして終に二院に止りたる所以を知るに足らん。

以上既に國會の兩院が如何にして成立するに至りしかを述べたれば將に進で庶民院即ちシャエアとタウンとの代議士より成れる一躰が強抗力争の餘次第に其權を伸し先づ租税に與るの權を得、尋て立法に參するの權を得、尋て宰相を彈劾するの權を得、終に行政を統率し君主を廢立するに至りたる所以を講せんとす。蓋し此を致せる抗爭此に達せる發育とは納税の義務あるものは課税せらるゝ前或る形式に由て商議に與るべき權利ありとの原則に本つきたる者なるが此原則は十三世紀の初に於て已に根據を固めたるが如し。那耳曼時代に方りては會計の文獻足らざるが故に租税は専ら敕令を以て賦課せられたるか、將た大會議の協賛を

待ちしか之を審にするに由なしと雖もヘンリー一世時代の古文書に據るに國民は代議士を國會に撰出する時代に先だちて租税に關する商議に與りたるに似たり。是時に當りて僧俗兩貴族は大會議に於て商議に與りたるも其承諾する所は未だ下級の僧侶と庶民とを連帶せしむるに至らず、是等の徒をして負擔を分たしめんと欲せば先づ僧侶別々に商議を開かざるべからず、即僧侶に對しては各ダイオシーのアーチデコンに向ひ庶民に對しては各カウンティ・コールトに向て之を開くなり。斯く國王と地方民會との商議を行ふものはエキスチクワーより分遣せる巡回官吏にして此巡回官吏は司法と財務との二種の職制を帶ふるとなるが租税の商議は巡回財務官の資格を以て之を行ふなり。其シェアなる自治躰と商議をなすに當りてヤカウンティ・コールトに坐して地主と税額を討議し併せてタウンの負擔を量るを以てシェアとタウンが未だ代議士を國會に出さざりし以前に在てカウンティ・コールトは實に財務に關して國王と地方民會との脈絡を通ずる唯一の機關なりと謂ふべく而してカウンティの集會たる獨り区内人民の公會なるのみならずタウン及びバローの代議會なるか故に宛然たる一小國會の体裁を

具へ國會は只之が規模を大にしたるに過ぎず。即ちジョン王が千二百十三年各カウンティより分別ある者四名を國會に召集せし如きも亦上古より地方に成立せる代議制を國家の制度に應用せしのみ。斯くカウンティより代議士の召集せられたるは全く納税を承諾するが爲にして實に財務上の便宜を主とせるなり。何ぞなればエキスチクワーの官吏が各シェアを巡回して個々別々に其納むべき税額を商議するよりは各シェアの集會が代議士を國會に送り全權を以て全躰の意向を表するは寧ろ簡にして捷なるが爲めなり。タウンより代議士を召集せる理由に至ても亦此に異ならず。夫れエドワード一世が國會を一新し國民の各階級をして或は親臨し或は人を以て己に代て臨ましめたるより封建思想の舊制なる人々各自の納税承諾は一變し階級會議に於いて國民の共同行爲を表する一般の納税承諾となれり。案ずるに大憲章の條中既に三種の封建議會を除くの外一般の承諾あるに非ればエード又はスキューティチを課せざるべしとの規定あれども國會が一切の直税間税を定むるの全權を得たるはエドワード三世の末年に在り。

然らば則ち國會は如何にして立法權を得たるかと云ふにヘンリー三世の時君主が人民に自由を與ふれば自由を賣るなり、人民の自由を受くるは自由を買ふなりとの主義公然上下に認められ千二百廿五年の大憲章確定の如き其實例にして當時の勅語に據ればヘンリーが大憲章を確定したるの報として國民は動産の十五分一を王に納れたるを見る。既に此先例あるを以て庶民院は成規の召集を受くるに及び金錢供給の報酬として必ず稅政の改革を主張するを常とし、國王より金錢の要求あるや庶民院は請願の軀裁を以て國王と其顧問會との手に於て改革を施さざるべからざる稅政を列擧して捧呈するととなり。庶民院の先づ君主が要求せる金錢を承諾するは其請願書に陳述したる稅政が十分に改革せらるべきを豫期して然るに過ぎず。ヘンリー三世の時代よりは國會の開會に於て大法官國會に向ひ王は喜で人民の請願を聽かんと欲する旨を告ぐるの例なるが請願の中には司法官の取扱ふべき種類のものあり顧問會に於ける王の親裁すべきものあり、命令又は法律に由り其目的を達すべきものあり、而して庶民院が社會の爲に提出する請願は第三の種類に屬し國王は此種の請願に對し開會中に答をなさざる

を得ず。敕答既に出つれば請願書と共に之を公簿に記し司法官及び顧問官の諸人をして參酌する所あらしめ請願と敕答との主旨に慥ひたる條例を制して之を法令書に記入し全文を布告狀に掲げてシェリフに傳達し其法律となれるとを管内に告知せしむ。乃ち十四世紀の國會記録を見るに一切の條例は殆ど皆請願に基づけり是れ豈に國家が立法に參與したる根源を徴するに足らずや。然れどもエドワード二世の時に至るまでは庶民院が立法の權未だ確立するに及ばざりき。然るに國會の請願と君主の答辭とに基づける立法制度は弊害に堪へざるを以てエドワード四世の初より國會は劈頭より條例の軀裁となし國會自らなすに非れは原案を變易せざるとなく王室の立法化して國民の立法となれり。以上記述せる所に據れば以て國會が如何に十四世紀に於て其威權を發達せしかを見るに足る而してランカスター王家の始て統を垂るゝや益々其然るを證すべし。即ち國會はリチャード二世の抗爭の未終に之を廢せしのみならず正統の繼承者なるマーティン伯を措てヘンリー四世に王冠を授けたるが如き豈に其威權の極に達したるに非ずや。ランカスター公ヘンリーはリチャードに私怨あり、兵を擧げ

攻めて之を虜にせしが既にしてリチャード國會の爲に廢せらるゝに及びウエスト
 ミンスターの議場に親臨して踐祚の權を主張し、戰勝系統先王の廢位の三ヶ條を
 以て之が論據となせり。國會は協議を以て之を許シランカスター伯途に立て王
 となる。此の時に方りヘンリーは革命の巨魁として王統の變更を成就し權利の
 主張すべきは力めて之れを主張するとを懈らざりしが國會も亦新王家の定策に
 就き國王は選立に由ると云へる憲法上の元則を確實ならしむべき機會を誤らざ
 りき。蓋しヘンリーの王位を求むるや其權利の基礎を爰の三ヶ條に置き巧に選
 舉主義の外に立ちしと雖も其實國會の遂行せる革命の傀儡たるに過ぎずして其
 王たるの權は國會の意思に繫れりと謂ふべし。ヘンリーが即位後初度の國會に
 於て大僧正アラントルをして宣言せしめたる語に由れば事實上已れが憲法上の
 地位を認めたるを徴するに足ればなり。其言に曰く「朕は朕が意思と企圖とを
 以て統治するを望まず國會の啓沃と協賛とに由て統治せんことを望むと」。而し
 て國會は此の如く劈頭已に王權を凌駕し尋てヘンリー治世の間王位の繼承を制
 限規定すると前後四回に及べり。即ち千三百九十九年十月六日の國會に於ては

ウエールズの太子を以て今王万歳の後の嗣王と定め四年の後に於ては繼承權を
 太子及び太子の嫡嗣に限り千四百六年に於ては英佛の王位を今王及び其男統に
 限り同年又此制限を改め王位はヘンリー及び其嫡嗣たるべきことを定めたり。
 國會が君主をして憲法的國王たらしむるに汲々たるに共に僧侶も亦君主をして
 國教の擁護者たり異教の刑官たらしむるに熱中せり。蓋し中世の教律に従へ
 ば異教は罪惡を以て論せられ破門は實に教會の刑具たりしが之と共に國家の之
 に加ふべき罰は禁錮又は死刑なりき。即ち僧正は異教者を破門するの權ありし
 と雖も之を牒刑に處するには國王の令狀を待たざる能はず。但十四世紀の末に
 至るまでは英國の教會未だ曾て宗教上の虐待を實行せざりしも其之れありしは
 ウヰックリフの事より始められり。而してウヰックリフの徒弟所謂賤民の叛亂を煽動
 せる嫌疑を受けたるときは異教徒の鎮壓に關して國會の條例を要するに至れり。
 千三百八十二年大僧正コールテチー國會をして異教徒を罰するの條例を發せし
 めたるが下院は此條例の同院の承諾を経ざるより之を廢止せんとの請願を捧呈
 し國王は竟に之を容れたり是を以て教會は教律以外に異教徒を處罰する方法

を有せず。其の後異教徒に對する嚴酷の條例は皆國會の議決を経たるものなり。夫れ國會が十五世紀の最初十三年の間に於て其威權中世期中第一の高處に達したる、獨り國王廢立の權を行しが爲のみならず君主が金錢を要求するに當り之を許否するの權あるを以てなり。千四百一年國王が資を要する場合に際するや下院は機乘すべしとなし、金錢の供給は弊政改革の請願に對する救答を待て之を爲すべしとの憲則を主張して止まず當時國王は斷じて之を斥けたりと雖も國會が開期の終まで供給を遅緩せしを以て國王は事實に於て己を枉げざるべからざるに至れり。

國會の發達に附帶して説かざるべからざる制度は常設顧問會の沿革是れなり。同會はランカスター王統の時に至り著るしく發達を致せしが其然る所以は管に行政に關して君主を輔弼する國王附屬の會合なるよりは寧ろ特立の團躰として國王と國會との間に介するが爲にして國會は此を利用して王權を制限するの具となせり。今同會の起源を尋ねるに那耳曼戰勝の後王權大に加はり万機多端となるや、大會議の中より國王に親近の官吏及び謀臣のみを以て組成せる小會議を

設け、王命を承けて中央政治の全躰を運行せしむるの必要を生じ、小會議は大會議に對して今日所謂委員の位地に立ちしが其會議の完全に赴きしはヘンリー三世幼冲の時攝政會議を成せしより始められり。此攝政會議の議員は大會議の選任に係れるを以て國王惡を爲す能はずと云ひ國王を輔攝する宰相に己れを選定するの權ある國民の代議會に對して責を負ふと云へる憲理を胚胎し、國王が責任ある宰臣の團躰の輔弼を受けざるべからざるの憲理忽ち人の肺腑に浸淫せしが爲にヘンリー三世既に丁年に達し閣臣の助を恃みて專擅の政を行ふや否や貴族は兵力を以て之を沮みヘンリーが屈服の後先づ貴族に要せられたる條件は國會の監督に屬する十五名の委員に政府の常務を付託する事なりき。是より以來國王其任に堪えざるときは顧問會を以て王權を制限し國會を以て顧問會を監督するの主義屢々實行せられたり。但顧問會の權力たる王權を制限する點より之を言へばエドワード一世の如き英主に對しては殆ど其效なきが如しと雖もエドワード猶ほ其政治組織の一要素なるを認めたり。

國會が立法の權利を確收し三法廷とチャンシエールが司法の權利を己れに致したる

後に至りても常設顧問會は依然として行政權の外司法と立法と兩權の幾分を有せり。即ち立法に在ては國王をして命令を發せしむるの必要を認むる時之を奏請し、司法に在てはオイヤタルミナルと云へる委員を任命す。然れども其本體は行政の府にして行政の首長として國王に屬する内治、外交、軍備、理財の事を施行するの任を負ふ即ち宣戰講和を決し外國と條約を結び歳計を定め外人を監督し治安を保つか如き皆其分内の事なり。又請願より生ずる司法と租税との務を處理するの權を有す。

ヘンリー五世の時英國は百年戰爭中勝利の極端に達し佛王チャールス六世に迫り佛國の皇長女カザリンを以てヘンリーの妃となしヘンリーはチャールス及び其嗣王在位の間佛國の政を攝すへしとの條約を結はしむ。然るに二年を経てヘンリー五世崩むヘンリー六世之に嗣ぐ既にしてヘンリー六世齡僅に九歳固より政を爲すに堪えず。又習慣法は此の如き場合に應ずる規定なきを以て國會は國王幼冲の間其不便を補ふべき方法を立てざるべからざるの責あり。蓋し國會が君主幼弱の際に處するや那耳曼戰勝以來此に至て四回とす。即ち第一回はヘンリー

三世即位の時にしてウカリヤム、マーシャル選はれて攝政となり第二はエドワード三世の時、第三はリチャード二世の時にして僧正貴族より成れる常置會國王に代りて大政を行へり。今やヘンリー六世の初に於て國會はベッドフォード公を以て國王の擁護者兼顧問長としクローシユスター公をして之に副たらしめ數多の僧俗兩貴族に託するに行政委員の任を以てせり。是に於てか從來國王と三階級の間媒介したる常設顧問會は王權を蓄ふるの器となれり、何となれば行政は其平常の權能なる攝政の職務新に加はりしを以てなり。抑此會たる國王幼冲の爲に國會の設定せる所なりしもヘンリーの庸碌なるより永久の攝政會を馴致し其一代の歴史は會中の政治家が會の主權を得んが爲に相軋する記録に外ならず、但會の主權は實際に於て即ち王權是れなり。クローシユスターとビューフォルトの二人は共に會中の有力者なりしが互に反目して他を壓倒せんとし争鬪久しきに亘れり。之に繼て佛蘭西總督ソーマルセット公と愛爾蘭總督ヨーク公リチャードとの争あり。禍延て王室に及びランカスター王統の顛覆を致せしがヨーク家とランカスター統との戰爭は所謂薔薇戰爭にしてランカスターは赤薔薇、ヨークは白薔薇を以て其黨の徽

章となせしに因て此名あり。其事實は普通の歴史に審なれば此に之を贅せざるべし。

ヨーク家が王統を承けたる以前の歴史は國會發達の歴史にして是より以後の歴史は其反動の歴史なりと謂ふべし。顧ふにランカスター家が曩に王位を踐みたるは全く國會の有せる君主廢立權の發作に由り六十餘年の實祚たる其名義と運命たる舉て之を國會に得たり。國會は斯く王家に功德あり勢力あるが上に王室は百年戰爭を繼續せんが爲に常に國會に倚れるを以て國會は益々其重きをなし權利特典愈明白に愈確實に何人も國會は將來君主に對して國民の自由を保護するに足れりと惟はざるなし。然るに事實は之に反し國會の制度未だ成熟せざりしが爲に王統分争の間に處して中流の砥柱たるの力なくランカスターの倒るゝと共に其進運は一大頓挫に遇ひ、新に反動の一時期を開きたるが反動の勢はテュードル王統に至りて絶頂に達し、此間王は其以前國會の發達より生じたる羈絆桎梏を脱したるに乗じ縦令形式は兎に角實際に於ては大憲章の前と均しき專政を行ふに至れり。是れ以て國會が内亂の中に自立する能はざりしことを見るべし是に

由て生ずる所の疑問は一に曰くヨーク家の王統を承くるや何を以て王室は大憲章の制定者が爾く意を用て設けたる制限と法度とを一時に脱出するを得たるか。二に曰く此の如き制限と法度との監督者なるとは勿論之を監督するとの國家に必要となりし時に際し何を以て直ちに其權能を失ひしかと云ふに在り。而して十三世紀の世態を考ふるに國王は其國力の勢力のみを以て三階級により代表せる國民の結合力に敵すべからざるや明なり。即ち階級制度の元素か依然たる限り此元素が國會に於て一致以て王室に抵抗する限り國會は金錢の供給を諾否し政略を指示し宰相を懲罰し國王を廢立するを得るのみ。抑エドワルド四世位に即くと共に親政古に復し國會の作用全く廢せし所以のものは三階級の活氣消滅せしのみならず其結合力弛解して獨立心萎靡せるが爲のみを乞ふ試に之を説かん。

昔しウリアム第一世は封建の中心たる佛國の一部分なりしノルマンディーに人となり深く其性質に通じて其弊害を究めしを以て英國に來るに及び力めて其發達を抑制して中央の權力を鞏固にせんと欲し、一諸侯をして廣大なる土地を領する

となからしめ且直接間接の受領者に命じ兩つながら國王に向て忠義の誓をなさしめたるも彼等は本土ノルマンデーに於けるが如き莫大の特權を得るに熱中し屢々王室の威嚴を犯せしがスツープンの亂に至り王室の在れども亡きが如きに乗じ割據分争天下を擧げで無政府の狀態に陥るリウヰリアムが曾て憂慮せし封建の害一として此時に發せざるなく英國も亦大陸諸王國の覆轍を踐まんとせしが幸にしてヘンリー二世中興の業を成し其封建に對する或は司法統一の制度により或はスキューテリヤ方法により大諸侯の勢力を削削し國家の秩序是に於てか全を得たり。夫れ貴族は斯の如くウヰリアム一世とヘンリー二世との爲に大打撃を蒙りたれども尙ほ國民の内にて最も有力なる階級なるを失はず。大憲章の紛争に關しては常に民黨の首領として能く王室に抵抗せしが其然る所以は貴族が其土地を己の臣隸に分與し臣隸は土地を受くるとに由て之に對し生死渝ゆべからざるの義務あり之が騎兵となり重甲兵となり以て兵役に服せしが爲なり。是に由て之を觀れば貴族の王室に畏懼せられし者は兵力あるを以ての故のみ。然るに夫の薔薇戦争の起るや全國の貴族分れて二大黨となり互に雌雄を争ひし結果

其敗者は言ふに及ばず勝者も亦疲弊を極めて勢復た昔の如くならず且其臣下たる者更に己れが貴族より分たれたる土地を以て其從屬に與ふるの風を馴致せしかば貴族が其陪臣に於ける猶ほ國王が貴族の臣隸に於けるが如く之をして己に忠節を盡さしむる能はず獨り忠節を盡さしむる能はざるのみならず時あつて己に反抗するとあり是れ貴族が舊時の如く王室を箝制する能はざる所以なり。加之此時に當り火藥の發明ありし爲め兵制一變し騎兵の如き重甲兵の如き最早大に恃むべからず而して歩兵は從來王室の獨り用るし所なるを以て苟も之に付するに銃器を以てするときは貴族の兵を以て如何ともする能はず王室の復た貴族を畏れざる者之が爲なり。

當時僧侶は又ウヰックリフの徒が新主義を唱ふるに由り我が勢力と財産とが危険の憂あるを以て王室の庇護を得んと欲し唯命之れ従ひしかば王室は僧侶に對しても亦憚る所あらず。

又ヘンリー六世の八年議員の財産資格を定めしかば全軀の自由民昔日の如き活潑の氣象を失へり。而して都市に於ては從來ナイト選舉の權を有せしに今や其

権市長と市會との手に移り市長と市會とは是等少數の徒は王室の意思に盲従し易きを以て議員たるも概ね王黨にして王室は復た庶民を恐れざるに至れり。夫れ國會制度は階級制度より成るものなるが故に階級の腐敗は即ち國會の腐敗を剛致するものなり。ランカスターの末路シャミア及びタウンに於ける自由民全体としては選舉の權を失ひしより下院の發達に頓に沮害せられ貴族の衰運僧侶の弱勢よりして上院の勢力忽ち地に墜ちたるがエドワルドの登極此時に際したるを以て容易に國憲の羈絆を脱し新に專政の時代を開き以てステューアートの時に及べり。然れどもヨーク家に由て建設せられステューアート家に由て支持せられたる專政制度は其目的憲法の形式を破壊するに在らずして只生氣を滅却して作用を左右するに在りき。故に君主政治の新興に由て國會は其生存を失はざりしと雖も僅に王室顧問會より發する命令と同會の允許を得たる條例を登記し併せて不重要な事務を執行するに過ぎず。中央並に地方の法廷に於る司法上の制規も亦敢て改革を受け停止に逢ひたるに非されども顧問會は之を操縦して意の如くならざるなし是故にエドワルドの政治は憲法制度の名を以て君主專制の實を行

ひたるものと謂ふべし。

エドワルドは君主政治を立つるの根據として其前王統と異なる所以を主張して曰くランカスター家は國會の選立を待て王位を繼承するの權を生たるものにしてヨーク家は世系上より之を得たるものなるが故前朝の國會は廢立の權を有せず即ちランカスター諸王は事實上の王にして權利上の王に非ず故に其の法令に至りても己及び其の國會の確認を待たざれば効力を有せずと。蓋しランカスターヨークの兩家共にエドワルド三世を祖とすれどもランカスターはエドワルド三世の第三子より出でヨークは第二子より出で英國の習慣に由ればフランタチェットのリチャード二世殞せし時に當りリチャード三世の長子の子なり第三子の系に在る者第二子の系未だ絶えざるに之を越えて立つべからざるものとす。エドワルドは此の如く其世襲權を主張して王室の基礎を鞏固にせると共に又國會か王權を制限するに於て唯一の利器たる金錢供給拒絕の權利に對して防禦の策を講せしが是より先きランカスター王統は蘇格蘭戰爭及び佛國との百年戰爭を繼續せしが爲に絶えず軍器の供給を國會に求めしかば國會に在ては其供給拒

絶權を利用すべき好機會にして其勢力を展べ地位を高めたるにエドワルドは平和主義より執りたるが爲に復た國會の鼻息を伺ふの要なく國會は利器ありと雖も之を用ゆるを得ずして所謂寶の持腐れたり。且又エドワルドはランカスター家を亡ぼせし時に當り敵黨に與みせる貴族十四人の領地を沒官し尋で國會をして己の終身間船税關稅羊毛税を供給せしむるを承諾せしめたるを以て是より國會の開會は漸く罕になれり。勿論ヘンリー六世の末年方めて撰擧を止め適々國會を開くとあるも議員の集會と稱するより寧ろ武装したる大貴族の集會と稱すべき性質にして國民が少くとも一年一回は國會に由て其意志を表はすの權利は當時已に停止せられたるものなれども此の如きは内亂の紛擾之をして然らしめたるのみ。然るに今や天下治平なるに拘はらず反て人爲を以て之を無視したるは實にヨルクの罪なりと謂はざるべからず。抑ヨルク家の王位に在るや廿四年其間國會を召集せしは前後僅に七回に止まり其開會の期も亦極めて短くして議する所は當時漸く繁盛に赴ける通商貿易に關する規定に過ぎず。故にハラム氏云へるあり曰くエドワルド四世の御宇を通じて一條例の以て民苦を救ひ民權

を張るとに涉れるものを見ずと。此王は前述の如き財源を得て國會を開くの必要を省きしが上に猶又國會の承諾を待たずして一種の義獻金を臣民に課し之に加ふるに王躬ら商事を營み利を收むると頗る大なりしかは益王室の獨立を致せり。

エドワルド四世は斯く政治上歳計上國會の羈絆を脱する間に於て顧問會の司法權を擴張して裁判所及び衡平法院を凌轢せり。元來顧問會が司法に關係するの權利はエドワルド一世よりヘンリー四世に至るまで屢條例の制限を加へたる所のものなるがヘンリー六世の時國會は反て之を擴張するの條例を發したるとあり。要するにランカスター統の司法制度は平和の時に在りても弛解失墮の狀を呈し秩序を持し治安を保する能はざりしを以て一旦内亂の起るや殆ど全く瓦解するに至れり。エドワルド位に即て顧問會の容易に他を蹂躪せしもの蓋し亦因る所なくんばあらず。然れどもヘンリー六世とエドワルド四世の時代には法學の進歩頗る著るしくイン、オフ、コールド、イン、オフ、チャンシエリ等の法學研究所には學生の充溢するあり。判官も皆碩學鴻儒にして其論講精到復た遺憾なし故に其

弊たる法理の明ならざるに在らずして之を執行するの道其當を得ざるに在り。即ちヘンリー六世の國會が顧問會の司法權を擴張したるは此弊を救ふの目的に外ならざりしもエドワード四世は之を以て暴政の機具となせしなり。加之エドワード四世は高等警部の職權を増し反逆罪に關する場合の如き殆ど習慣法を蔑如し陪審の手續を爲さずして直ちに警部の審斷に付せしが獨り制度の爾く先例に違背するに止らず叛逆に關する法律と雖も亦其解釋を曲げ適用を濫にせるを見る。彼の拷問を法廷に用るしが如き亦此に始まれり。

第二章 ヘンリー四世よりヘンリー七世に至る

試に頭を回らして那耳曼戰勝よりヘンリー四世即位の時に至れる國會發達の跡を見れば此間に於て封建會議が階級の集會に變じ課税立法に與るのみに非ず併て全軀の國政を監督し統制せるを徵するに足るべし。則ち當初は政治の大權總て國王の一身に歸宿し國王は政府及び宮廷の重職より成れる永續顧問會に縁て此權を行ふを常とし顧問會の權力は一切重要なる政務を網羅し復た其司法と

立法たると財政たるとを問はず。然るに終期に於ては後來顧問會に於る國王に存したる政治の全權は兩個の事軀に因て滅殺せられたるが其一は永續顧問會(キユーリア、レッスを以つて知らる)よりキングスベンチ、コムモンプリース、エキスチエクワ一等の諸法廷分出し從來顧問會の與り聞きたる司法事務の大部分は此に移りたるに其後チャンネル平衡平法職權を生ずるに至りしかば國王は司法權益、狹隘に赴き争訟は最早王室の權威に由て判決せらるゝとなく法律の正當の手續に遵はざるべからずとの主義確定せしが、此の如きは全くヘンリー四世の末年に於て國會の要求せし所に由るものにして庶民院は千四百六年國王をして左の要求を容れしめたり。即ち顧問會は十分の理由あり且つ判官の承諾を経るに非るよりは普通法の範圍に在る事項を聽斷するを得ずと曰く顧問會及び政府の官吏は普通法及び條例を奉行するとを誓はざるべからずと。其二は國家が一方に於て立法會計の權を已れに專屬せしめんが爲に抗爭せる事なり。

十四世紀の末に至り國會は階級會議として遂に五大實權を占斷せり。大權力とは(第一)直接間税を課するの權と批政改革を待て國費を支給するの權(第二)法律の

制定修正廢止を協賛するの權(第三)行政を監督し統御するの權但租稅の用途を限定し會計を檢査するの權又之に附隨す(第四)宰相を彈劾し及び處罰するの權(第五)國王を廢黜するの權是れなり。其れ然り王權は此の如く其の大部分を失ひしと雖も猶ほ餘す所なきに非ず。蓋しウエストミンスターの四大法廷十分に成立したる後ちに至りても猶ほ顧問會に於る國王は幾分か區域判然たらざる司法權を己に存し後世星院の設立を致せしは即ち此權力の發作に外ならず。今日樞密院の司法委員なるものは實に其遺形なり。又國會は激争に因り先づ顧問會に於ける國王は猶ほ一種の立法權を享有せり。即ち命令オレディンズなる一時の法規を制作廢止するの權是れのみ。蓋し四大法廷と國會とが十分發達せし後に於て此の如く顧問會に於ける國王が此の如く保持せる司法立法の殘權と行政の處理に關する國王の世襲權と國王の地位に附着する身上の利益とを合せたるもの中世紀以來之を稱して特權即ちプレロゲテューブと曰ふ。

而して國會の權力は十四世紀の末已に高處に達し十五世紀に於ては復た權力の新に増加せるものなく其間の事業は手續の設定と國會全体に屬し或は各院に屬し或は各議員に屬する特權の規畫に存せり。

十五世紀に於て定制となりたる國會の特權中重要なるものは國會が立法に就て國王に協賛する形式是れなり。蓋し是より先き立法には兩院の協賛を要するとの主義確定せし以來立法普通の形式は庶民院の請願に本つき國王の答辭に成りしが其弊害多きより庶民院はヘンリー四世の終よりエドワード四世の始に方り之を改めて劈頭より條例の軀裁となすに力め終に之を成就せり。此の如くにして議案庶民院を通過するときは之を貴族院に送り貴族院を通過するを待て之を國王に致し全体に就て許否をなさしむ。此時に當りてや會計に關する議案は庶民院獨り先づ之を提出し貴族院に關する議案は貴族院獨り先づ之を提出すると常とせるも其他の議案は孰れの院之を始るも妨なかりき。

貴族院の特權を案ずるに各貴族が國王の世襲顧問として謁見するを得るが如き其一にして貴族院は本と大會議の繼續者なるを以て初より國王に進説するの權ありしが此權利は各貴族の直奏面陳に因て有效となれり。此の如く王室と貴族との關係親密なるより貴族院の議長は王室に親密なる官吏(即ち大法官又は掌

大聖官之に任ずるに至りしなり。其他は貴族がプロクキシとして代理の貴族に由て投票をなすの權と同族の審判を受くるの權及び逮捕を免るゝの權なり。蓋兩院各國會法に據て其特權を有すと雖も國會の特權なる成語は庶民院の特權を指すに外ならず。初は庶民院一の特權を求むる毎に必ず國王の確認を望みしが故に其特權なるものは即ち國王の恩典に類せしも其實は庶民院の特權は國王に關せずして獨立せる者なり。而して其第一は庶民院が自ら獨立の一躰を組織し其議長を撰定するの權なり。國王は開會の演説の終に於て議長撰舉を命じ右了りて庶民院此に従事するを常とす。議長既に撰はるゝや庶民院の爲に國王に向て庶民古來の權利を要求し併せて議長の言は當に庶民の言として之を視るべく其言語に就ては罪を受くるとなかるべく議長の過失は公平に商量せらるべきとを要求するの責あり。

言論の自由に至りては國會と共に生じたるが如しと雖も確乎たる法律上の基礎を得るに及びしは國王と多年の抗争を経たる後に於て然り。エドワード三世の時庶民院は屢國王の特權に關して討議する所あり。而して終に特權と相容れざる

法律を作るべき請願に出てたれども國法の之を妨害し之を禁止せしを聞かず。然るにリチャード二世の時サーヘンリー、ハッキセイ宮廷改革の議案を提出するや王の逆鱗に觸れ議長はハッキセイを除名すべきとを命せられ貴族院はハッキセイを謀叛の罪に致せり。然れどもヘンリー四世位に即くに及びハッキセイは國會に於ける國王に向て請願書を提出して先王の處置が國會從來の法則慣例に違反せるとを陳述し國王はハッキセイの罪案が國會特權の侵犯なりとの理由に由て之を消滅に歸せしめぬ。其後ヘンリー六世の三十三年にヤング事件あり。ヘンリー八世の三年にスロード事件あり。全三十三年に至り國會は開會第一の請願に言論の自由を包括せり。然るに其後猶ほ屢は此權利を犯されたとあり。チャールズ一世の時に於けるユリオット、ボレスヴァレンティン事件の如き尤も著るしきものなり。既に於て權利法典出るに及び此權利問題は始て終局決定せり。法典の第九條に曰く『國會に於ける演説討論處置の自由は國會以外の公衙に於て責問せらるゝとなかるべし』と。

第六編 テュードル王朝

一五六

第一章 ヘンリー七世八世及びメリーの時代

英國史がヨルク朝よりテュードル朝に移るの時は正に是れ世界史が中世より近世に移るの時なり。近世の初に於ける著るしき事實は歐洲諸王國の強固を致せることなるが英國は其最も卓々たる者なりしかば或はテュードル朝を以て重要な時代となす者ありと雖も憲法史より之を視るときは殆ど齒牙に掛くるに足らず。姑く王室の權利に就て之を言はんにヘンリー七世の如き固より王權を擴張せしに相違なきもエドワード四世に比して大に加ふる所あるを見ざるなり。且世界史に於て如何に樞軸の時期なりとも英國の憲政に影響するに非るよりは憲法史に於て何かあらん。抑是時に當り中世の末に萌芽せる文物漸く發育の運に嚮ひ磁石の使用日を追て進みしが爲に航海の業從て益開けヴァスコダガマの東印度航路を發見するあり、コロンバスの亞米利加を發見するあり、古學の復興軍制の變化等凡そ人の耳目を傾動する所以のもの一にして足らず。世を擧て射利致富の計利

用厚生の道に汲々として復た政治の得失權利の屈伸を顧みるに違あらず。要するにテュードルの時代に於て特に恒著なるものは智識と宗教との二點のみ。ヘンリー七世はホスウガルの戦場に於て位に即くや直ちに國會を召集し條例を以て即位の事を天下に告知せしめしが此條例には敢て己が正統の王位繼承者なるとを言はず、敢て其即位が戦勝の權利に由れるとを述べず、敢て國王に撰立せられたる事實を擧げずして只英國の王位は應に其躬に在るべしと云ふに過ぎず。而してヘンリー七世は法王の批准を請受けて此條例を確實ならしめたり。王は尋で又數年の後國會をして新に法律を設けしめ權利の有無と在位の長短とを問はず苟も英國に君臨する者に臣事して忠節を致す者は國會の法例又は其他の手續に由て叛逆罪に問はることなかるべし、財産沒收及び其他の刑罰を蒙ることなかるべしと定む。是れ一は己がランカスター家の系統たるを以て其怨家なるテュードルの遺民が己の即位に由て疑懼の念を抱き背叛せんとを防ぐが爲にして一は他日王位を奪はんとする者起るとあるも我が臣民をして少も顧慮する所なく己の爲に努力せしめんとするの策に出でたるなり。而してヘンリーとヨーク家の

王女エリザベスとの結婚は實にヨーク・ランカスター兩王統の連合なりしを以て兩統の臣民共に甘じて之を戴き王室の根基始て堅し。

ヘンリー七世在位の間國會が王意を受けて議決せし法案の著るしきもの二あり。一は叛亂を豫防するの目的に成り一は財源を獲んとする目的に出づ。而して叛亂を防禦するが爲には星院の職權を確認せしが星院は大法官大藏卿樞密官樞密院長及び判事長二人僧正一人より成り夙に無制限の職權を有し一二の場合を除き陪審を須ひずして擅に刑事を裁斷し來れり。今や此の如き重大なる權力を勅撰有數の人に委して何人も其危険を覺えざる所以は人民の久しく内亂を厭ひ寧ろ自由を棄つるも平和を得んと欲せしに由る。然れども誰か知る今日自由を以て平和を買ひたる人民は他年内亂自由の爲に内亂を醸すに至れるとを又國王の財源に關する法令は國王の隨意課税を是定せるものなるが是れ所謂ベチゾレンスにして義獻の名を以て民財を強取するの外ならず。蓋し義獻の制はエドワード四世の創設に係りリチャード三世の時條例に由て一旦廢止せられたるとあり。今や佛國との交戦に際して之を復したるなれども。實は王の府庫を肥すの目的に

外ならず。何となれば王の兵を率ゐて佛國に上陸するや和議忽ち成り復た軍費を要せざるのみならず王は反て十八万六千磅の償金を得尙且つ毎年廿五クラオンの金額を受くべき約束を結びしを以てなり。

ヘンリーが治國の第一義は大諸侯の勢力を削減するに在り。其本志は王家の爲にせるなれども究竟英國の利益に非ずと謂ふべからず。ペーコンはヘンリー在世の間騷擾の屢は起れるを以て之を王が諸侯を猜忌陳外せる故なりとなすも、果して然らば是れ王が過の功名なり。若し然らずしてヘンリーが貴族を鉗制せざりしならんには英國が第二の波蘭なりしも亦知るべからず。夫れ司法の手續漸く堅確となり社會の秩序漸く緒に就き全國の靜謐漸く舊に復し人民が封建の苛制内亂の慘境を脱し之を始にして其富を得之を中にして其勢を得之を終にして其自由を得たるは之をヘンリーが無意の賜なりと謂ふも亦豈不可ならんや。而して後年女王エリザベスの時に於て文學技術兩つながら隆盛を極め國力亦大に増進せしは其祖王ヘンリー七世の政略與りて力あり。

ヘンリー八世は其父七世に繼で立ちしが其御宇に於ける専横の政治は英國史中

罕に見る所なり。然るに國會が憲法上裨益ある先例を遺せしが如きは亦甚だ奇と謂ふべし。其先例とは何ぞや、トナー及びバオンデーと稱する課税を許諾するの法令を發したると是なり。是より先王は己の特權に由て既に之を賦課し來りしが即位の六年に至り人民の抵抗を受けしが爲に已むを得ずして制裁を國會に求めたるが之に對して國會の發布せし法令は尤も意外なりとす。何となれば該法令は納税を抗拒せる者を懲罰すると共に新にトナー及びバオンデーの課税を國王に許與するとを定めたり。夫れ一方には新に此課税權を國王に與ふると云ひ而して一方には之が以前に遡りて納税を抗拒せし者を罪するは事理に於て矛盾を免れずと雖も大體より之を視るときは國王の主持せし課税權に公々然として反對するの先例を作りしものなり。何ぞや、若し國王が從來此二種の租税と課税を有したるならんか國會當時の法令が只之を公表するの軀裁を取るべきのみ。然るに新に之を與ふと云へる明文あるに由れば國王が該法令の發布前に在ては其特權に由て此二種の租税を課すべからざるは極めて見易き道理なればなり。且爾後國王四代の間此課税權が毎に即位の初年を以て國會の承諾

を経たるを以てするも益、其然る所以を證するに足る。

夫れテュードル朝の大會は卑屈にして王の願便する所となり唯々諾々一片の氣骨を有せざりしと雖も課税問題に關しては猶ほ能く自立すると此の如し。而して夫の勅使なるウールシーに對する舉措に至ても亦之と其揆を一にせり。蓋しヘンリー七世は晩年尤も聚斂を事とし蓄財に力めたるを以て其崩するや餘財の額百八十万磅に及びしがヘンリー八世は先王の平和主義に反して大陸の從約に關係せるのみならず驕奢誇大を好みしか故に府庫空虛に赴き財用乏渴を致し政府は殆ど手を措く所を知らず。是に於いて宰相カーディナル、ウールシー自ら下院に赴き請求する所あらんとせり。是れ己親ら下院に出席するとき其地位と威望とを以て反對者の口を鉗すべしと爲せしに由る。議員の多數はウールシーの入場を肯んぜざりしも議長トーマス、モアの意見に由り終に之を許るせり。是に於てウールシーは雄辯を揮て佛王の亡狀を痛論し國王が日耳曼と同盟して之に當らざるべからざる由を陳べ之が軍資として八十万磅の支出を請求せしに下院は沈黙して之に應ぜずウールシー強て其意見を促すに及びても尙ほ一人の言を出

す者なし。既にして議長は恭しく跪きて曰く下院は閣下の如き尊貴の人に接して嘔喘屏息の極覺えず罪を相公に得たりと。因て諄々として其國會に来るは策の得たるものに非ず且つ國會の權利を犯すに當るとを説き終に臨み之に告げて曰く、全院の意見は未だ明言するに由なきも己自身に在ては此の如き重大の問題に關して満足なる即答をなす能はざるを信ずと。ウールシーは議長の偏強にして吾意に従はざるを憤り奮然席を蹴て去れり。既にして下院の討議は十五六日に亘りしが政府黨勢を得て課税の事を可決せしと雖も尙ほウールシーの要求せし所に比すれば非常の少額なりき。

王と宰相とは國會に向て不満を抱き爾後七年の間絶えて之を召集せず強借義獻の方法に由て財用を足さんとし先づ倫敦市より二萬鎊を借入れしも未だ十分ならざりしかは許多の委員を全國に派遣し各人をして其所有する財産の額を宣誓せしめ之に應じて税金を賦課せり。此處置は人民固有の權利を侵害する者なるを以て到處民心激昂不穩の狀ありしもヘリンシーは敢て之を意とせず三年の後更らに委員を撰みて嚮に宣誓せる財額の六分一を徵收すへきとを任命し納税を抗

拒する者あるときは直ちに之を牢獄に送れり。然るに孰れの郡縣に在ても委員に反抗する者踵を接しサップォルクに於ては恐るべき暴亂あり。是に於て政府も已むを得ず要求を撤回し義獻の法を以て之に代へしが倫敦の市民の如きはリチャード三世の條例を根據として之れを拒めり。當時政府は之れに回答して曰くリチャードは篡立者なるを以て其法律は正統の君主を羈束するに足らずと。尋で千五百四十五年復た義獻を迫るに及び倫敦の長老ウヰリアム、リード命に従はざりしかば當時英蘇交戦の際なるを機とし之れを蘇格蘭の國疆に送り特に將軍サラルフ、イェワルに命を下しリートをして尤も危難の職務を執らしたりと云ふ。

ヘンリー八世の法律中尤苛虐背理なるは叛逆に關するものにしてウオルウヰツク公バッキンクハム公以下刑死せる者少からず。但此二公を罪せしは猶ほ理由なきに非れども其の他に至ては眞に咄々怪事と謂ふべきなり。夫の千五百三十四年の法令の如き人民をして王が第二の配偶によれる嫡嗣の王位繼承權を奉すべきとを誓はしめ此誓を拒む者は叛逆を以て之を論せり。然るにサー、トーマス、モア及び僧正フヒスシャアの二人は其宣誓を拒みしが爲に禁錮の災に遭へり。而し

て此に次で發布せる條例には國王に渉る言語中王の尊稱を省く者も亦叛逆罪となしモア、フヒスシャーを始として之が爲に誅せられたる者頗る多し。ヘンリーの狼戾なる閨門の内にも亦些の恩情なく王妃を易ゆると前後七人概ね皆其終を全くせざりしが就中第二に娶りたるアン、ボレインの如き尤も憫むべき者多し。蓋しエドワード三世の條例に據れば王妃姦通の行ある時は男女共に叛逆の罪に當れり。其後又叛逆罪の範圍を擴張して王の胤子を汚辱し又は謾言する者に及ぼせしがアン、ボレインの罪案は即ち此律に率由せるなり。然るに王妃は冊立以前カザリン、ホワードなる者と綢繆せしとは別ち之あるも王妃となりし後に於て其節を破りしや否は實に疑獄に屬せり。故に其誅せられたるは寧ろ冤に非ずと謂ふへからず。王妃既に死するや王は直ちに法律を發し國王が將に娶らんとする婦人にして若し曾て男子に接したる事實を蔽隠したるときは叛逆罪となすべきことを定めたり。

要するにヘンリー八世の國會は租税の一事を除き唯王命之れ従ひ王が后妃を廢せんとするや輒ち之を贊成し、王が宰相を殺さんとするや輒ち又糾問を須ひずして直ちに之を死に致し、毫も蹇蹇の道を盡さず、王位繼承者の撰定を宸斷に一任せるが如き先規を紊るものにして他日内亂の端已に此に兆せり。然れども是れ猶ほ可なり國王廿四歳に達すれば即位後發布したる條例の如何なるものをも廢止するを得へしとの法令を設けたるに至ては獨り攝政の威權を無効に歸するのみならず王をして一切立法部の法制を蹂躪せしむるの備をなすものなり。國會の失錯は此に止らずして幾ばくもなく禁錮又は罰金の刑を越えざる限り王の布告即ち、プロクラメーションは條例と同一の効力を有すと云へる法令を發せり。但其布告の範圍に制限ありしが如き不幸中の幸と謂ふべきのみ。ヘンリーの將に死せんとするや其子エドワード六世尙ほ幼冲なるを以て王室顧問官に顧命して之が攝政たらしめたるが此等の人々は自ら先王の如く暴威を振ふべき實力なきを知るが故に多少國民の意を迎へんとするの志あり。是を以てエドワードの即位後始めて開かれたる國會は先王の時新設せる叛逆律及び重罪律を廢しエドワード三世の舊法を復し併て國王の布告に條例の効力を附するの法令を廢止せり。然れども此の如き大なる讓歩は本と當路の甚だ欲する所に非ざりし

を以て法律上布告の効力既に消滅せしに拘はらざエドワード御宇の間尙ほ屢罰金又は禁錮の刑を以て布告を強行せしことあり。此時に當り顧問府は即ち攝政府にして顧問官の攝政權は人々同一にして敢て輕重する所なかりしにソーマルセツト公遂に幼主より專任攝政たるべき命を得て威福を擅にし其弟セイモア侯を忌て之を叛逆罪に陥るれしが其手續の如きはヘンリーの惡例に遵ひ罪人をして辯護をなすとを得ざらしめたり。既にしてノサムバランド公漸く勢力を得てソーマルセツト公を凌ぎ重罪を羅織して之を死地に致したるがソーマルセツト公は法廷に於て證據人と對審せんとを要求せしと雖も許されず爲に冤枉に遭ひしかば下院議院の内此の如き治罪法の欠典を補ふへしとの意見を持する者次第に多く終に國會は新に法律を設け何人と雖も二人の證據人あるに非れば國事犯の嫌疑を以て逮捕せらるゝとなかるべく若し罪人其罪を自白せざるときは法廷に於て證據人と對審せしむべしと定めたり。

女王メリーは英國に於て始ての女主なりしが憲法上其權利の如何に關して議論百出し新政の僧徒は其舊教徒なるを惡むが爲に說をなして曰く婦女子の國家を

統治するは神の許さざる所國法の認めざる所なれば君主の權なしと。而して舊教の僧侶はメリーの我が教派に屬するより說をなして曰くメリーは女主なれば古來男王を制限せる法律を遵守するの義務なしと。然るに國會は此問題を決定すべき法律を發し女王は當然國王に屬する所の威嚴と權力を有する者なることを布達し紛議始て止む。蓋しメリーの世は宗教に關する暴政を以て著るしきのみならず民政上に至ても亦苛虐を極め臣民より金錢を強借せるが如き國會の議を経ずして毛布の輸入税を課せるが如き拷問其他の峻刑を用るしが如き是なり。殊に千五百五十七年に於ては遍く委員を派遣して宗教上政府の以て犯罪者となす所の者を搜索せしめ或は之に罰金を課し或は之を禁錮に處し時としては宗教裁判所に移して嚴酷なる刑罰を受けしむ。後年エリザベス女王の時に起れる高等法院は實に此に胚胎せる者なり。而してメリーの末年に發したる布告に至てはヘンリーの惡法に比して更に甚しきものなるが此布告は外國より邪教又は叛逆に涉れる文書の輸入を禁し此の如き文書を藏する者は軍律を以て罰すべしと定めたり。

夫れヘンリー八世よりメリーに至るまで君主の威權頗る強大にして國會は在れども亡きが如くなりしが其實エドワード六世以來下院は漸く其權勢を回復せんとするの兆あり。該王の時既に政府の提出せし新叛逆法案を否決し自ら穩當なる法律を設けて之に代えたるあり。ダルハムの僧正タンスターを叛逆罪に處するに不同意を表せしとあり。ソーマルセット公ノルサムバランド公の僭竊を憤りて政費の供給を拒みしとあり。而てメリーの時に及びては愈々政府と所見を異にし再び解散を命ぜられたるも敢て屈撓する所なく第三國會の開かるゝや政府案の重大なるもの多くは否決せられたり。而して當時政府が議院選舉毎に百方を盡して自黨の多く選出せられんことを求めたるに由れば益々以て下院の勢力順に加はりたるを知るに足る。是より先きエドワード六世の政府は下院の内に我勢力を植んが爲め新に多くのペロを設置し其數廿二に及びしがメリーは更に十四のペロを増設せり。是等は間接の選舉干涉なるが政府は猶ほ此を以て足れりとせずエドワードの時に於てはシエルフに命じ其管内の選舉人に告知せしめて曰く我が望む所は諸君が智識に富み經驗を有する者を選出するに在り但樞密

院より適當の候補者を指命せる場合に在ては必ず之を選舉せざるべからずと。又メリーの時に於てはシエルフをして必ず善良なる加特力信徒を舉ぐべきとを選舉人に諭達せしめたり。

第二章 宗教改革の顛末

マーティン、ルーテル日耳曼に起りて新教を提唱するに先だつこと百五十年英國に於てはジョン、ウヰックリフなる者殆て羅馬教に反抗して新に一派を立て其徒をローラウドと云ふ。バイアルを英語に翻譯して廣く人民に基督教の教義を識らしめたるは此宗徒實に嚆矢たり。然れども其言行過激にして煽亂の虞ありしか爲めにヘンリー六世の朝之を禁止せりと雖も其主義は尙ほ社會に潛存冥行して未だ曾て全く亡滅するに至らず宛も是れ薪盡きて灰温に菓碎けて核存するが如く之に火を傳ふれば將に再燃せんとし之を地に種ゆれば復た發生せんとす。果せるかな宗教の氣運一大變に際するやエラスマスのアレーズ、オフ、フオノリーとなり、トーマス、モリアのユトッピヤとなり、ルーテルの新説大陸を風動するに及び英民の

之を迎ふる火の燥に就き水の濕に就くか如くなりしなり而てヘンリー八世は素より羅馬教に歸依せるが故に書を著してルーテルの教義を駁撃せしかば法王大に之を嘉し與ふるに『真教の防衛者』と云へる名稱を以てせり。然るにヘンリー八世は千五百廿九年皇后廢立のときより法王と争端を啓き遂に國會の條例に由り法王が英國に於る一切の權力を滅却し英國の國王は英國の教會の首長たるを定め八百年來羅馬教會と連續せし關係は此に至て全く斷絶せり。是れ所謂アクト、オフ、シユープレマシーなるものなり是に由てヘンリーは自ら宗教の教旨と儀式とに改革を施し國民に典型を垂れたるが是に由て觀れば新舊兩教の間を行かんと欲する者に似たり然るに一般の僧徒は次第にヘンリーの意の如くなりしもモナステリーと稱する僧庵に住するモンクなる僧徒の一跡は頑として命に従はずりしかば僧庵を毀ち僧徒を罰し毫も寛假する所なかりき。然れども宗教改革が燎原の勢を以て進行するや事の極端に趨るものなしとせず。此の如きはヘンリーの本志に背くものにしてヘンリーの本志は羅馬教會と分離し法王の曾て英國に於て有せし權力を己に收め國家と教會との主權を兼綜するに過ぎずして。教

義に關しては寧ろ羅馬教を信せしかば其初心既に違するや復た宗教改革を遂行するの必要を感せざるのみならず其進運を厭ふに至りしも亦自然の勢なりと謂ふべし。ルーテルに對する反動の一派は輒ちヘンリーを動かす遂に千五百三十九年を以てシッキス、アクトと稱する條例を發せしめたるか此條例は舊教の要點を確定宣示せるものにして之に違背する者は罪に致せり。是故にヘンリー八世の末年に當りては新舊兩教徒共に刑辟を免れず戦々競々として其生を聊せざりしもの比々皆是なり。何となれば舊教の徒は教義に於て王と相合するも羅馬法王を奉戴するが爲に罪に問はれ新教徒は羅馬法王を奉戴せざる點に於て王と合するも教義に於て國法に觸るゝを以てなり。已にしてエドワード六世に至り新教徒大に力を得たるもメリーは舊教の篤信者なるが爲に盡く新教に利益ある先王の法律を廢止して羅馬法王との關係を舊に復し新教徒を罰するに殘酷の刑を以てせり。是れエリザベス以前に於ける宗教改革の策略にして其詳なる事實に至ては普通の英國史に就て之を求むべし。

第三章 エリザベスの宗教

エリザベス女王の位に即くや國民は曾てメリーの虐政を怨望せし故を以て之を歓迎し就中新教徒に至ては額手相慶せざるなく皆以爲く千歳の一時なりと。千五百五十九年國會始て開けシェープレマシー及びユニフォルミティーの二令を發す。前者は五ヶ條より成り其第一條は外國の僧侶君主若くは法王等英國の宗教に關して何等の權なきとを規定し、第二條は英國の王は英國に於て宗教に關し無上の權力を有し其命に違ふ者を罪するの權あるとを規定し、第三條は百官僧徒宗教に關し王命を奉すべしとの宣誓をなすべきことを規定し、第四條は外國の僧俗に服事する者は軽くして財産を沒收し重くして叛逆に準すべきことを規定し、第五條は宗教上の裁判をなさしむるが爲に國王は委員を置くの權利あるとを規定せるものなり。又後者は三ヶ條に別れ第一條は祈禱文言を一定し、第二條は之を用ゐざる者に適用すべき罰則を定め、第三條は日曜及び祭日に寺院に參詣すべきとど之に従はざる者に適用すべき罰則を定め其國教は新舊兩教の折衷主義にして

宗旨に於ては新教に近く儀式に於ては舊教に近く、君主の宗教に於ける權力は莫大無上なりとす。而して國教の僧徒が之に甘んじて一意女王を奉戴せしは是れ其加特力及びカルザイン派の僧侶と異なる所以なり。蓋し此二派は政權の教權を犯すを惡む點に於て符節を合するが如く之が爲には肝腦地に塗れて悔ひず。佛國と蘇格蘭に於ては其例殊に少からざるを見る。而してエリザベスが此二派に對する處置は即ち如何に請ふ之を下條に陳說せん。

エリザベスは千五百六十二年を以て舊教徒に對て峻嚴なる法律を布きしが之が爲に深く其怨を買ひ關係の及ぶ所極めて廣く内憂外患交も至れり。是より先法王クレメント三世はエリザベスの母アンボレインを以てヘンリー八世の正當なる配偶と視做さざりしに今や法王ポール四世エリザベスを私生兒とし己の許可を経るに非れば王位に登るべき者に非ざることを主張しエリザベスが遂に新教を鼓吹するに及び法王バイヤス五世之に向て破門令を發し又陰に當時エリザベスを廢して蘇格蘭の女王メリーを立てんとする人々と通謀す。而して西班牙王フェリッポ又エリザベスが己に許嫁せざると舊教を奉ぜざるとの理由に因て動もすれ